

岩手県立大学 盛岡短期大学部

自己点検・評価報告書

公立大学法人岩手県立大学

目 次

序章	1
本章	
第1節 理念・目的・教育目標	5
第2節 教育研究組織	10
第3節 学科・専攻科の教育内容・方法等	12
第4節 学生の受け入れ	47
第5節 学生生活	56
第6節 研究活動と研究環境	65
第7節 社会貢献	72
第8節 教員組織	76
第9節 事務組織	82
第10節 施設・設備等	87
第11節 図書館および図書・電子媒体等	94
第12節 管理運営	97
第13節 財務	105
第14節 自己点検・評価	112
第15節 情報公開・説明責任	118
第16節 特色ある取り組み	122
終章	127

序 章

本学は、1946 年（昭和 21 年）に創設された岩手県立女子専門学校と、1948 年（昭和 23 年）に創設された岩手県立美術工芸学校を母体として、1951 年（昭和 26 年）4 月に家政科と美術工芸科の 2 科からなる盛岡短期大学として発足した。その後、美術工芸科の廃止、保育科の設置、法経科第二部（夜間）の設置など数度の学科再編を行い、その間 1963 年（昭和 38 年）には校名を岩手県立盛岡短期大学と改称した。さらに、1998 年（平成 10 年）4 月の岩手県立大学の開学にあわせ、既存学科の全面的な見直しを行った。既存の保育学科及び法経学科第二部 2 学科については、それぞれの教育内容を岩手県立大学の社会福祉学部及び総合政策学部に移行することで学科廃止とし、家政科として発足以来長い歴史をもつ生活科学科（生活科学専攻、食物栄養学専攻）と、新たに開設した国際文化学科との 2 学科からなる短期大学となり、設置場所も岩手郡滝沢村巢子の地の、岩手県立大学と同一のキャンパス内に移転した。本学の岩手県立大学の併設短期大学部としての新たなスタートである。2006 年（平成 17 年）4 月の岩手県立大学の独立行政法人化に伴い、本学は公立大学法人岩手県立大学盛岡短期大学部となり現在に至っている。

本学の沿革は以下のとおりである。

1946 年（昭和 21 年）	岩手県立女子専門学校
1948 年（昭和 23 年）	岩手県立美術工芸学校
	↓↓
1951 年（昭和 26 年）	盛岡短期大学（家政科・美術工芸科）発足
1958 年（昭和 33 年）	美術工芸科廃止
1963 年（昭和 38 年）	校名を「岩手県立盛岡短期大学」に変更
1965 年（昭和 40 年）	保育科設置
1966 年（昭和 41 年）	法経科第二部（夜間）設置
1988 年（昭和 63 年）	学科改編・学科名改称 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養学専攻） 保育学科 法経学科第二部
1998 年（平成 10 年）	岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科（生活科学専攻・食物栄養学専攻） 国際文化学科 〈保育学科、法経学科第二部廃止〉
2005 年（平成 17 年）	公立大学法人岩手県立大学盛岡短期大学部

《公立大学法人岩手県立大学組織図》



公立大学法人岩手県立大学は、岩手県立大学、盛岡短期大学部、宮古短期大学部の1大学2短期大学部を擁しており、岩手県立大学学長が本学を含めた併設2短期大学部の学長を兼ねている。また、大学改革推進本部、教育・学生支援本部、研究・地域連携本部の本部組織は、1大学2短期大学部全体の教学組織として設置されており、本学教員は3本部のもとに置かれた各種会議の構成員である。

さらに本学は岩手県立大学（四年制）と同一キャンパス内にあり、同一の事務局組織のもと大学の事務運営を行っているのをはじめ、図書館及び各種の施設・設備等の共同利用、学生の課外活動等における緊密な連携など、本学の運営は岩手県立大学（四年制）と一体となっていて行われている。

このように本学は、現在では公立大学法人岩手県立大学の併設短期大学部として岩手県立大学（四年制）と多くの面で連携し一体化した運営を行っているが、1951年（昭和26年）、県立の盛岡短期大学として開学以来、有為な職能的人材の育成を目的とした短期大学として56年の長い歴史と伝統を持つ短期大学である。

本学は、盛岡短期大学として開学以来、沿革に見るように数度の学科改編を行なうことで常に実践的な専門教育を通して、社会のニーズに的確に対応できる人材の育成に努め、多様化する地域社会の要請に答えてきた。開学以来、有為な職能的人材の育成を目的として実践してきた、栄養士、保母（現保育士）等の養成、法経学科第二部における勤労青少年への教育は、県内各地域に数多くの優れた人材を輩出してきており、県立の短期大学としてその使命を発揮してきた。

岩手県立大学の開学にあわせ、その併設短期大学部として生活科学科・国際文化学科の2学科体制に学科再編した以降においては、新生「盛岡短期大学部」として、長い歴史と伝統を持つ生活科学科における人材育成を継承するとともに、国際文化学科における豊かな国際感覚と国際的なコミュニケーション能力を備え、地域の国際化にも対応できる人材の育成に努めてきている。

本学は、現行2学科体制以降においてもその長い歴史と伝統を継承しつつ、地域社会に開かれた短期大学としてあるべき姿を求め、不断に自己点検・評価を行ってきた。2002年（平成14年）には、岩手県立大学の全学的な自己点検・評価を行った際、本学においても併設短期大学部2学科体制の人材育成の目的等を検証し、短期大学としての将来像についても自己点検を行ない、その報告書を公表した。

さらに、2005年（平成17年）4月からの法人化移行後は、中期目標・中期計画に基づいた年度計画を毎年度作成し、設置者である岩手県に提出している。さらに、年度計画に係る業務実績を自己点検評価した結果を「事業年度に係る業務の実績に関する報告書」としてまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出し、その評価を受けることで改革改善に結びつけている。

しかしながら、少子化・大学全入時代を迎えている現在、短期大学のあり方そのものが問われてもいる。そのためには、本学の長い歴史を改めて検証するとともに、新生「岩手県立大学盛岡短期大学部」の教育研究の全面的な自己点検・評価を行い、その結果について第三者評価を受審する必要があると考え、大学基準協会に拠る学校教育法に基づく認証評価を、2008年度（平成20年度）に受審することとした。

本学は「岩手県立大学盛岡短期大学部」として新たなスタートを切って、2007 年度（平成 19 年度）は 10 年の節目を迎えている。本報告書は、その 10 年の歩みと現状について、大学基準協会の点検評価項目に従って自己点検・評価を行ない、次の新たなステージに向けて、本学が改革改善すべき諸点につき記述したものである。

本 章

第1節 理念・目的・教育目標

1 理念・目的・教育目標

【現状】

本学は、『「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学を目指すこと』を建学の理念とした、岩手県立大学の短期大学部として、教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与することを目的としている。（岩手県立大学盛岡短期大学部学則第1条）

平成17年度からの岩手県立大学の公立大学法人化に伴う中期目標に掲げる、①「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学、②志に火をつける「実学実践」の教育による人間的成長を培う大学、③「実学実践」を中核とした「人間教育」「実証教育」「地域貢献」の一体的な進展、は本学においても共有の目標となっている。

生活科学科では、「生活科学」を人間の生活を科学的に研究し、生活の質的な向上を目指す教育研究とし、社会人として専門性と幅広い応用能力を持ち、グローバルに考え地域レベルで活躍できる人材の育成を目標としている。

教育は、生活科学専攻、食物栄養学専攻の2専攻において、それぞれ独自の目標を持って進められている。

生活科学専攻は、人間とそれを取り巻く環境との持続的関係の構築を、未来に向けた人間生活の課題の一つと位置づけ、環境問題・省エネルギー問題等の社会問題に対応できる問題解決能力に優れた人材の育成、ならびに現在よりさらに多様化が予測される将来の生活を、自ら考え、そして作り出せる人材の養成を教育理念としている。この目的を達成するため、教員は専門の学術研究に不断に努め、教育においては、人間生活の「住」と「衣」に関する高度な技術と見識を持って、さまざまな社会問題を解決し、かつ地域に対して貢献をなしうる即戦的能力を持った人材の育成を目標としている。生活科学専攻では、特に社会が要請する諸資格を得られるような「実学」を重視する教育を行うこととしている。

食物栄養学専攻は、生涯にわたって健康で活動的な充実した人生を送ることができるように、健康科学の専門的な知識・技術を修得するとともに、広く食について学び、日々の生活に生かすことができる能力を持った人材、「食」による「健康の維持・増進」や「食教育」に関する専門知識と応用能力を持った人材の育成を教育理念としている。この目的を達成するために、教員は専門の学術研究に

努め、教育研究の質の向上を目標としている。

教育においては、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食と健康」について学ぶことを通して、人の食に関する科学の基礎から応用までを体系的に理解し、食生活を支える知識と技術を備えた社会に貢献できる人材の育成を目標としている。食物栄養学専攻では、学生全員が栄養士免許取得可能なカリキュラムを組み、教育においては、教員と学生、あるいは学生相互間での活発なコミュニケーションを重視している。

国際文化学科は、豊かな国際性を備え、地域の国際化に貢献できる人材の育成を教育理念としている。この目的を達成するために、教員は専門の学術研究を深め、教育研究の質の向上を目標としている。

教育においては、次の3点を教育目標としており、特にコミュニケーションスキルを育成しながら、自他の文化理解を柱とした国際文化教育を重視している。

- ① 西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を幅広く理解し、これを尊重する豊かな国際感覚を身につけた、良識ある人材の育成
- ② 自らが生活地域とそれが持つ文化の諸相をより深く理解し、地域文化の振興や地域の国際化に積極的に寄与できる人材の育成
- ③ 豊かで実践的なコミュニケーション能力を身につけ、主体的に考え発言できる自立した人材の育成

【点検・評価】

人間生活の根幹たる衣・食・住を中心とした高度な知識・技能を修得し、地域社会に寄与することができる人材の育成を目指す生活科学科と、国際化が進展するなかで多様な文化を理解し、地域社会の国際化に寄与することのできる人材の育成を目指す国際文化学科とは、ともに教養教育との密接な関連を保ちながら、それぞれの領域において専門の知識・技能を備え、豊かな感性を身に付けた有為な社会人を育成することを目標としている。その教育目標は、人間生活の質の向上と地球規模でのさまざまな環境課題とをめぐり問題解決の方策が求められ、また価値観が多様化し、国際化が進展している中で多文化との共生が望まれる現在において、その目指すべき方向は適正であるといえる。

特に、国際文化学科における、平成18年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された、コミュニケーションスキルを育成しながらの、「自他の文化理解を柱とした国際文化教育」は、学科の教育目標に添って進められたものである。なお、この特色GPに関する具体的な取組みについては、以下の各節に記載するとともに、第16節にまとめて記載する。

このように、2つの専攻を持つ生活科学科と、国際文化学科それぞれの教育目標は、本学の目的に添い、それぞれ具体化した目標として立てられており、互いに整合している。

生活科学科生活科学専攻では、本専攻の母体であった岩手県立盛岡短期大学生活科学科の長い伝統

を受け継ぎ、県内の金融業をはじめとする各種企業へ、豊かな感性を身につけたすぐれた人材を送り続けている。また、二級建築士受験資格を取得した人材の、建築関連企業への輩出も進められている。

生活科学科食物栄養学専攻は、昭和26年の盛岡短期大学開設以来、幅広い教養を備え豊かな感性を身につけた優れた栄養士免許取得者を、県内外の病院、学校、食関連企業に送り続けている他、一般企業へも優れた人材を輩出している。

国際文化学科では、平成12年度の学科完成以降、県内を中心に地方自治体職員、金融保険業、卸・小売業などさまざまな分野へ、豊かな感性と国際性を身につけた優れた人材を輩出している。

このように本学に学んだ学生は、学科、専攻の違いはあるものの、栄養士免許を取得した専門職、金融・保険業、地方公務員、サービス業など、有為な職能的社会人としての特性をそれぞれに身につけ県内外に巣立っている。平成18年度に本学の卒業生が就職している企業等に対して実施した「卒業生に関するアンケート」では、本学の人材育成を高く評価する結果となっている。卒業生は、母体である岩手県立盛岡短期大学の長い伝統と歴史を踏まえ、全国平均を上回る就職（内定）率を維持している。同時に、卒業生の中には、四年制大学等へ進学（編入学）する者も増加しており、本学は就職・進学のいずれにおいても、卒業後の進路が確実な短期大学として地域社会から評価を得ている。

以上のように、本学の目的とする人材育成は、その目的に即したものとなっており、地域社会、国際社会の発展に寄与することができる、教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の知識・技能を修得し、豊かな感性を身につけた有為な職能的社会人の育成は達成されている。

しかしながら、卒業生の四年制大学への編入学の増加傾向に見られるように、進展する少子化の時代状況と高学歴化志向が進むなかで、本学の2学科が目指す人材育成の目的・目標については、短期大学としてのあり方をも踏まえ、検討を加えることが必要である。

【改善方策】

昭和26年以来の長い歴史と伝統を誇る生活科学科と、平成10年度から新たに開設された国際文化学科における人材育成は、岩手県立大学の建学の理念、そして本学の目的に即したものと見える。しかし、近年の大学全入の社会動向や多様な受験生ニーズへの的確な対応を推し進めることが必要であり、平成18年度から岩手県立大学全体の課題として、本学の存廃、四年制移行をも視野に入れた将来構想の検討に入っている。

2 理念・目的・教育目標の周知

【現状】

本学では、毎年度当初、新入生を対象としたオリエンテーションを学科ごとに実施している。まず、大学キャンパス内で学内オリエンテーションを実施し、引き続き、各学科の全教員が参加する1泊2日の学外オリエンテーションを実施する。これらの中で、学生便覧、履修の手引きを配布して、学科・専攻の理念・目的・教育目標について、教員によって周知徹底を図っている。また、このことによっ

て、教員もまた、理念・目的・教育目標の認識を深める機会としている。

入学案内等は、志願者に提供する目的で毎年更新して編集、印刷し、県内をはじめ県外の関係諸機関に配布している。入学案内は、本学の目的・目標、学科・専攻別の教育内容、カリキュラム、取得可能な資格、教員紹介、学生生活等を紹介しており、志願者に大学の魅力を分かりやすく伝える情報媒体であり、本学の広報事業の一環として継続されている。

また、本学のさまざまな活動等を広く社会に発信・提供する広報活動の基軸情報メディアとして、ホームページを設けている。

公立大学法人岩手県立大学のホームページには、四年制大学と2つの短期大学部を併設する岩手県立大学全体に共通する、建学の理念・基本方向・教育研究組織等を掲載している。さらに、そこからリンクされた本学独自のホームページには、本学の学科・専攻の教育内容、入学案内、就職・進路実績、さらには最新の活動情報、各種イベントの案内などの諸活動を総合的にもれなく掲載している。

特に、高校生など本学入学希望者に対しては、本学の全授業科目のシラバス（授業概要）を全面的に公開し、教育内容を詳しく紹介している。

【点検・評価】

学内及び学外での新入生に対するオリエンテーションにおいて、学科・専攻の理念・目的・目標等について懇切に周知徹底を図ることは、他のどの時期よりも効果的であり、有効である。

ホームページの情報は、受験生が志望校を選択するうえで重要な第一次情報として多用されており、本学の周辺マップ・アクセスの情報をも掲載した入試情報、カリキュラム、シラバス、資格・単位互換、就職・進路実績等の情報掲載は、本学の教育内容の周知に効果的である。

【改善方策】

本学の理念、人材育成の目的・教育目標の周知を図る印刷メディアによる入学案内やホームページ等の、本学が提供・発信するさまざまな情報については、平成19年度に設置された大学改革推進本部において、広報活動の一環として全面的に見直しを図り、情報を受け取る立場に立ったより一層分かりやすく、きめ細かい情報コンテンツを作成し、情報化と広報とが一元化された体制を構築していくことを検討している。

3 目的・教育目標の検証

【現状】

生活科学科・国際文化学科ともに、学科会議を中心に社会動向、学生の志願状況、就職・進路実態等の推移を踏まえ、本学の人材育成の目的、教育目標について随時検証している。

また、岩手県立大学全体の取組みとして、建学の理念、教育目標等に基づく中期目標により策定した中期計画の項目について、年度ごとの業務実績を「事業年度に係る業務の実績に関する報告書」と

して、毎年度、自己点検・評価の報告を行っている。この自己点検・評価の結果は、地方独立行政法人法に基づく審議機関として設置した経営会議、教育研究会議において、学外委員を含めた審議を経て決定し、岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出している。さらに、同委員会において、本学の評価内容について厳正な評価が実施され、その結果については公表されている。

【点検・評価】

中期計画の項目に係る年度計画の実績については、学外委員を含めた会議で審議し、最終的には県が設置した第三者機関である、岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けており、年度ごとの活動実績について検証するための有効なシステムであると評価できる。

しかし、近年の短期大学を取り巻く環境が著しく変化している状況において、目的・教育目標を含めた本学のあり方については、的確、適正な検討が求められているといえる。

【改善方策】

平成 18 年度に「盛岡短期大学部等将来構想委員会」を設置し、短期大学を取り巻く社会状況、学生の動向などを検証し、長い歴史と伝統を持ち多くの優れた人材を育成してきた生活科学科、平成 10 年度開設された国際文化学科両学科の理念・目的に抜本的な検討を加え、本学の存廃、四年制移行をも視野に入れた将来構想の検討に入っており、今後は、平成 23 年度から始まる次期中期計画を見据えた、設置者である岩手県との連携・協議を重ねていくこととしている。

第2節 教育研究組織

教育研究組織

【現状】

本学は、生活科学科と国際文化学科の2学科によって構成されている。このうち生活科学科は、生活科学専攻と食物栄養学専攻の2つの専攻で構成されている。

生活科学科は、家政科として本学発足以来の歴史を持ち、昭和39年以降は被服専攻と栄養専攻の2専攻科の構成としてきたが、昭和63年に学科名及び教育課程を大きく変更した。これは、時代のニーズに対応するために従来の家政学から、より科学的な教育内容に改善し、学科名称を家政科から生活科学科に改称したものである。同時に、従来の被服専攻に住居分野や情報処理関係の教育内容を加えて生活科学専攻に改称し、栄養専攻も食物栄養学専攻へと改称された。このときの変更による学科構成が、現在の本学科の基礎となっている。

国際文化学科は、平成10年の岩手県立大学設置に伴う本学の学科再編により新たに開設された学科である。

新設にあたっては、わが国では、政治経済面における諸外国との相互依存関係が格段に強まっており、岩手県においても、産業、経済面における国際化はもとより、地域レベル、民間レベルでの文化面における交流活動は着実にその裾野を広げているという状況が、今後一層県民生活の各方面で進展して行くものと考えられることから、外国及び日本の文化を正しく理解し、地域の国際化に積極的に対応できる人材が求められているという背景があった。

外国及び日本の多様な文化を理解し、これを尊重する豊かな国際感覚を身につけた人材、地域の文化を理解し地域文化の振興に寄与する人材、さらに実践的な語学教育のもとに国際的コミュニケーション能力を身につけた人材の育成を目的に、本学科が新設されたものである。

【点検・評価】

本学の入試倍率、就職率、栄養士免許取得者数（食物栄養学専攻のみ）などの指標は、現在のところ各学科専攻とも堅調に推移している。この現状から考えると、本学の教育研究組織は、学則第1条に掲げる「教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与する」という目的に合致しており、適切に機能していると評価できる。

しかし、少子化による大学全入時代を迎え、近年は全国的に短期大学の進学率が低下するなど、短期大学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本学においても志願者数が減少する傾向にある。

また、高学歴志向等の社会的要請への対応、岩手県立大学全体の機能強化などという面からも、学科・専攻の構成などを含めて、本学のあり方について検討を進める必要がある。

【改善方策】

平成 18 年度に「盛岡短期大学部等将来構想委員会」を設置し、本学の存廃、四年制移行をも視野に入れた将来構想について、岩手県立大学全体で検討を進めているところである。

第3節 学科・専攻科の教育内容・方法等

【目標】

- 「実学実践」を中核とし、教養性と専門性の融合による実践的な総合教育を推進するほか、高度情報社会の進展に対応するため、基礎的な情報処理能力の育成などを図り、変動する社会の中で自律する地域・組織をリードする人材を養成する。
- 実践的課題を通じた人間教育を実現するため、教養教育と専門教育の融合や実践実習的な指導方法の開発など教育課程、教育方法の改善を図るほか、適切な成績評価制度の整備に取り組む。
- 学術情報機能の充実により、少人数教育、メディア教育に適した教育環境を計画的に整備するほか、岩手県立大学アイーナキャンパスの設置など社会人教育環境の拡充を図る。
- 岩手県立大学（四年制）との単位互換などを進め、教育資源の有効かつ効果的な活用により学生の多様な教育機会の確保を図る。
- 教員がより質の高い教育を提供できるよう、学生による授業評価など教育評価システムの拡充やカリキュラムを定期的に評価する仕組みの整備、研修会の開催などを通じて、教育指導法の改善に努める。
- 学生への学習支援として、就学相談など個別相談指導体制の充実を図る。
- 社会人が学習しやすい教育プログラムの提供や留学生サポートセンターの充実を図るなど、社会人、留学生等に対する教育支援の充実を図る。

※目標は、「公立大学法人岩手県立大学中期目標」の該当部分を抜粋。（以下第15節まで同様）

【目標を達成するための計画】

《教育に関する目標を達成するための措置》

- 教養性と専門性の融合による実践的総合教育を推進する。
- 少人数クラスで情報リテラシー教育と語学教育を一層推進する。
- 各専門領域において、卒業後も引き続いて専門性を伸長できるように、系統的・実践的な教育の充実を図る。
- 生活を基盤とした着実な思考力と、多様な文化への柔軟な理解力を養うことで、地域社会、国際社会が抱える今日的な諸問題に対して確かな視座を有する人材を育成する。

《卒業後の進路等の指導》

- 学生が自発的にキャリア形成を目指す教育を積極的に進め、あわせて就職・編入学等の進路指導を強化する。
- 各種資格取得のカリキュラムを充実し、専門職としての実力を身に付けさせる。
- 卒業後の社会的・実践的コミュニケーション能力涵養のための英語、日本語教育を充実する。

《教育理念等に応じた教育課程の編成》

- 少人数教育を徹底するために、教育内容の改善を図る。

○ 卒業研究により、各分野における実践的な問題解決能力の養成を図る。

○ 実習教育、フィールドワーク、演習の充実を図る。

《授業形態、学習指導方法等》

○ 学生の多様な学習ニーズに対応するため、他学部・学科等の間の科目履修を促す。

○ 地域における国際交流活動を支援し、その活動を実践的教育研究の場として生かす。

※目標を達成するための計画は、「公立大学法人岩手県立大学中期計画」の該当部分を抜粋。(以下第4節、第6節同様)

I 教育内容等

1 学科・専攻の教育課程

【現状】

教育課程の編成にあたっては、生活科学科及び国際文化学科ともに、専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮している。

生活科学科は、「生活科学」を人間の生活を科学的に研究し、生活の質的な向上を目指す教育研究とし、社会人として専門性と幅広い応用能力を持ち、グローバルに考え地域レベルで活躍できる人材の育成を目標とした教育内容の充実に努めている。

生活科学科生活科学専攻においては、人間とそれを取り巻く環境との持続的関係の構築を、未来に向けた人間生活の課題の一つと位置づけ、環境問題・省エネルギー問題等の社会問題に対応できる問題解決能力に優れた人材の育成、ならびに現在よりさらに多様化が予測される将来の生活を、自ら考え、そして作り出せる人材の養成を教育理念としており、学科の目標及び専攻の教育理念を達成するため、次のとおり「共通科目」「基礎専門科目」「専門科目」「実践科目」を配置し、体系的な教育課程を編成している。

区分	配当科目・単位数		卒業要件単位数
	科目数	単位数	
共通科目	32	61 (40%)	16 (25%)
基礎専門科目	16	30 (20%)	21 (32%)
専門科目	29	55 (36%)	28 (43%)
実践科目	3	6 (4%)	0 (0%)
合計	80	152 (100%)	65 (100%)

共通科目は、生活科学科生活科学、食物栄養学両専攻で共通の内容であり、高度化する各専門分野の効果的・効率的な理解・応用に役立つ基礎的な知識、技術の修得を目指すとともに、社会生活を送るうえで必要となる豊かな人間性と幅広い教養を身につけることを目標としている。

基礎専門科目と専門科目では、人間生活とそれを取り巻く生活環境としての「住」環境と「衣」

環境とを総合的に理解するとともに、我々の生活自体が環境におよぼす影響や今後の望ましい生活環境のあり方を考えるため、「住」分野と「衣」分野を中心とした科目、および人間社会の理解や高齢社会に向けた科目の充実を図っている。それぞれの科目では、講義と演習、実験、実習を通じ、「住」と「衣」について科学的かつ多角的、総合的にとらえながら、実生活に応用できることを目指している。さらに、2年間で習得してきたことの集大成として、ゼミナール形式で行われる「卒業研究」では、計画力、問題解決能力、実践力などを培う。

実践科目は、卒業後に社会で応用できる能力を獲得する、キャリア教育のための科目である。その中には、社会人としての倫理性を培うための内容も含まれている。

生活科学専攻では、平成 15 年度に大幅なカリキュラム改定を行い、住居分野の科目の拡充を行った。その結果、平成 16 年度入学生から、所定の科目の単位を修得することにより、卒業後2年間の建築に関する実務経験の後、二級建築士と木造建築士の国家試験受験資格を得ることができるようになった（学則第 34 条）。

生活科学専攻の配当科目・単位数、卒業要件単位数は上表の右列に示したとおりである。科目区分ごとの卒業要件単位数は、総計 65 単位中、共通科目 16 単位（25%）、基礎専門科目 21 単位（32%）、専門科目 28 単位（43%）となっている。

生活科学科食物栄養学専攻は、生涯にわたって健康で活動的な充実した人生を送ることができるように、健康科学の専門的な知識・技術を修得するとともに、広く食について学び、日々の生活に生かすことができる能力を持った人材、「食」による「健康の維持・増進」や「食教育」に関する専門知識と応用能力を持った人材の育成を理念としている。学科の目標及び専攻の教育理念を達成するため、次のとおり「共通科目」「基礎専門科目」「専門科目」「実践科目」を配置し、体系的な教育課程を編成している。

区分	配当科目・単位数		卒業要件単位数
	科目数	単位数	
共通科目	32	61（43%）	16（25%）
基礎専門科目	5	9（6%）	5（8%）
専門科目	42	67（48%）	43（67%）
実践科目	2	4（3%）	0（0%）
合計	81	141（100%）	64（100%）

共通科目は、生活科学専攻と共通の内容であり、目的等も同様である。

基礎専門科目は、現代人の食生活や環境について理解し、生命と健康について学ぼううえで基礎となる科目で構成されており、専門科目を履修する前に必要な知識や考え方について学ぶ。

専門科目は、栄養士の免許を取得するために必要な科目を中心に構成されている。主に身体の構造や機能、食品の化学的性質を知り、食品に含まれる栄養素のはたらきなどを学び、「食による生

活習慣病」を予防し、ライフステージや病態に沿った栄養管理ができる能力と技術を修得するための科目である。また、栄養学の基礎や応用、栄養教育、集団給食の経営管理などの講義や実習を通して、栄養士の業務に関わる知識と技術について学ぶ。さらに、2年間で習得してきたことの集大成として、ゼミナール形式で行われる「専門演習」では、計画力、問題解決能力、実践力などを培う。

実践科目は、卒業後に社会で応用できる能力を獲得する、キャリア教育のための科目である。その中には、社会人としての倫理性を培うための内容も含まれている。

上記のカリキュラムにより、食物栄養学専攻では、卒業に必要な単位のほかに、所定の科目の単位を修得することにより、栄養士免許を取得することができる（学則第34条）。また、卒業後、3年間の栄養士の実務を経験した後に、管理栄養士国家試験を受験することができる。

食物栄養学専攻の配当科目・単位数、卒業要件単位数は上表の右列に示したとおりである。科目区分ごとの卒業要件単位数は、総計64単位中、共通科目16単位（25%）、基礎専門科目5単位（8%）、専門科目43単位（67%）となっている。

国際文化学科は、豊かな国際性を備え、地域の国際化に貢献できる人材の育成を目標としており、この目標を達成するため、次のとおり「教養科目」「基礎専門科目」「専門科目」「実践科目」を配置し、体系的な教育課程を編成している。

区分	配当科目・単位数		卒業要件単位数
	科目数	単位数	
教養科目	12	23（13%）	10（15%）
基礎専門科目	20	40（22%）	28（41%）
専門科目	52	104（58%）	26（38%）
実践科目	6	12（7%）	4（6%）
合計	90	179（100%）	68（100%）

教養科目は、専門科目での文化理解に必要とされる基礎的な視座を養うための科目である。これら教養科目により、人間への理解、社会への理解などが総体的に促されるとともに、実り豊かな人生を創造していく上で欠かすことのできない知性と教養が磨かれる。

基礎専門科目では、日本、地域および諸外国の文化に関する専門分野の履修に備え、文化に対する幅広い思考力、判断力を養うとともに、研究調査、プレゼンテーション、言葉による表現能力といったコミュニケーションスキルの向上を目指す科目を多く配置し、少人数クラスによる実践的指導を行っている。

専門科目は、「西洋」「アジア」「日本」の各文化領域、およびそれらを横断的に把握する「比較文化」の各領域の科目から構成されている。これら専門科目では、学生自らの興味と問題意識に関わる文化領域を核としながら、それ以外の各領域の科目を横断的に履修することが可能となっている。また、

概論から研究法、さらには多様な演習授業へと、学習の進展に従って段階的に履修できるように工夫されている。さらに、2年間で習得してきたことの集大成として、「卒業研究」を行う。これは、学生各自が提出したテーマに基づいて、それぞれ専門とする教員のもとで、他の文化領域と有機的連関を図りながら、ゼミナール形式で調査研究を進めるものである。

実践科目は、卒業後に社会で応用できる能力を獲得する、キャリア教育のための科目である。その中には、社会人としての倫理性を培うための内容も含まれている。

国際文化学科の配当科目・単位数、卒業要件単位数は上表の右列に示したとおりである。科目区分ごとの卒業要件単位数は、68単位中、教養科目10単位(15%)、基礎専門科目28単位(41%)（その内英語を含む外国語科目は8科目16単位で24%）、専門科目26単位(38%)、実践科目4単位(6%)となっている。

【点検・評価】

両学科の教育課程は、学校教育法第69条の2ならびに短期大学設置基準第5条の規定に従い、公立短期大学としての本学の基本理念、学科の理念、目的に基づき、必要にして十分な科目を設置、編成している。

生活科学科生活科学専攻では、毎年、在籍学生数の約1/3にあたる10名ほどが二級建築士・木造建築士の受験資格を取得して卒業している。また、食物栄養学専攻では、毎年ほぼ全員の学生が栄養士免許を取得して卒業している。両専攻ともに、教育課程については、建築士受験資格の取得や栄養士免許取得のための条件に拘束されるため、科目構成の自由度は少なからざるを得ない事情があるが、卒業所要総単位に占める共通科目、基礎専門科目、専門科目、実践科目の量的配分については、その条件の中では概ね適切なものとする。

しかし、生活科学科では、専門分野に関わらない教養・外国に関わる学習を、全体の教育課程の中で如何に位置づけ意味づけるかについて、在学中の資格取得、卒業後のキャリア形成との関連から検討することが課題である。

そのような状況を踏まえ、生活科学科では、学生のより多様な学習に資するため、平成17年度から18年度にかけてカリキュラムを見直し、改定作業を行った。その際の改定の主旨は以下のとおりである。

① 教養科目の枠の撤廃

人文科学・社会科学・自然科学の3つの枠を撤廃し、幅広く教養を身に付けるとともに、さまざまな学問分野の学び方に触れ、それを専門分野の学修に応用できるようにする。

② 科目群の枠の変更

科目群の枠を見直し、またいくつかの科目の配置の変更をして、教育課程の中で科目の持つ性格を明確にする。

③ 必修・選択および年次配当の変更

上記の変更に伴い、必修・選択の別および年次配当を変更して、よりスムーズな学修の達成を図る。

これらの改訂を経たものが、【現状】に記した現行のカリキュラムであり、平成 19 年度から実施しているものである。

また、生活科学専攻に関わる今後の課題として、建築士制度の変更が挙げられる。第 165 回臨時国会に提出され成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は平成 18 年 12 月に公布され、原則 2 年以内に施行することとされている。この法律に関わる専門的な検討を行うため、平成 19 年 3 月に社会資本整備審議会に「建築士制度小委員会」が設けられた。この小委員会では、建築士試験の受験資格（学歴要件を含む）などの検討が行なわれ、その結果が平成 19 年 12 月にとりまとめられたところである。今後、具体的な制度設計が行われることになるが、その結果によっては、指定科目の必要単位数の増加などの学歴要件の変更も予想される。

国際文化学科においては、卒業所要総単位に占める教養科目、基礎専門科目、専門科目、実践科目の量的配分については、バランスがとれている。長所としては、英語関連科目、情報処理関連科目、国際化あるいは地域研究科目の充実が挙げられる。また、グローバル化が進む現代において、実際的な問題解決能力が必要とされる今日、「国際文化理解演習」（海外研修）や「地域文化理解演習」等の体験型の演習科目の配置は、異文化理解とともに自文化理解を目指す本学科の長所であると言える。

しかしながら、卒業後の目標をどのように持たせるかといった点で課題が残されており、卒業後のキャリア形成に対する何らかの配慮が必要である。また、国際文化という学問領域の学際性を高め、より一層現代的課題に取り組むためには、カリキュラムの全面的な見直しと総括と改善が必要である。

【改善方策】

生活科学学科では、平成 19 年度から実施している新しいカリキュラムについて、平成 20 年度以降に、その効果を検証していく。

生活科学専攻では、建築士試験の受験資格の変更についての具体的な制度内容について、十分な情報収集を行う。そのうえで、指定科目の必要単位数の増加などの学歴要件の変更が発生する場合には、カリキュラム改定を含めた適切な対応ができるように、専攻として早急に準備を行う。同時に、それらの作業がスムーズに進むよう、県などの行政機関とも緊密に連絡、打合せを行う。

国際文化学科においては、平成 18 年度に採択された特色 GP 事業によって推進した教育プログラムをさらに磨き上げるとともに、現行教育課程の不備の検証を行った。それによって明らかになった問題点を中心に、平成 19 年度にカリキュラム改定を行った。この新カリキュラムは平成 20 年度から

実施することになっている。

2 履修科目の区分

【現状】

生活科学科生活科学専攻では、配当 152 単位中、必修 44 単位、選択 108 単位で、必修は全体の 30% 弱である。基礎専門科目の必修が 12 単位、専門科目の必修が 22 単位と、バランス良く配分されている。

卒業要件としては、共通科目 61 単位中 16 単位以上（うち必修 10 単位）、基礎専門科目 30 単位中 21 単位以上（うち必修 12 単位）、専門科目 55 単位中 28 単位以上（うち必修 22 単位）で、総計 152 単位中、65 単位以上修得が求められる。そのうち必修は 44 単位であり、約 68% を占める。

ただし、卒業後に建築士受験資格を取得するためには、共通科目 16 単位以上（うち必修 10 単位）、基礎専門科目 21 単位以上（うち必修 15 単位）、専門科目必修 45 単位以上、計 82 単位の取得が必要である。そのうち必修は 70 単位であり、約 85% を占める。

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
共通科目	61	10	6	16
基礎専門科目	30	12	9	21
専門科目	55	22	6	28
実践科目	6	0	0	0
合計	152	44	21	65

【参考】建築士受験資格を取得し、卒業するために必要な単位数

区分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	10	6	16
基礎専門科目	15	6	21
専門科目	45	0	45
合計	70	12	82

食物栄養学専攻では、配当 141 単位中、必修 45 単位、選択 96 単位で、必修は全体の 30% 強である。食物栄養学専攻は、基礎専門科目の必修が 3 単位と少ないが、それに対して、栄養士免許取得につながる専門科目の必修は 58 単位であり、圧倒的に専門科目が多い配分となっている。

卒業要件としては、共通科目については生活科学専攻と同様であるが、基礎専門科目 9 単位中 5 単位以上（うち必修 3 単位）、専門科目 67 単位中 43 単位以上（うち必修 32 単位）で、総計 141 単位中、64 単位以上修得が求められる。そのうち必修は 45 単位であり、約 70% を占める。

ただし、栄養士免許を取得して卒業するために必要な単位数は、共通科目 16 単位以上（うち必修 10 単位）、基礎専門科目 5 単位以上（うち必修 3 単位）、専門科目必修 58 単位以上、その他選択 3 単位を含め、計 82 単位の取得が必要である。そのうち必修は 71 単位であり、約 87%を占める。

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
共通科目	61	10	6	16
基礎専門科目	9	3	2	5
専門科目	67	32	11	43
実践科目	4	0	0	0
合計	141	45	19	64

【参考】栄養士免許を取得し、卒業するために必要な単位数

区分	卒業要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	10	6	16
基礎専門科目	3	2	5
専門科目	58	0	58
その他*	0	3	3
合計	71	11	82

*は、「看護学及び演習」「運動処方論」「基礎統計学」「生化学Ⅱ」「調理学実習Ⅲ」のうちから 2 科目 3 単位以上修得すること。

国際文化学科では、配当 179 単位中、必修 26 単位、選択 153 単位で、必修は配当科目全体の約 15%である。

卒業要件としては、教養科目 23 単位中 10 単位以上（うち必修 2 単位）、基礎専門科目 40 単位中 28 単位以上（うち必修 22 単位）、専門科目 104 単位中 26 単位以上（うち必修 2 単位）、実践科目 12 単位中 4 単位以上で、総計 179 単位中 68 単位以上修得が求められる。そのうち必修は 26 単位であり、約 38%を占める。

本学科では、資格要件が無く、また様々な文化のありようをできるだけ多様に学習することで、学科の教育目標を実効化する趣旨を踏まえて、卒業要件に占める必修単位の占める割合が生活科学学科の両専攻よりも低く設定している。

また、グローバルな言語としての英語を身につけつつ、自文化を知り、自文化から世界へと発信して行くことを目標に、英語と日本語を中心とした科目を基礎専門科目に配置している。したがって、基礎専門科目に英語と日本語に関する必修科目が 11 科目 22 単位と集中している。専門科目には、隣国アジアの言語を含めた国際機関で通用する 6 つの言語の中から第二外国語を選択履修できる編成に

している。専門科目は、学生が主体的に幅広く多様な文化と思想について履修可能となるように、選択科目が多くなっている。

区分	配当単位数	卒業要件単位数		
		必修	選択	計
教養科目	23	2	8	10
基礎専門科目	40	22	6	28
専門科目	104	2	24	26
実践科目	12	0	4	4
合計	179	26	42	68

【点検・評価】

生活科学学科の共通科目は、様々な学問分野について履修させたいという趣旨から、選択科目の割合が高くなっている。また、平成 19 年度から実施した現行カリキュラムでは、平成 18 年度まで設けられていた教養科目の枠も撤廃している。学生にとっては、選択肢が多く、自由度が高いことから、望ましいこととして評価できる。

生活科学学科両専攻は、建築士受験資格の取得や栄養士免許取得のための条件に拘束されるため、基礎専門科目と専門科目については、必然的に必修単位の占める割合が高く、履修科目選択の自由度は少なくならざるを得ない事情がある。現状の履修状況から判断すると、目標を明確に持った学生にとっては、さほど過重な負担にはなっていないと考えられる。しかし、はっきりとした目標を持ちえていない学生にとっては、必修科目の割合の高さが負担と感じられる場合もあると考えられる。

国際文化学科は、「専門科目」において選択肢が多いことは自由度が高く、基本的に望ましいこととして評価できる。学生の履修すべき単位数としては適切であると考えられる。

しかし、本学科の特色の一つである、早期の異文化体験のための科目「国際文化理解演習」は選択科目となっているため、異文化体験をせずに卒業する学生もいることは課題である。

【改善方策】

生活科学学科では、目標を明確に持った学習意欲、動機の喚起と、それらの持続に対する配慮が求められる。学生による授業評価や卒業研究アンケートの結果の分析を通じ、指導方法の改良を検討・工夫する。また、平成 19 年度から実施している新しいカリキュラムについて、平成 20 年度以降に、各科目の受講者数など、履修状況の調査、分析を行う。

国際文化学科は、学生全てが何らかの特定の資格や職業を目指してきているわけではないので、明確な学修目標を持たない学生もいる。いくつかの履修モデルを示すとともに、学生の意欲を喚起する

ような方向で、進路指導を含めた学修指導が重要である。同時に、学生の質的变化に対応して、キャリア教育支援や編入学指導の強化が要請されるとともに、学生への目的意識の付与ができるようなカリキュラムの体系化が必要である。

また、「国際文化理解演習」を履修せずに卒業する学生のためには、その代替となる「地域文化理解演習」等の教育内容や位置づけの改善、早期異文化体験を共有できるような研修報告会や特色 GP 事業として実施した異文化交流授業などのさらなる充実を図る必要がある。

上記の課題を踏まえながら、必修・選択の配分を含めて従来のカリキュラムの検証を行い、その結果に基づいて、平成 19 年度にカリキュラム改定を行った。平成 20 年度からこの新カリキュラムを実施することになっている。

3 臨床実習・学外実習等

【現状】

生活科学科食物栄養学専攻では、給食の運営や栄養の指導という栄養士の現場の実務体験をするために、「給食管理実習」及び「臨床栄養学実習」で、学外実習を行っている。

「給食管理実習」と「臨床栄養学実習」では、実習内容別の自己採点表を使い、学習効果の向上に努めている。実習中は実習前の事前学習の自己評価をもとに理解度の低い部分を重点的に学習し、実習後は各自の理解度がどれだけ深まったか自己評価を行って、実習の成果を確認している。また、各学生が施設概要、実習内容、考察・実習後の反省についてまとめた学外実習報告書を作成し、報告会を実施している。一方、実習受け入れ施設の指導者にも実習中の評価を依頼し、自己評価との比較を行っている。

生活科学専攻では、学外実習は教育課程上の科目としては位置づけられていないが、「建築材料学実験」の科目履修では、岩手県林業技術センターにおいて高度な実験設備を利用した木材の強度試験などを行っている。また、「住宅の構造」や「衣造形論」などの授業において、工場見学等の機会を設けている。

国際文化学科では、学外実習に相当する科目として「国際文化理解演習」と「地域文化理解演習」を基礎専門科目の中に設置している。

「国際文化理解演習」は、早期の異文化理解体験を目的とする海外研修を柱とした科目であり、アメリカコースと韓国コースの 2 つのコースが設定されている。両コースとも、Ⅰで訪問先の国の文化の基礎や調査内容に関する事前学習を行い、それを踏まえてⅡにおいて学外実習を行っている。アメリカコースでは、ワシントン大学、イースタン・ワシントン大学、ハワイ・パシフィック大学のいずれかの一校において語学研修等の研修を実施している。また、韓国コースでは慶尚大学校と慶熙大学校において語学研修や調査などの実地研修を行っている。いずれのコースも、帰国後には報告会を開催し、報告書等を作成している。

「地域文化理解演習」では、地域の文化のありようを体験的に理解すべく、遠野、平泉、一関市本寺地区等で実地研修と調査を行い、事後報告書を作成している。

【点検・評価】

生活科学科における学外実習の教育課程上の位置づけとその適切性は妥当であると考ええる。

「給食管理実習」と「臨床栄養学実習」では、学外実習の自己点検表で実習前・実習後の自己評価を行うことで、理解度の向上や成果、理解を深められなかった項目を確認することができ、以後の学習目標の参考となる。しかし、評点だけの評価は学生の自己評価及び指導者評価ともに個人の評価基準が異なり、相互比較が難しいという問題がある。

国際文化学科では、「国際文化理解演習」に関しては、学外実習（海外研修）の効果は、事前事後に IDI (Intercultural Development Inventory、異文化理解能力調査) を実施して成果を測定している。これらの結果、1 年次の同科目によって異文化体験をした学生が帰国後の学習に対しても意欲的になる効果が検証された。また、海外研修での体験を基に、卒業後の進路に関して具体的な取組みを始める学生も毎年多い。特に編入学志望者は、海外研修での実地調査や分析によって明らかになった事柄が、志望動機につながっている者も多い。上記のようなことから、同科目の位置づけは妥当と評価できる。

しかし、海外研修に伴う経費が、近年の石油高騰によって影響を受けていることや、参加者の経済状況をも考慮した研修内容が求められる時代になっていることから、研修先や内容の見直しが必要であると考えられる。

なお、「国際文化理解演習」における海外研修の効果測定に関しては、3 年前に試験的に IDI と CCAI (Cross-Cultural Adaptability Inventory) の二種類の測定方法を実施して検証した。その結果、IDI の測定方法がより精密で測定に最適であると判断し、現在も IDI を使用している。

また、「地域文化理解演習」に関しては、レポートや調査報告書によって効果を検証している。「地域文化理解演習」は2 年次後期に開講されているが、開講前に訪問先の地域の文化の基礎や調査内容に関する事前学習を行うための科目が設定されていない。そのため、演習に取り組むための学生の意識を高めることが十分にできていないという課題がある。

【改善方策】

生活科学科の学外実習については、今後も引き続き適切に実施していく。

国際文化学科では、「国際文化理解演習」について、研修先大学の検討や、現地でのフィールドトリップ等の項目の見直しを行った。その結果、平成 19 年度「国際文化理解演習」のアメリカ研修校は、学生の経済的負担の軽減も鑑みて、従来のイースタン・ワシントン大学ではなく、ワシントン州シアトル市のノースシアトル・コミュニティ・カレッジ (North Seattle Community College) に変更し

て、2月～3月にかけて実施する。

なお、IDIによる海外研修の効果測定については、現在のところ特に問題は見られないが、さらに効果的な測定方法についての情報収集をしているところである。

「地域文化理解演習」については、平成19年度に行ったカリキュラムの見直し作業の中で、その事前準備にあたる科目の新設が検討された。その結果、平成20年度から実施する新カリキュラムでは、「社会調査法」という科目を新たに設定し、2年次前期に開講することとなった。今後は、この「社会調査法」の授業内容を十分に検討し、「地域文化理解演習」の学外研修の効果的な実施に結びつくような準備を行う。また、「社会調査法」を新設したことによる効果を検証する。

4 キャリア教育

【現状】

本学においては、カリキュラム上で実践科目に区分される科目を、キャリア教育のための科目として位置づけている。

両学科共通の実践科目としては、1年前期「ビジネス実務総論」、1年後期「ビジネス実務演習」が集中講義の形式で開講されている。

その他、生活科学科生活科学専攻では「簿記」を、国際文化学科では「時事英語」「ビジネス英語」「情報処理演習」を実践科目として設置している。

正課外のキャリア教育としては、岩手県立大学全体の企画として、キャリアプランニングセミナーや就職ガイダンス、各種実践講座等がほぼ毎週実施されている。加えて、本学独自の取組みとして、1年後期から2年初めにかけての4回の進路ガイダンス、職務適性テスト、就職講演会を実施している。上記に加えて、平成19年度は、1年前期における職業観を育むキャリア意識形成支援のための事業として、5月にキャリアデザイン講演会、6月に全学のインターンシップ説明会にあわせたインターンシップ体験談報告会を開催した。

【点検・評価】

「ビジネス実務総論」「ビジネス実務演習」の効果は、授業評価で検証でき、これらの科目は学生から高い満足度が得られている。平成18年度に、この両科目の担当教員と就職進学委員会とで今後のキャリア教育の持ち方について検討会を実施し、その結果、自己分析を取り入れたキャリアデザインに重点をおいた内容に変更した。また、これら両科目は従来2年次に開講していたが、授業をより効果的に実施するため、平成18年度から開講時期を変更し、1年次開講とした。

これらの2科目については、国際文化学科では大多数の学生が履修しているが、生活科学科においては履修者が少ない。特に生活科学専攻では一般職を志望している学生もいるため、履修者が少ないことは課題であると言える。

職業観を育むキャリア意識形成支援については、従来から岩手県立大学全体として実施している「キ

キャリアプランニングセミナー」があるが、開催時期や時間割の面で本学学生の都合と合わないことが多く、本学学生の参加率が低い状況であった。平成 19 年度に開催したキャリアデザイン講演会とインターンシップ体験談報告会は、その状況を解決するために本学独自に企画した事業であり、いずれも学生の高い参加率が得られたことは評価できる。

【改善方策】

「ビジネス実務総論」「ビジネス実務演習」については、生活科学科（特に生活科学専攻）では科目の履修者数を増やすよう、また、国際文化学科でも現状の履修者数を維持向上できるよう、教務委員会と就職・進学委員会とが連携して、ガイダンス等を通じて履修指導に努める。

就職活動の早期化が進むなか、1 年後期からの就職活動にスムーズに入るためにも、1 年次前期に実施しているキャリア意識形成支援をさらに充実させることが必要である。入学後の早い時期から働く意義を理解し、自己分析を深め、将来の自己実現へつなげていけるよう、平成 19 年度に実施したインターンシップ体験談報告会を継続して実施するとともに、インターンシップ報告書等を活用して指導内容の充実を図る。また、岩手県立大学全体で実施する各種の講座に積極的に参加するよう、学生への指導を行う。

5 インターンシップ・ボランティア

【現状】

インターンシップは、主に盛岡公共職業安定所、盛岡学生職業相談室等の主催で実施され、岩手県立大学全体の就職支援を担当している「就職支援センター」が窓口になっている。平成 18 年度の実施までの流れを例にあげると、5 月に盛岡公共職業安定所による説明会を学内で開催し、5～6 月頃に学生からの申し込みを受け付け、7 月に盛岡市内において全学生（岩手県内の各大学、短大等）を対象にした事前研修会が開催された。

本学においては、平成 18 年度まで、インターンシップに参加する学生は毎年数名程度であり、あまり多いとは言えない状況であった。この状況を改善するため、平成 18 年 12 月に、全学生を対象（210 名）にインターンシップの認識・関心度を調査した。その結果、約半数が「関心は少しあるが申し込まない」という回答であった。

そこで、学生への動機付けを目的として、平成 19 年度は、6 月にインターンシップ説明会にあわせた体験談報告会を実施した。前年度にインターンシップを体験した 2 年生 8 名の中で、比較的満足感の高かった 3 名が報告を行なった。本学独自に開催したこの報告会への学生の参加率は 95%と高く、その後の平成 19 年度インターンシップ申込者は 32 名と、前年度の 4 倍に増加した。また、インターンシップの実状を就職・進学委員会として把握するために、体験者には報告書を提出させた。

ボランティアは、学生各自の主体的な活動として、本学を含めた岩手県立大学全体としてはボランティア系サークル 8 団体約 300 名の学生が活動している。本学では、掲示等により学生への情報提供

を行っている。

なお、インターンシップ及びボランティアともに、教育課程への導入は行っていない。

【点検・評価】

平成 19 年度から体験談報告会を実施し、インターンシップへの申込者が大幅に増加したことは評価できる。また、インターンシップ報告書については、平成 19 年度に体験した学生 25 名から提出があった。その内容を見ると、「満足」「やや満足」という回答が合わせて 22 名で、学生の満足度は概ね高かったということがわかった。また、将来の就職に関して「参考になった」「やや参考になった」という回答が合わせて 24 名であり、学生の職業観形成、就業への意識付けに大きな役割を果たすことができたと言える。

しかし、その一方で、参加した学生の中には、研修内容に不満を抱いた学生もあり、学生の期待するインターンシップと、受け入れ側の考えるインターンシップに隔たりがあるという問題点も見られた。

ボランティアについては、ボランティア系サークルの情報交換や、情報発信を行うための学内での活動場所が十分確保されていないという状況である。

【改善方策】

今後とも、平成 19 年度に実施したインターンシップ体験談報告会を継続して実施するとともに、インターンシップ報告書等を活用して指導内容の充実を図る。

また、本学としては、学生の達成感や成長が得られるような質の高いインターンシップを提供している企業名、事業所名の把握が必要である。同時に、本学がインターンシップの受け入れ企業を地道に開拓し、就業プログラムの内容に関与できるような企業との関係を築くことも重要である。単に人手不足を補うだけのようなインターンシップにならないためには、就業体験プログラムについて、本学と企業が直接話し合うことが重要と考える。しかし、盛岡公共職業安定所等を介し実施している現状においては、本学がどの程度関与できるかは極めて難しい問題である。

なお、インターンシップの就業体験プログラムはそれぞれの事業所主体で実施されているため、キャリア意識形成に寄与する度合いが就業体験の内容によって大きく異なり、公平な評価を実施するのは難しい。そのため、教育課程上の位置づけや単位の認定の実現は、現時点では困難と判断せざるを得ない。

ボランティアについては、学生の自主的な活動を支援するため、岩手県立大学全体の取組みとして、学生ボランティアセンターを平成 20 年 4 月に設置する予定である。

6 国家試験

【現状】

生活科学科生活科学専攻では、卒業後に二級建築士・木造建築士国家試験の受験資格を得ることのできるカリキュラムを平成 16 年度入学生から実施し、平成 18 年 3 月に初めて卒業生を送り出した。卒業後 2 年間の建築に関する実務経験が必要な条件であり、実際に受験できるようになるのは最短でも平成 20 年度の試験からである。

食物栄養学専攻では、所定の単位を修得して卒業した場合、栄養士免許を取得でき、毎年ほぼ全員の卒業生がこの免許を取得している。以前は在学生に対して管理栄養士国家試験の模擬試験を実施していたが、平成 17 年度からは（社）全国栄養士養成施設協会認定の栄養士実力試験に切り替えて、毎年 2 年次の 12 月に実施し、卒業後のキャリア形成のための動機づけを行っている。

さらに、栄養士免許を取得して本学を卒業した場合、卒業後 3 年間の栄養士の実務を経験した後に、管理栄養士の国家試験を受験することが可能である。本学卒業生の平成 18 年の管理栄養士国家試験合格率は 15.6%であり、2 年制養成施設の全国平均を大きく上回っている。

【点検・評価】

生活科学科生活科学専攻では、卒業生が二級建築士・木造建築士の国家試験を受験できるようになるのは平成 20 年度以降のため、今のところ現状分析できるデータが存在しない。また、資格試験には建築に関する実務経験が必要であり、就職状況から考慮すると、平成 18 年度卒業生の受験資格取得者 11 名のうち 2～3 名の受験が想定される。

食物栄養学専攻では、毎年ほぼ全員の学生が栄養士免許を取得して卒業しており、栄養士養成施設としての教育内容・方法は適切であると考えられる。栄養士実力試験の結果は専攻会議等で報告され、専攻として授業内容の改善等に取り組むための資料として活用されている。

しかし、栄養士免許を取得した全ての卒業生が栄養士職に就職しているわけでない。そのため、最短の実務経験 3 年後に管理栄養士国家試験を受験する卒業生は毎年数名程度であり、決して多いとはいえない。また、本学卒業生の合格率は 2 年制養成施設の全国平均を上回っているものの、栄養士としての就職状況、職場環境が年々厳しくなっており、管理栄養士へのステップアップは必ずしも容易ではないのが現状である。

【改善方策】

生活科学科生活科学専攻では、平成 20 年度以降、二級建築士及び木造建築士を受験する卒業生がどの程度いるか、動向を調査する。

二級建築士及び木造建築士の国家試験受験のためには実務経験が必要となるため、建築関連職への就職対策が最優先である。そのため、教務委員会と就職・進学委員会が連携して、できるだけ関連職種に就職できるような対策を講じる。また、受験可能となる卒業生向けの受験対策としてのリカレン

ト教育を、平成 20 年度から実施する予定である。

食物栄養学専攻では、栄養士実力試験の結果を分析し、現行の開講科目との関連等、資格取得のための教科教育の内容のさらなる充実に活用する。

また、栄養士として3年間の実務経験を経た後の管理栄養士国家試験の受験率を高めるように指導するとともに、現在実施しているリカレント教育（第7節参照）を充実させる。あわせて就職・進学委員会と連携して、管理栄養士国家試験の受験資格が得られる就職先を開拓し、最短での国家試験合格の可能性を高めていく。

7 高・大の接続

【現状】

推薦入学での入学決定者に対する入学前教育については、平成 19 年度入学生までは実施していなかった。そこで、平成 19 年 4 月から入学試験委員会において、在学生へのアンケート調査などを実施し、実施方法、内容についての計画策定に取り組んだ。その後、他大学の状況等の情報収集を行いながら、本学で可能な具体的な方策について、学科専攻ごとに検討を行った。

その結果、平成 20 年 2 月に、平成 20 年度推薦入学の入学決定者を対象とした「入学前セミナー」を実施した。

入学後の導入教育については、両学科とも、入学直後に学内オリエンテーションで履修指導や学生生活等についてのガイダンスを実施し、加えて1泊2日の学外オリエンテーションにおいて、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育を実施している。

生活科学科の学外オリエンテーションでは、衣食住に関わる施設・事業所等の見学や、卒業生による講演などを実施している。また、国際文化学科の学外オリエンテーションでは、本学科の教育課程の柱の一つである「国際文化理解演習（海外研修）」についても説明し、前年度の海外研修に参加した2年生から実体験をもとにした報告がなされる。

カリキュラム上の導入教育としては、生活科学科では、1年次前期に、両専攻共通の基礎科目として「生活科学概論」を設けている。この科目は、実践的に生活科学を学ぶための入門的な科目として位置づけられており、全体的な概観を与えることを目的としている。

また、生活科学科生活科学専攻では、建築士の資格取得に重要な位置づけにある数学的能力を高めるための措置として1年次前期に「基礎数学」を開設し、1年次後期以降の専門科目の履修がしやすくなるように配慮している。

国際文化学科では、1年次前期の基礎専門科目「国際文化基礎演習Ⅰ」が、カリキュラム上の導入教育と位置づけることができる。この演習では、複数の教員が分担して担当し、少人数のクラスで、高等教育において必要不可欠な基礎的技能を指導している。

【点検・評価】

平成 20 年 2 月に初めて実施した、推薦入学での入学決定者に対する「入学前セミナー」には、対象となる入学決定者の全員が参加した。入学決定者の側の関心は高いものと判断でき、今後は、その成果を検証する必要がある。

学内、学外での両オリエンテーションには、毎年ほぼ全員の学生が参加している。特に、学外オリエンテーションについては、両学科とも従前より参加者対象にアンケートを実施しており、その結果から、導入教育として適切であると判断できる。

生活科学学科の「生活科学概論」は、必修科目であり、毎年全員が履修、単位修得をしており、1 年次後期以降の専門科目の学習に対して有効に機能しているといえる。

生活科学専攻の「基礎数学」については、特に建築系の専門科目の学習に対して概ね有効に機能している。しかし、学生によって高校時代に履修した数学の範囲が異なるため、分野によっては理解不足の学生が生じる場合があることが課題である。

国際文化学科の「国際文化基礎演習Ⅰ」は、必修科目であり、毎年全員が履修、単位修得をしており、1 年次後期以降の専門科目の学習に対して有効に機能しているといえる。

【改善方策】

平成 20 年度の推薦入学での入学決定者に対する「入学前セミナー」の成果については、受講した入学生に対してアンケート調査等を実施し、より効果的な活用ができるよう、入学試験委員会が中心となって成果の検証を行う。その結果を踏まえて、次年度以降の「入学前セミナー」は、内容や方法について改善したうえで実施する。

生活科学専攻の「基礎数学」については、高校時代に履修した数学の範囲が異なる学生にも対応できるよう、それぞれの学生のレベルに合わせて、内容をきめ細かく調整しながら実施する。

8 授業形態と単位の関係及び単位互換・単位認定

【現状】

学則第 18 条に定めるとおり、1 単位の授業科目は、教室内及び教室外を合わせて 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

講義・演習科目については、15 時間から 30 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位、実験・実習・実技科目については、30 時間から 45 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位としている。卒業研究については、必要な学修等を評価して別に定めている。

単位互換については、平成 17 年度から岩手県立大学間単位互換協定により、岩手県立大学及び同宮古短期大学部と単位の互換を行っている。他大学等において修得した単位は、学則第 21 条により 30 単位を超えない範囲内で本学において修得した単位として認定することができ、単位提供大学から得られた成績評価を基に教授会において評価、認定を行っている。（平成 19 年度履修の手引 15 頁参

照)

平成 18 年度は、生活科学科生活科学専攻の 12 名が専門科目 112 単位、専門以外の科目 10 単位、計 122 単位を、また、国際文化学科では 7 名が専門科目 32 単位、専門以外の科目 2 単位、計 34 単位を、岩手県立大学（四年制）で修得、単位認定されている。（大学基礎データ表 4 参照）

【点検・評価】

単位数の計算方法の基準は、短期大学設置基準及び本学の理念・目的・教育目標に沿ったものであり適切である。また、授業形態及び単位計算方法についても、学生便覧、シラバス、履修の手引き等で学生に明示しており、問題なく運営されている。ただし、学生に対して単位修得にあたって教室外での学修が前提になっていることを十分に認識させていくことが重要である。

単位互換制度については、本学学生の約 1 割が活用しており、学生に対して多様な学修の機会を提供するとともに、編入学等の進路選択にも寄与しているものと認められる。

しかし、本学から岩手県立大学（四年制）の科目を履修するに際し、履修を途中で放棄したり、本学での学習がおろそかになるといった事例が、少数ではあるが見受けられ、課題であると言える。

【改善方策】

教室外での学修が単位修得にとって不可欠であることを、わかりやすく履修の手引き等に明記するとともに、履修ガイダンスに加え、講義等の中でも強調していく。

単位互換については、学生の多様な学習ニーズに応えるため、現行制度を継続するとともに、履修に対する学生の姿勢や履修希望に対する指導に当たるなどの改善に努める。その機会として、オリエンテーション、ガイダンスの際に、単位互換制度について周知すると共に、本学の学習を最優先とした上で、無理のない範囲で他大学等の科目を履修するよう十分に注意を促し、適切な履修を確保する。

9 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮及び生涯学習への対応

【現状】

国際文化学科では、平成 19 年度入学者選抜から、社会人や外国人留学生等を対象とする新しい特別選抜を導入した。その結果、平成 19 年度は、国際文化学科に 1 名の社会人学生が入学し 1 年次に在籍しているが、外国人留学生や帰国生徒は入学・在籍としていない。現在のところ、在籍している社会人学生に対し特別な措置は実施していない。また、今後想定される外国人留学生等に対する配慮についても、具体的な計画はできていない状況である。

生涯学習への対応として、食物栄養学専攻では栄養士免許を取得しないで卒業した卒業生を、科目等履修生として受け入れている。平成 13 年度から現在までに 3 人の卒業生が科目等履修生として入学し、栄養士免許取得に関わる科目の単位を取得した。その結果、そのうちの 2 人が栄養士の免許を取得し、現在は栄養士職に就いている。なお、卒業後に教育課程・教育内容に変更があった場合は、

時間外の個別指導等の対応をして学修が円滑に進むように配慮している。

【点検・評価】

社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮については、受け入れ初年度であるということもあり、未だ十分な対応ができていない状況である。今後早急に、社会人学生や外国人留学生等に対して、教育課程編成上や教育指導上どのような配慮が必要になるかを検討する必要がある。

生涯学習への対応として、卒業時点で栄養士免許を取得しなかった卒業生を科目等履修生として受け入れていることは、卒業生のキャリア形成に対する非常に効果的な制度として高く評価できる。

【改善方策】

社会人学生への教育上の配慮については、教務委員会と学生委員会が該当者に対して聞き取り調査等を行い、要望等を把握しながら、改善に向けた具体的な取組み策を検討する。

また、外国人留学生等への教育指導としては、現在進められている岩手県立大学と岩手大学とのコンソーシアムに連動させることを目指し、本学からも教員が参加しながら計画しているところである。また、岩手県立大学全体の状況を見据えながら、外国人留学生に対する日本語・日本事情の科目設定の可能性を検討する。

栄養士免許未取得の卒業生の科目等履修生としての受け入れは、今後とも、卒業生の必要に応じて、適切に運用していく。

10 正課外教育

【現状】

正課外教育については、岩手県立大学全体として実施しているものと、本学が独自に実施しているものがある。

岩手県立大学全体としての正課外教育としては、就職対策のための講座が実施されている。各種の実践講座等が就職支援センターで計画され、年間を通しほぼ毎週実施されており、本学の学生にも積極的に参加するよう呼びかけている。

また、公務員講座は、就職支援センターが外部に委託し、受講者の費用負担により学内に会場を設けて実施しており、本学からは毎年数名の学生が参加している。

本学独自に実施している正課外教育としては、編入学希望者のための各種の講座がある。就職・進学委員会の内部に、各学科専攻の編入学担当者（就職担当者との兼務可）を置き、その担当者と協力教員によって志望理由書対策講座、小論文対策講座、英語（長文読解）講座等の正課外教育を毎年実施している。また、国際文化学科では、学生の志望学部に対応して指導担当教員を定め、専門分野を含めた個別指導を実施している。

さらに、国際文化学科においては、本学独自の英語関連の正課外教育を実施している。英語のリス

ニング能力の向上を目指して多くの英語や英会話を聴き続ける「リスニング・マラソン」、英語短文や長文の読解力向上を目指して多くの英語文献を読む「リーディング・マラソン」を実施している。主にこれらの活動に利用される「英語自習室」や「特色 GP 推進室」には、初級・中級者向けの豊富な文献やオーディオ資料が整備されている。同室には、上級者向けには本格的な洋書文献や卒業研究に役立つ英字資料も配置しており、学生が各自の興味関心に沿ってリスニング力とリーディング力をつける設備が整っている。加えて、本学科卒業生で岩手県立大学（四年制）の博士課程在籍のティーチング・アシスタント（TA）が週 2 日在室しており、学習相談に応じるとともに、司書的な役割を担っている。「リーディング・マラソン」で読破した文献の返却時には、ネイティブ・スピーカーの英語教員に報告をすることも課題の一つとなっていることから、読后感想を英語で表現する能力も指導している。

また、平成 19 年度からは、新たに導入された岩手県地域限定通訳案内士試験に向けて勉強会を発足し、週 1 回、教員が通訳・翻訳の資格試験に関して指導している。また、希望者に対しては、TOEIC の対策講座も正課外に開講している。さらに、外国人教員や留学生と気さくに英語を話しながらコミュニケーション能力を高める「ランゲージ・テーブル」も昼休み時間等に開催しており、海外の教育や文化に関する情報交換もできるよう教育環境を整備している。

また、海外留学等のためにさらに英語力を身につけたい学生については、平成 19 年度に導入した正課外教育として、岩手大学との「スーパー・イングリッシュ」提携の締結により、英語集中コースへの参加が可能となっており、本学科の学生も参加している。

【点検・評価】

公務員講座のように外部委託で資格講座を実施する場合、費用は受講者が負担するため、受講希望が少ない資格講座については、実施するのが困難である。

岩手県立大学全体として実施している各種実践講座の実施結果では、本学学生の参加は概して少数であり、これらの講座を十分に活用できていないことは課題である。

本学学生の編入学試験の結果は、岩手県立大学（四年制）をはじめ他大学の入試でも多くの学生が合格し、編入学希望者に対する正課外教育の効果が表れていると言える。ただし、個別担任制指導は、学生指導や模擬面接等のために多くの時間を割くことが必要不可欠であることから、一部の担当教員に過重な負担が集中しているという課題がある。

英語関連の正課外教育の成果としては、「リーディング・マラソン」「リスニング・マラソン」において優秀であった学生は英語検定 2 級合格や TOEFL, TOEIC において著しい点数の伸びを見せており、効果が表れていると言える。また、岩手県地域限定通訳案内士試験に関しては、平成 19 年度は 4 名の学生が受験した。

【改善方策】

岩手県立大学全体として実施している既存の各種実践講座等を積極的に活用するよう、オリエンテーション等の機会を利用して、本学の学生に対して周知徹底する。

編入学志望者に対しての正課外教育に関して、一部の担当教員に過重な負担が集中しているという課題に対しては、志望理由書や小論文対策講座等を外部講師（編入学予備校の講師等）に依頼する方法もあるが、開講時期や経費負担など困難な点も多く、今後さらなる検討が必要である。

また、「リーディング・マラソン」「リスニング・マラソン」等の英語関連の正課外教育については、今後も引き続き継続するとともに、その効果を詳細に検証し、データを分析した上で、より効果を上げるための文献やオーディオ資料を整備する。

Ⅱ 教育方法等

1 履修指導

【現状】

両学科とも、年度当初に、新入生に対しては学内と学外でのオリエンテーションを通じて、2年生には学内オリエンテーションを通じて、教務委員と学生委員が中心となって履修指導を実施している。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、本学では、平成 17 年度に盛岡短期大学部学生表彰規程を制定し、学業又は研究活動において、特に顕著な業績をあげた学生 1 名に学長賞を授与することとしている。

また、成績優秀な学生に対して、「小林美代先生育英奨学金」が給付される制度を設けている。この制度は、本学の前身である盛岡短期大学の名誉教授である故小林美代先生の遺志により創設、運用されているもので、成績優秀者に対して奨学金を給付することにより人材育成に寄与することを目的として、平成 14 年度から実施されている本学独自の制度である。

また、国際文化学科においては、入学時と卒業時に TOEIC・Bridge を実施し、英語能力の向上や伸び率を分析している。卒業時には、(1)最高得点者、(2)点数の伸び率が高い者、(3)リーディング・マラソンの読破冊数が最多の者、を表彰している。また、特色 GP 事業推進のために平成 18 年度から新設した「特色 GP 推進室」は、豊富な資料と最新の設備を備えており、これも学習意欲を促進する仕組みのひとつと言える。

学生の学習支援については、岩手県立大学全体としてオフィスアワー制度を導入しており、本学においても、現在全ての教員が週に 1 コマ分以上の定期的なオフィスアワーを設定している。オフィスアワーを積極的に活用するために、当該時間には他の用事を入れないよう、各教員に注意を促している。教科担当教員が、履修状況などに問題のある学生に対しオフィスアワーを活用して面談し、指導しているケースが多い。また、オフィスアワー以外の時間であっても、在室時に学生が来室した場合には随時対応している。

本学においては 2 年次留年者（卒業しない者）は、ごくわずかである。平成 18 年度に留年した学

生は無い。

留年者が出た場合は、十分な学習意欲を維持し、卒業に向けての履修計画が立てられるよう、時間割上の配慮などを含め、教務委員や学生委員が個別に相談にのることとしている。

科目等履修生や聴講生に関しては定期的に受け入れの可否を教員に確認しておき、希望者が出た時点であらためて対応することとしている。科目等履修生や聴講生への対応は、基本的には当該授業を担当する教員に任されている。ただし、何らかの問題が発生した場合には、教務委員または学生委員の教員が個別に対応している。

なお、食物栄養学専攻では栄養士免許を取得しないで卒業した卒業生を、科目等履修生として受け入れている。平成 13 年度から現在までに 3 人の卒業生が科目等履修生として入学し、栄養士免許取得に関わる科目の単位を取得した。その結果、そのうちの 2 人が栄養士の免許を取得し、現在は栄養士職に就いている。なお、卒業後に教育課程・教育内容に変更があった場合は、時間外の個別指導等の対応をして学修が円滑に進むように配慮している。

【点検・評価】

留年者がきわめて少ないという現状から、学生に対する履修指導は、全体としては適切になされていると判断できる。しかし、少数ではあるものの、自分の将来を見据えた学習の目標を明確に設定できないために、学習意欲が不足気味の学生も見受けられる。

留年者が発生した場合には、該当者の再履修の際に、特に専門科目について時間割上、履修科目が重ならないよう極力調整をしており、適切な配慮がなされていると判断できる。また、留年する学生は、修学の問題だけではなく、生活上の問題がその原因になっている場合もあるため、履修指導のみではなく、学生生活全般についての指導が必要であると考えられる。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、成績優秀者に与えられる学長表彰や、「小林美代先生育英奨学金」などの制度は、学生にも認知されており、学習意欲を促進する仕組みとして機能している。

また、国際文化学科の学生の入学時における TOEIC・Bridge の点数は、全国平均と岩手県立大学（四年制）の平均点を下回るものであるが、卒業時における TOEIC・Bridge の平均点数は、岩手県立大学（四年制）の平均をはるかに越え、全国平均も上回る。この結果からも TOEIC・Bridge の成績優秀者に対する表彰が、学習意欲を促進する仕組みとして学生に広く認知されていると判断できる。また、「特色 GP 推進室」の各種の資料・設備は、それらを活用したビデオ編集プロジェクト等の成果発表などの機会を通して、学生の学習意欲の促進につながっていると考えられる。

オフィスアワーについては、学生一人ひとりに対するきめ細かな支援・指導を行う上で有効な制度であるが、平成 18 年度に在学学生を対象に実施した「学習と学生生活アンケート」結果では、利用したのは約 4 割で、約 6 割が利用していないという状況であり、その評価と分析が必要である。

《2006 年度 在学生「学習と学生生活アンケート」集計結果報告書》

問 8 オフィスアワーの利用度合い

- ・よく利用している（5.3%）
- ・時々利用している（36.1%）
- ・あまり利用していない（18.4%）
- ・利用したことがない（39.4%）

科目等履修生等については、現段階では特に問題はみられず、適切な配慮がなされていると判断される。特に、食物栄養学専攻において、卒業時点で栄養士免許を取得しなかった卒業生を科目等履修生として受け入れていることは、卒業生のキャリア形成に対する非常に効果的な制度として、高く評価できる。

【改善方策】

今後も留年者が発生することのないよう、教務委員と学生委員が緊密に協力しながら、引き続き適切な履修指導及び学生生活全般に関する指導を継続する。個々の学生が早い時期に自分の将来を見据えた学習の目標を明確に設定し、関係科目を履修していけるよう、学科、専攻単位でのオリエンテーションやガイダンスに加え、個別指導についてもさらに充実を図る。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、現行の表彰制度や奨学金制度については、引き続き継続して運用していく。

国際文化学科においては、より多くの学生が TOEIC-Bridge の点数を上げられるように、英語科目の中において指導するとともに、学科の取組としてその重要性を周知する。また、特色 GP 推進室の維持点検と、事業内容の充実を図る。

オフィスアワーについては、「学習と学生生活アンケート」の調査結果を分析して現状の問題点を明らかにするとともに、年度当初のオリエンテーションなどの機会を利用して学生への PR を強化することにより、利用率の向上を図る。

2 授業形態と授業方法の関係

【現状】

本学では、社会における実践的対応能力を身につけるため、地域に根ざした実学・実践の教育研究活動を推進しており、各学科・専攻において豊富で多彩な形式の授業を行っている。平成 19 年度の学科専攻ごとの開設科目数に占める、講義、演習、実験等の科目数およびその割合は、次の表のとおりである。

	生活科学科						国際文化学科	
	生活科学専攻		食物栄養学専攻		計			
区分	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
講義	54	67.5%	47	58.0%	101	62.7%	47	52.2%
演習	20	25.0%	15	18.5%	35	21.7%	42	46.7%
実験等	6	7.5%	19	23.5%	25	15.5%	1	1.1%
計	80	100.0%	81	100.0%	161	100.0%	90	100.0%

(注) 授業形態が「講義・演習」となっている科目は、上表においては講義科目として集計している。

生活科学科生活科学専攻では、講義科目のほか、設計製図や CAD（コンピュータによる製図）に関する演習が設けられており、全科目数の 1/4 が演習科目である。食物栄養学専攻においては、生化学や食品学に関わる実験や、調理・給食関係の実習が豊富に設けられており、全科目数の約 1/4 が実験・実習等の科目である。

国際文化学科の授業形態は、講義と演習がほぼ半分ずつの比率となっている。演習科目では、早期の異文化理解や地域文化理解を促進するための体験型の演習を重んじている。

平成 19 年度開講科目における 1 科目あたりの平均受講者数は、下表のとおりである。

区分	生活科学科	国際文化学科	本学全体
講義	23.06 人	24.51 人	23.60 人
演習	11.82 人	16.34 人	15.54 人
実験等	23.52 人	33.00 人	23.88 人

(注) 授業形態が「講義・演習」となっている科目は、上表では講義科目として集計している。生活科学科と国際文化学科とで共通に開講している科目の受講者数は、学科ごとに分けて集計している。また、卒業研究や専門演習などは、実際には複数の担当教員によるゼミナール形式であるが、上表では 1 科目として集計している。

両学科とも、最も受講者数の多い科目は、各学科の学生全員が受講する必修科目であるが、その場合の受講者数も 50 名ほどである。生活科学科では、1 年次必修の「英語 I・II」および「体育実技 I」において、平成 18 年度から専攻ごとの 2 クラスに分けて授業を実施している。

国際文化学科においては、必修である「英語表現 A」「英語表現 B」「日本語表現論 I」などの科目で、学科全体の学生を複数のクラスに分けて授業を実施している。また、情報処理関連の演習科目は、必修ではないもののほぼ全員の学生が受講しているが、きめ細かい指導を行うために TA を利用している。

また、岩手県立大学全体の施設であるメディアセンター内に一人一台パソコンを備えた語学学習室及びコンピュータ演習室を設置し、本学でも語学科目や情報処理関連科目等に利用しており、マルチメディア教育の受講体制を整えている。また、全教室に AV 機器を配置し、ビデオ教材、パワーポイントなどのマルチメディア教材を活用した授業を行っている。

また、国際文化学科では、e-learning と「新聞投稿プログラム」という、2つの特徴的な取り組みを実施している。e-learning は、ネイティブスピーカーの英語教員が担当する「英語表現 B」で、平成 18 年度から本格的に実施している。具体的には、リスニングの予習や、課題の提出、添削、返却などに、ムードル社の e-learning のシステムを活用して、授業を行っている。

一方の「新聞投稿プログラム」は、特色 GP の柱の一つである「PCS（パーソナルコミュニケーションスキル）リテラシー育成」のために、平成 17 年度から実施しているプログラムで、「日本語表現論 I」（必修）の授業を活用して、学生たちに新聞に意見投稿をさせるものである。投稿された原稿は、新聞社の投稿担当者の審査・評価を経て、新聞に掲載されることとなる。

【点検・評価】

授業形態は、演習・実験形式が豊富に実施され、適正な履修者数による授業が行われている。また、平均受講者数および最大受講者数から、両学科とも、講義、演習、実験等のいずれの科目においても、本学が目指している少人数教育が実現されていると判断できる。

また、マルチメディア教材を活用した授業は本学の特長である。この特長を活かして、語学科目や情報処理関連科目をはじめとする多くの科目で、各種の教材を効果的に用いた授業が行われている。

国際文化学科の e-learning の取り組みは、学生による授業評価の結果などから判断し、効果的に実施されていると評価できる。今後は、日本語教育への e-learning 導入を目指して準備を実施している。現在は、担当の教員がその運用基盤作成のための講習会を受講するなど、運用基盤の構築を進めている段階である。

また、「新聞投稿プログラム」については、平成 18 年度は全県をカバーする地元紙である岩手日報の「日報論壇」欄に 5 編、「声」欄に 23 編の計 28 件が掲載された。上記の掲載結果より、有効に機能していると判断できる。しかし、投稿者全員の採用を目指しているものの、必ずしも全員が掲載されるわけではなく、不採用となった学生に対するフォローが課題である。

なお、生活科学科では平成 19 年度から新しいカリキュラムを実施しており、国際文化学科では平成 20 年度から新カリキュラムを実施する予定である。これらに関して、少人数教育のあり方等、授業を効果的に実施する方法について検証する必要がある。

【改善方策】

生活科学科においては、平成 19 年度から実施した新カリキュラムの有効性を検証するため、履修者数の動向や少人数クラスの効果などについて、調査・分析を行う。

同様に、国際文化学科においても、平成 20 年度から実施する新しいカリキュラムの有効性を検証するため、履修者数の動向や少人数クラスの効果などについて、調査・分析を行う。また、情報処理関連の演習科目における TA 配置の効果について確認を行う。

また、英語科目における e-learning については、今後も引き続き継続して実施してくとともに、平

成 20 年度からの新カリキュラム実施に合わせて、「日本語表現論Ⅰ」において日本語教育への e-learning 導入を開始する。「新聞投稿プログラム」については、今後全員採用をめざし、投稿指導時期の改善、不採用の場合の対応や課外指導法の確立など、プログラム全体を総括したうえで実施方法を改善する。

3 授業運営と成績評価

【現状】

履修科目の上限の設定は行っていないが、年度始めのガイダンス・オリエンテーションの際に、各学年における平均修得単位数の説明を実施している。

なお、各科目は基本的に受講できる年次が定められており、2年次に配当されている科目を1年次に受講することはできない。また、外国語科目などにおいては、各科目の「Ⅰ」の単位を修得しないと、同科目の「Ⅱ」を受講することができないように制限を課している科目もある（Ⅲ、Ⅳについても同様）。

成績評価の方法はシラバスに明示することにより評価基準を明確にしている。成績の評価基準は、優・良・可・不可・評価不能の5段階とし、それぞれシラバスで示された到達目標に対して、80点以上「優」、70点以上80点未満「良」、60点以上70点未満「可」、60点未満「不可」を判定基準として用いることとし、岩手県立大学盛岡短期大学部履修規程第6条に規定している。

また、オムニバス科目のように同一科目を複数の教員によって成績評価を行う場合には、担当の教員同士で随時情報交換や打合せを行い、指導方法及び成績評価基準の統一、改善を図っている。

【点検・評価】

履修科目の上限設定はしていないが、実施年次指定科目を多く配置するとともに、ガイダンス・オリエンテーションの際に、各学年における平均修得単位数の説明などを行い、学生への周知を徹底している。年次ごとの平均単位取得数（中途退学者を除く）については以下の表のとおりであり、学生の体系的な履修については確保されていると判断できる。

入学年度	年次	生活科学科		国際文化学科
		生活科学専攻	食物栄養学専攻	
平成 16 年度 入学生	1 年次	51.5 単位	47.9 単位	53.7 単位
	2 年次	26.8 単位	35.8 単位	26.0 単位
	合計	78.3 単位	83.7 単位	79.7 単位
平成 17 年度 入学生	1 年次	52.8 単位	45.5 単位	31.5 単位
	2 年次	32.2 単位	44.2 単位	52.8 単位
	合計	85.0 単位	89.7 単位	84.3 単位

成績評価方法はシラバスで明確に示されており、シラバスの記載事項は教務委員会が確認したうえで公開する仕組みとしている。シラバスに明示された方法により、適切な成績評価が行われている。

【改善方策】

現在の授業運営及び成績評価の方法を継続し、ガイダンス・オリエンテーションの際に、学生に対する周知を一層徹底する。

なお、よりきめの細かい成績評価法や、シラバスに記述する方法の統一等について、本学の FD 担当者や教務委員会が中心となって検討を進める。

4 教育改善への組織的な取り組み

【現状】

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する方策については、本学を含めた岩手県立大学全体の取組みとして行っている。

教育改善に関する連絡体制を確立し、岩手県立大学全体としての FD 活動の実施を図るため、平成 17 年度に本学を含めた岩手県立大学各学部等の FD 担当者による「FD ミーティング」を設置し、FD フォーラムへの参加や FD 研修会を実施するとともに、FD 活動を活性化するための課題の整理等を行った。平成 18 年度には、教育改善を現実的に考え、本当にやらなければならないことを体系的に構築するため、「FD ミーティング」を「教育改善・FD 推進会議」に改組し、全学的に教育改善と FD 活動を強力に推進する体制の確立を図っている。「教育改善・FD 推進会議」は、①短中期の FD 活動アクションプランの策定、②教育内容・教育方法の向上に向けた組織的 FD 活動の企画・推進、③授業評価の効果的な実施方法の検討・分析、④シラバスの改善その他を所掌し、教育の質的向上に向けた諸施策を企画立案する「FD 推進チーム」及び授業評価の実施とシラバスの有効活用策を検討する「授業評価・シラバス検討チーム」を設置して活動している。

平成 18 年度においては、全学的な FD 研修会、授業評価結果の活用調査、教員間相互授業聴講を実施するとともに、授業評価に関する他大学調査と授業評価改善案の策定、シラバス改善案の策定等を行った。平成 19 年度は、教育活動に関する教員アンケート調査やその結果に基づく研修会の開催に取り組んでいる。

シラバスは、教員の授業情報を公開することにより、学生の主体的学習と教員の自己研鑽に資するため、全科目について作成し、インターネットを通じて公開している。従来は、授業概要、履修の手引き等として印刷製本のうえ学生に配布していたが、途中で教員変更等により掲載した内容と実際の講義内容に相違が生じる可能性があったことから、平成 18 年度からは最新の内容を常に提供できるよう仕組みを構築したものである。また、シラバス記載項目である授業の計画、成績評価の方法等については、学生の履修計画や学習に際して判断に支障を来さないよう、より具体的な内容を記載するよう変更している。なお、平成 19 年度からは、学外向けホームページにも掲載し、学生による閲覧

の利便性を向上させるとともに、教員の授業情報の公開に寄与している。

一方、学生による授業評価は平成 13 年度の後期から開始し、平成 16 年度は分析方法の見直しや評価項目の再検討を行うため休止したが、平成 17 年度から再開し、「教育改善・FD 推進会議」が主体となって、調査項目の拡充、調査方法の電子化への変更等見直しながら実施している。

評価の対象は、演習、実験、実習を含めた開講全科目である。評価項目は、授業への関心、シラバスと授業内容の適合性、教授方法、授業の容量、教員の熱意等 12 項目に及ぶ。調査は、担当教員の授業内に、学生が調査票に記入する形式で行う。評価の結果は、データ化した上で担当教員に提示され、各担当教員が分析して改善点をまとめると共に、それを公開している。平成 19 年度からは、マークシート方式の調査票による新たな方式で授業評価を実施している。

また、本学独自の授業評価の取組みとして、平成 17 年度から卒業研究（食物栄養学専攻の「専門演習」を含む）アンケートを実施している。これは、教務委員会が中心となって、2 年次の卒業研究終了時に実施されており、学生に対するアンケートと教員に対するアンケートの 2 種類の調査を同時期に行うものである。平成 18 年度は実施しなかったが、平成 19 年度には前回と同様の形式で、再び実施した。

岩手県立大学全体を対象とした FD 研修会は、平成 17 年度から次のテーマで開催しており、本学の教員も参加している。

《FD 研修会の開催状況》

区 分	開催日	テーマ	摘 要
第 1 回	H17.10.18	2006 年度問題について ー学習指導要領改訂に伴う課題	学外講師
第 2 回	H17.11.10	大学に求められる FD の意義と課題	学外講師
第 3 回	H17.12. 7	IT の活用による教育支援	学内講師
第 4 回	H18.10.24	県立大学の目指す大学の方向性について	学内講師・意見交換会

また、平成 18 年度には FD 活動の一環として、各教員が実践する授業方法の工夫等を公開し、あるいは他の教員の授業方法を参考にすることにより、授業方法の改善を促進することを目的に、同意を得られた科目について教員間相互授業聴講を実施した。

本学においては、FD 担当者と教務委員長の 2 名の教員が「教育改善・FD 推進会議」参加しており、岩手県立大学全体で行う取組みについて計画、推進するとともに、教授会、学科・専攻会議等の機会を利用して、本学教員の意識の向上を図っている。しかし、本学独自の FD 活動としては、過去に教員の意識調査を実施した程度であり、独自の取組みは行われていないのが現状である。

また、教員の教育倫理向上のための配慮としては、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めており、本学に関してもこのガイドラインにより対策を講じているが、これ以外の本学独自の取組みなどは行われていない。

【点検・評価】

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を図っていくため、「教育改善・FD推進会議」の設置により、岩手県立大学全体として組織的な取組みを行っていることは評価できる。

シラバスについては、平成 18 年度以降の見直しにより利便性の向上、内容の充実が図られている。その一方で、電子化されたことにより印刷物よりも一覧性に劣るという意見も一部には見られる。

学生による授業評価については、評価の実施から、教員による分析、結果の公開まで、概ね適切に実施されている。結果については、本学全体としての分析を行い、教授会で報告している。各学科・専攻の教育目標に沿った形での授業評価の分析、有効な活用が求められる。また、平成 19 年度から導入された新しい方式の効果を検証する必要がある。

また、本学独自に卒業研究アンケートを実施していることは評価できる。平成 17 年度の同アンケートの結果に基づき、学生が研究に取り組むことのできる教室の確保や指導方法の改善を実施した。平成 19 年度の同アンケートは実施した直後であり、現在のところ結果の分析を行っている段階である。

以上に示した活動については、岩手県立大学全体の取組みとして行っているものが主であり、卒業研究アンケート以外に本学独自の FD 活動に対する取組みが少ないことは大きな課題である。

また、現時点では、授業改善は個々の教員の日常的な取組みに負っているところが多く、教員間相互授業聴講に積極的に参加する教員がまだ少ない。同様に、FD 研修会への参加者数も少ないといった課題もある。

また、教員の教育倫理向上のための配慮としての、本学独自の取組みが行われていないことも課題と言える。

【改善方策】

引き続き「教育改善・FD 推進会議」に参加するとともに、岩手県立大学全体の取組みと連携を図りながら、岩手県立大学全体で実施する FD 研修会や、教員間相互授業聴講について教員へ積極的な参加、取組みを呼びかけ、それらを通して、FD 活動に対する本学教員の更なる意識向上を図る。

また、「教育改善・FD 推進会議」から情報を得ながら、本学独自の取組みについて検討する。

あわせて、シラバスのより良いあり方、授業改善における活用方法等を検討するとともに、学生による授業評価を本学の教育実態の改善につなげる具体的仕組みを確認するとともに、平成 19 年度から導入された新しい授業評価の方式の効果を検証する。

さらに、平成 19 年度末に実施した卒業研究アンケートについて、平成 17 年度の結果と比較するなどの詳細な分析を行い、その結果を基に卒業研究のあり方の問題点を抽出して改善につなげる。

教員の教育倫理向上については、本学の FD 活動の一環として、その取組みについて検討する。

5 教育上の効果と目標達成度の測定

【現状】

生活科学科生活科学専攻では、平成 16 年度から所定の科目の単位を修得することにより、卒業後に二級建築士・木造建築士の受験資格を取得できるカリキュラムとなった。平成 17 年度末からは、この受験資格を得た 2 年生を対象とし、二級建築士国家試験の模擬試験形式（計画・法規・構造・施工の 4 科目）での達成度試験を実施している。卒業前の 2 月に試験問題を配布し、解答用紙を返送してもらい、卒業式の際に採点後の解答を返却するという方法で実施している。

食物栄養学専攻では、以前から在学生に対して管理栄養士国家試験の模擬試験を実施していたが、平成 17 年度からは（社）全国栄養士養成施設協会認定の栄養士実力試験に切り替えて実施している。2 年生全員を対象とし、毎年 12 月に実施している。

国際文化学科では、教育上の効果と目標達成度を検証するため、英語運用能力と異文化理解能力についての教育効果の測定を実施している。英語運用能力については、入学時と卒業時に TOEIC・Bridge を実施し、英語能力の向上や伸び率を分析している。異文化理解能力については、同じく入学時と卒業時に IDI（異文化理解能力調査）を実施して成果を測定している。この IDI は、「国際文化理解演習」での海外研修参加者に関しては、その研修の事前と事後にも実施している。

さらに、国際文化学科では、平成 18 年度から英語による卒業研究発表会を実施している。これは、2 年間の学習の集大成としてまとめられた卒業研究のうちの優れたものについて、学生がその内容の要旨を英語で発表するものである。この発表会により、2 年間で身に付けた英語によるプレゼンテーション能力の達成度を検証するとともに、学生に対してアンケート調査を実施している。

【点検・評価】

生活科学科生活科学専攻で実施している達成度試験については、専門分野についての卒業時点での学生のレベルを把握でき、教育上の効果と目標達成度を測定するための方法として、有効に機能していると判断できる。しかし、実施時期が年度末の時間のとりにくい時期で、試験の実施や解答の解説に十分な時間が確保できていないことが課題である。また、試験結果についても、各担当教員レベルでは講義内容の改善などに利用されているものの、専攻全体としての組織的な対応には活用できていない状況である。

食物栄養学専攻で実施している栄養士実力試験については、全国統一の試験であり、本学学生の結果は全国平均との比較が可能である。栄養士として求められる実力が修得できているかを把握でき、教育上の効果と目標達成度を測定するための方法として有効に機能していると判断できる。また、この結果は専攻会議等で報告され、専攻として授業内容の改善等に取り組むための資料として活用されている。

国際文化学科で実施している TOEIC・Bridge と IDI は、本学での 2 年間の学習を通じての英語運用能力と異文化理解能力の変化を把握でき、教育上の効果と目標達成度を測定するための方法として有

効に機能している。

また、英語による卒業研究発表については、英語によるプレゼンテーション能力の達成度を検証するための方法として有効である。また、学生によるアンケート調査では、1年生の学習意欲の向上という結果も得られている。

【改善方策】

生活科学科生活科学専攻で実施している達成度試験については、実施時期について検討し、今後は試験の実施や解答の解説などのフォローにある程度の時間を確保できるよう改善して実施する。また、平成17年度末、18年度末と、既に2回の試験を実施し、19年度末の試験で3回目を数える。回を重ねるにしたいが、正答率などの傾向もかなり明確に表れてくると考えられる。そこで、平成20年度には、専攻全体としてこの達成度試験の結果を分析、把握し、組織的な講義内容の改善や、今後のカリキュラム編成に反映できるようにする予定である。

食物栄養学専攻で実施している栄養士実力試験については、平成19年度で3回目の実施となることから、平成20年度にこれまでの結果を総括し、学生の理解度の改善について検証を行う。

国際文化学科で実施している英語による卒業研究発表については、今後も継続するとともに、アンケート結果を詳細に分析し、英語によるプレゼンテーション能力の育成のための、効果的指導法の確立を目指す。

6 卒業生の進路状況と人材育成の目的の達成状況

【現状】

本学に対する求人率は非常に厳しい状況にあるが、本学卒業生の就職（内定）率は、平成17年度94.6%、平成18年度96.0%と健闘している。本学から四年制大学への編入学希望者も増加しており、毎年20名近くの者が受験し、高い合格率を維持している。

生活科学科生活科学専攻では、就職希望者の8割以上は、岩手県内の企業、営業所、支店の一般事務職や営業職に就いている。また、本専攻では、2年の実務経験を条件に二級建築士受験資格が取得できる。この受験資格を取得し卒業する学生は毎年10名程度で、本専攻卒業生数のおよそ1/3にあたる。しかし、建築や建材関係企業の求人が極めて少なく、業務が実務経験にカウントできるような企業に就職できた学生は、平成18年度卒業生では3名であった。

食物栄養学専攻では、在学時に所定の単位を修得することにより栄養士免許が取得でき、毎年ほぼ全員が取得して卒業している。平成18年度の卒業生26名のうち、就職は21名（81%）、進学は5名（19%）となっている。就職では10名が栄養士、8名が専門知識を必要とする職種、3名が一般事務職に就業している。近年では、学生が就職先として希望する病院や福祉施設では管理栄養士を採用し、栄養士の採用は非常に少なく、契約社員としての雇用が多くなり、短大卒の栄養士の就職は厳しい現状におかれている。就職した学生のうち18名（86%）は県内の企業等に勤務している。

進学した学生は、より専門的な資格や知識を修得するために県外の管理栄養士養成施設（四年制）や農学部へ編入学した者が多く、一部には専門学校へ進学した者もいる。

国際文化学科では、就職希望者の約8割が岩手県内での就職を目指しており、地元志向が強い傾向にある。本学科卒業生の主な就職先は、公務員、金融機関、民間企業の一般事務職、旅行・ホテル・航空業界等である。四年制大学への編入学や語学専門学校への進学も増加傾向にある。提携校であるイースタン・ワシントン大学や研修先である慶尚大学校への留学、NGO 等国际協力機関に携わる海外渡航者もいる。（基礎データ表6参照）

平成18年度に、在学生を対象とした「学習と学生生活アンケート」及び卒業者採用企業を対象とした「卒業者に関するアンケート」を実施した。

「学習と学生生活アンケート」における本学の結果は、次のとおりであり、9割以上の学生が学習目標を達成するとともに、8割程度の学生が学習支援システムに満足している。

問『昨年設定した学習目標を達成したか』

- ・ 達成できた：44.3%
- ・ ほぼ達成できた：47.4%

問『学習支援システムについて』

- ・ 満足である：24.7%
- ・ どちらかといえば満足である：53.6%

「卒業者に関するアンケート調査」は、岩手県立大学全体として集計しており、その結果は次のとおりであり、概ね肯定的な回答である。

問『企業の人材ニーズや期待に込えているか』

- ・ 十分込えている：47.9%
- ・ どちらかといえば込えている：36.8%

問『能力や意識の水準についてどう感じているか』

- ・ 全体として高いと感じる：が25.5%
- ・ どちらかといえば高いと感じる：52.9%

【点検・評価】

本学においては、岩手県出身の学生が多く、かつ地元志向が強い事情もあるが、卒業生の進路状況を見ると、県立の短期大学として岩手県に貢献できる人材を育成する責務を十分に果たしている。

しかし、生活科学専攻においては、二級建築士・木造建築士の受験資格を取得して卒業した学生のうち、建築関係の企業に就職する者の割合が少ないと言わざるを得ない。修得した専門知識を生かすことができないという面や、建築士試験受験のための実務経験にカウントすることができないという面で、課題である。

「学習と学生生活アンケート」及び「卒業者に関するアンケート」については、現時点では、分析結果に基づく改善などの対応ができていないのが実態であり、このアンケート結果をどう活かすかが課題となっている。

【改善方策】

生活科学科生活科学専攻においては、二級建築士・木造建築士の受験資格を取得して卒業する学生の、建築関係企業への就職者数の向上のための対策が必要である。就職・進学委員の教員を中心に、専攻全体として建築・建材・住宅関連の企業を訪問し、本専攻の教育内容、人材育成の方針等を十分に説明し、求人に繋げる努力が不可欠と考えている。同時に、二級建築士資格の取得を希望する学生に対しては、関連する就職先の積極的な自己開拓を促す。

「学習と学生生活アンケート」及び「卒業者に関するアンケート」については、今後も継続して実施し、学生や企業の満足度の経年比較を行うなどのより詳細な分析を行い、教育活動を改善するための参考としていく。

Ⅲ 国際交流

国際交流の推進

【現状】

岩手県立大学全体の取組みとして、建学の理念である「国際社会への貢献」を具現化するため、平成 11 年 4 月に「岩手県立大学国際交流指針」を策定し、これまで同指針に基づき、外国人留学生の受け入れ、支援、海外の教育研究機関等との共同研究の推進などの国際交流に係る諸施策を推進してきているが、平成 17 年の法人化に伴い、この指針を見直し、新たに策定することとしている。

また、国際交流を推進するため、平成 19 年 11 月に研究・地域連携本部の内部組織として、「国際交流支援センター」を設置した。

海外の大学との交流協定については、岩手県立大学全体としては、現在 5 大学と国際交流協定を締結している。

本学における国際交流は、国際文化学科を中心に推進されている。

国際文化学科では、カリキュラム上に海外研修による異文化体験を中核に据えた科目を設定し、積極的に国際交流を行っている。それが、1 年次に配置されている「国際文化理解演習Ⅰ・Ⅱ」である。この科目には、アメリカコースと韓国コースの 2 つのコースが設定されており、両コースとも、Ⅰで訪問先の国の文化の基礎や調査内容に関する事前学習を行い、それを踏まえてⅡにおいて海外研修を行っている。アメリカコースでは、ワシントン大学、イースタン・ワシントン大学（国際交流協定締結校）、ハワイ・パシフィック大学のいずれかの一校において語学研修等の研修を実施している。また、韓国コースでは、慶尚大学校（国際交流協定締結校）と慶熙大学校において語学研修や調査などの実地研修を行っている。いずれのコースも、帰国後には報告会を開催し、報告書等を作成している。

また、1年次に配置されている「国際関係論」においては、平成19年度はJICA（独立行政法人国際協力機構）職員を非常勤講師として任用し、国際協力に関する授業を実施している。

カリキュラム外の事業としては、平成18年度から特色GP事業の一環として「国際文化講演会」を実施し、日系カナダ人の講演や、提携校であるイースタン・ワシントン大学の教授とアメリカ人学生による講演、韓国の慶尚大学校教授による講演等を通して、海外の大学との教育交流を行っている。また、岩手県立大学（四年制）や本学科を卒業し、海外に留学した後に日本に就職した卒業生の体験談報告会等も同時開催し、海外留学や海外セミナーに関する教育支援も行っている。さらに、平成19年度には特色GPフォーラム「多文化共生社会において大学が果たすべき役割」を開催し、多文化共生に関する研究促進とそれを教育活動に生かす環境を整えている。

国際交流教育としては、平成19年度は韓国ソウルにある明知専門大学日本語専攻の学生40名が、日本語研修のプログラムの一部で本学を訪れた。その際に、本学の1年次の授業「ハングル・韓国文化Ⅰ」及び「比較文化論B（日本と韓国との言語文化の比較）」の一環として、本学学生と明知専門大学の学生と一緒に授業を受け、交流を深めた。

【点検・評価】

国際文化学科による取組みを中心とした本学の国際交流は、順調に推進されている。

アメリカ合衆国及び韓国の学生交流協定の締結状況は良好であり、「国際文化理解演習Ⅰ・Ⅱ」は、早期の異文化体験として、カリキュラム上で重要な位置づけとなっている。

海外研修参加者に対してIDI（異文化理解能力調査）を実施し、研修の事前と事後の結果を比較分析した結果、いずれの研修の後も、異文化理解能力が向上したことが明らかになった。さらに入学時点と卒業時点の比較分析と、アメリカ・韓国への研修参加者の卒業時点での異文化理解能力の維持・向上についての検証も実施途中である。国際交流については、本学は早期異文化体験を柱として、各種講演会、フォーラムの開催など、多角的に取り組んでいる。これらの国際文化学科における取組みは、平成18年度特色GPに採択されたことからわかるとおり、外部からも高く評価されている。

【改善方策】

岩手県立大学全体の取組みとして、国際交流支援センターが中心となって、国際交流の基本指針の策定について検討を進めており、平成20年度に新たな指針を策定することとしている。

国際文化学科においては、身近な国際交流を促進するために、岩手県国際交流課との情報交換や共同研究等を通して、多文化共生社会に貢献する人材育成を行う。そのため、平成20年度から実施される新カリキュラムでは、「多文化共生論」と「国際協力論」を新設し、特に「国際協力論」ではJICA職員など国際機関で実際に活動している実践者による授業をより積極的に実施する。特色GP事業で得られた成果については、平成20年度以降も継続して国際交流に関する授業の改善に役立てていく。

また、今後とも日本内外の国際化に対応し、国際交流を積極的に推し進めるという方針のもとに、

提携校と関係強化の施策を展開する。

IV 学位授与

学位授与に関する基準および手続き

【現状】

学則第 32 条及び第 33 条並びに履修規程第 11 条により、本学に 2 年以上在籍し所定の単位数（生活科学科生活科学専攻 65 単位、同食物栄養学専攻 64 単位、国際文化学科 68 単位）を修得した学生に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与することとなっている。

卒業判定は、単位修得に関する資料をもとに、本学教務委員会及び各学科において審査を行い、その結果を教授会において審議のうえ、学長の決裁によって卒業を認定する手順となっている。

【点検・評価】

卒業判定及び学位授与の基準は、学則及び履修規程に定められ、これらの規程により適正に行われており、制度的には全く問題なく運用されている。

【改善方策】

今後とも卒業判定及び学位授与の基準により、適正に運用していく。

第4節 学生の受け入れ

【目標】

大学が目指す人間教育と「実学実践」に基づく教育課程における教育目標を明確に示すとともに、これと連動した入試制度を整備し、人間性と専門特性に合致した資質と能力のある学生の確保に努める。

【目標を達成するための計画】

- 大学入試センター試験の導入や社会人入試の実施について検討するとともに、推薦入試の改善を行うなど、入試制度の多様化・柔軟化を図る。
- 出前授業、入学前講座などの導入によって入学後教育へのスムーズな移行を図る。

I 学生の受け入れ方針及び受け入れ方法

1 入学者受け入れ方針等

【現状】

本学における入学者選抜方法は一般選抜と特別選抜がある。

一般選抜は、平成18年度入学者選抜までは本学独自の学力検査によるものであったが、平成19年度入学者選抜から大学入試センター試験を導入した。

特別選抜は、両学科で推薦入学（一般）を実施している。これに加えて、国際文化学科では、推薦入学（特別）、帰国子女、中国引揚者等子女、社会人、私費外国人留学生の各特別選抜を実施している。

これまで、各学科、専攻ごとに、第1節に示した教育理念・目標に基づいた入学者選抜を行ってきたが、明文化された入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、平成19年度入試までは策定されていなかった。そのため、平成19年度に入学試験委員会でアドミッションポリシー（添付資料参照）を作成し、平成20年1月の教授会にて報告、承認された。

【点検・評価】

本学における入学者の選抜方法は、教育理念・目標を達成するために学生の受け入れをどのようにするかという基本的な考えのもと、受験生の動向や高等学校の教育課程の変化などの外的要因や、本学の教育課程の変更や入学生動向などの内的要因などにより、慎重に検討を重ねたうえで見直しを図っており、現在の入学者選抜方法は有効に機能している。

平成19年度に作成したアドミッションポリシーでは、各学科専攻の「求める学生像」と「入学者選抜の方針」が明記されている。さらに、「入学者選抜の方針」には、各入試区分で重視する項目がわかりやすく示されている。このアドミッションポリシーにより、本学の各学科専攻が求める学生像をより明確に広く周知することができるようになったと考えられる。

【改善方策】

明文化したアドミッションポリシーを、平成 21 年度入学者選抜から、募集要項や大学案内、ホームページ等に明記し、入試説明会、大学説明会、施設見学等のあらゆる機会を通じて、入学志願者、保護者、高校進路担当教員等に広く周知をする。

その後は、随時、このアドミッションポリシーに基づく選抜方法であるかを検証し、必要に応じて見直しを加えていく。

2 入学者選抜の仕組み

【現状】

岩手県立大学全体としては、学長の下に設置した教育・学生支援本部に、入学試験連絡調整会議を設置し、入試業務を実施している。入学試験連絡調整会議は、教育・学生支援本部長を議長とし、本学を含めた岩手県立大学各学部の正副入学試験委員長、教育・学生支援室長、入試課長、入試課 AO 担当教員を構成員としている。

本学における入学者選抜試験は、教員を構成員とする入学試験委員会及び作題者会議と、事務局の教育・学生支援室入試課との緊密な協力のもとに実施されている。

入学試験委員会は、本学の入学試験のすべてを統括し、具体的計画の立案及び実施する委員会である。

作題者会議は、試験問題の作成・採点を主たる業務とし、その責任者は、入学試験委員会の委員長が兼務し、委員会との緊密なる関連性を保ちながら運営している。ここでは、複数の教員による問題の吟味、担当以外の試験問題を確認し合う相互問題チェック、印刷された問題冊子の最終チェックなど、多段階のチェック作業の実施により、作題ミスが出ないシステム作りを心掛けてきている。

採点から合格判定に至る過程では、受験者の識別に氏名などの個人を特定できる情報を用いず、受験番号のみで行い、公平性を確保している。なお、当然のことであるが、入学試験委員、作題者会議、試験当日の監督員とも、選抜に関わる子弟等のいない教員が選出されている。

合格判定は、学科専攻別の合格候補者を、学生を直接教育する単位となる受け入れ学科専攻で判定し、その後、それらの合格候補者を総合的に本学教授会において判定し、学長の決裁により決定している。

【点検・評価】

入学者選抜試験の実施体制については、これまで例年大きな問題もなく実施できているため、全体としては適切に機能していると評価している。

ただし、毎年度発生する細かな課題への対応、入試制度の改革に伴う実施内容の変更など、毎年実施するにあたっては、実施要領等の変更、改善に努め、的確に対応している。特に平成 19 年度入学者選抜試験は、一般選抜への大学入試センター試験の初めての導入と、国際文化学科における入試区分の追加を行い、大幅な実施要領等の変更が必要となった。

【改善方策】

今後とも、本学の入学試験委員会及び作題者会議と、教育・学生支援室入試課が協力し、必要に応じて実務的な変更・改善を加えながら、現行の実施体制を継続していく。

3 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状】

学生募集方法については、選抜要項・入学案内等を県内の全高等学校、県外の志願実績校に送付するほか、岩手県立大学全体のホームページにより周知を図るとともに、教育・学生支援室入試課と本学入試委員会が一体となって高校訪問を実施している。

また、新聞社主催の進学懇談説明会に参加し、東北六県の県庁所在地等主要な都市の会場で、志願者、保護者、高校の進路指導担当教員からの個別相談に対応している。また、平成 18 年度から岩手県立大学全体として入試相談会を開催しており、本学もこれに参加している。この入試相談会は、平成 18 年度は 1 会場（一関市）のみであったが、宮城県境、県北、沿岸部からの志願者掘り起しを目的として、平成 19 年度は 3 会場（一関市、久慈市、二戸市）に増やして実施した。さらに、県外等遠方からの相談者にも配慮し、盛岡駅西口に位置する岩手県の複合施設「いわて県民情報交流センター（通称：アイーナ）」内に設置されている「岩手県立大学アイーナキャンパス」において、夏休み期間中に相談会を開催している。

さらに、岩手県立大学全体で開催している大学説明会（オープンキャンパス）にも本学は参加しており、学科・専攻ごとに、カリキュラム、就職状況、入試等の説明、短期大学部棟の施設見学などを実施している。それ以外にも、本学の見学を希望する高等学校、PTA 等の積極的な受け入れを随時行っている。

また、本学教員を高校に派遣して、本学の教育内容の紹介を含めた高校生向けの講義を行う「出前講座」を実施している。

本学の現在の入学者選抜区分、学科・専攻別の試験科目、実施内容は次のとおりである。

【一般選抜】

学 科	専 攻	大学入試センター試験		個別学力 検査
		教科	科 目	
生活科学科	生活科学専攻	国 数 理 外	国（近代以降の文章のみ） 数Ⅰ・数Ⅱ、数Ⅲ・数Ⅳ 物Ⅰ、化Ⅰ、生Ⅰから1 英語（リスニングを含まない。） 4教科5科目	小論文
生活科学科	食物栄養学専攻	国 数 理 外	国（近代以降の文章のみ） 数Ⅰ・数Ⅱ 化Ⅰ、生Ⅰから1 英語（リスニングを含む。） 4教科4科目	小論文
国際文化学科		国 地歴 公民 外	国 世Ⅰ、世Ⅱ、日Ⅰ、日Ⅱ、地理Ⅰ、地理Ⅱ } から1 現社、倫理、政経 英語（リスニングを含む。） 3教科3科目	小論文

【特別選抜】

○推薦入学（一般）

学 科	専 攻	科目等	内 容
生活科学科	生活科学専攻 食物栄養学専攻	小論文	理解力、論理力、思考力、表現力を中心として、総合的に評価する。
		面接	志望動機、意欲、態度、表現力などの各観点から総合的に評価する。
		調査書	評定平均値について基準を設け点数化する。
国際文化学科		小論文	理解力、論理力、思考力、表現力を中心として、総合的に評価する。
		面接	志望動機、意欲、態度、表現力、英語による若干のコミュニケーション能力の各観点から総合的に評価する。
		調査書	評定平均値・生活事項に基準を設け点数化する。

○推薦入学（特別）

学 科	専 攻	科目等	内 容
国際文化学科		小論文	理解力、論理力、思考力、表現力を中心として、総合的に評価する。
		面接	志望動機、意欲、態度、表現力、英語による若干のコミュニケーション能力の各観点から総合的に評価する。
		調査書等	取得資格に重点を置き、評定平均値・生活事項それぞれに基準を設け点数化する。

○その他特別選抜

選抜区分	学 科	専攻	科目等	内 容
帰国子女	国際文化学科		小論文	理解力、論理力、思考力、表現力を中心として、総合的に評価する。
中国引揚者等 子女			面接	
社会人				志望動機、意欲、態度、表現力、日本語及び英語による若干のコミュニケーション能力の各観点から総合的に評価する。
私費外国人留学生				

前述のように、本学の一般選抜は、平成 18 年度入学者選抜までは本学独自の学力検査によるものであったが、平成 19 年度入学者選抜から大学入試センター試験を導入した。

平成 17 年度において、入試制度の多様化・柔軟化を図る観点から、本学在学生に対する大学入試センター試験に関するアンケート調査を実施し、在学生の大学入試センター試験受験動向の把握や、他大学の大学入試センター試験導入事例の検討を行った。その結果、高等学校で習得した基礎学力について公平に判断し、本学での教育の質の向上を図るためには、大学入試センター試験を導入するのが望ましいとの結論が得られた。ただし、本学では、各学科専攻により、学生に必要とされる分野が異なるため、大学入試センター試験で課す教科・科目や配点については、各学科専攻の教育内容を踏まえながら、それぞれに検討を行なった。同時に、本学として独自に課す個別学力検査等の内容についても、各学科の教育方針を踏まえながら、学科ごとに検討した。以上により、大学入試センター試験導入を前提とした入試方法の改善策をまとめた。

また、国際文化学科では、多様な学生を確保するための新設入試区分設定に向け、他大学の実情等を参考にしながら検討を行った。

これらの検討結果を受けて、平成 19 年度選抜から、一般選抜試験に大学入試センター試験を導入すると同時に、国際文化学科において推薦入学（特別）と特別選抜（帰国子女、中国引揚者、私費外国人留学生、社会人）の新しい入試区分を設定のうえ実施し、現在に至っている。

受験生への説明責任については、全ての選抜区分において、個人情報保護条例等により、合格発表後、期間を定めて、受験生本人からの個人成績に係る開示請求を受付けている。開示内容は、推薦入学（一般）、推薦入学（特別）、各特別選抜では総合点、一般選抜では総合点、センター試験の合計点、個別学力検査等の合計点としている。

更に、選抜要項において、前年度に実施した入学者選抜の合格者最高点、最低点及び平均点も公表している。

【点検・評価】

学生募集方法は、選抜要項、募集要項等の冊子のほか、ホームページにより広く公表している。

進学懇談説明会、大学説明会への参加者及び相談件数も全体的に増加傾向で推移しており、周知手段として効果をあげている。平成 18 年度から実施している入試相談会の参加者数は横ばいだが、実施 2 年目であり、定着するまでまだ時間を要すると思われる。施設見学、大学説明会等は、入学志願者、保護者に本学を直接見学してもらうことができる貴重な機会であり、志願者を確保するうえで、重要な取り組みであるといえる。

「出前講座」は、高校生に対し大学での教育内容の紹介ができる貴重な機会である。しかし、本学への依頼は少なく、近年の実績は年間 1～3 校程度であり、これをいかに増加させるかが課題である。

一般選抜試験については、平成 19 年度入学者選抜から大学入試センター試験を利用するようになり、現時点では 2 回実施した状況である。現時点では特に問題は発生しておらず、概ね順調に実施できていると判断できるが、受験科目の設定などを含めて、暫く様子を見る必要がある。

国際文化学科で平成 19 年度から実施している推薦入学（特別）については、県内外の高校の生徒を対象にしているが、平成 19 年度は定員と同数の 5 名の出願があり、そのうち 3 名は県内高校の生徒であった。また、平成 20 年度は 6 名の出願があり、その全員が県内高校の生徒であった。定員に応じた出願人数は確保できているが、県外の高校の生徒の出願は決して多いとは言えない状況である。

同じく、国際文化学科で平成 19 年度から実施しているその他の特別選抜については、平成 19 年度に社会人 1 名の出願があり、20 年度は出願が無かった。多くの人数が出願するとは想定していないものの、多様な学生を確保するという目的を考えると、現状の出願者数は少ないと言わざるを得ない。

入学者選抜方法、選抜基準は、選抜要項、学生募集要項等で明記しているほか、岩手県立大学全体のホームページにも掲載しており、いつでもどこでも誰でも確認できる状況となっており、志願者の立場にたった基準の公表を行っている。また、試験問題、出題意図についてもホームページで公開しており、透明性が高い。

さらに、全ての選抜区分で個人成績の口頭開示請求に対応しており、受験生への説明責任を果たしている。

【改善方策】

学生募集内容を公表する方法として、今後とも、選抜要項、募集要項等冊子の作成・配布、ホームページでの公表を実施していくほか、受験産業からのアンケート、資料請求等にも積極的に応じていく。

進学懇談説明会は、会場により相談者数の差が大きいことから、参加会場を厳選していくとともに、志願者確保の観点から、新規参加会場について検討する。

大学説明会は、岩手県立大学全体で同時に開催しているが、参加者アンケートをもとに、スケジュール、実施内容等についてさらに検討する。

入試相談会は、宮城県境、県北・沿岸部の志願者掘り起こしを目的にしているものであり、今後とも継続実施していく。ホームページ、ポスター等による周知のほか、対象となる高等学校への高校訪問時のアナウンスを徹底していく。

施設見学では、引き続き、可能な限り、見学希望者の希望日時、希望内容に対応して、入学志願者の増加につながるように対応する。

また、出前講座については、各教員の講座内容などをホームページ上に公開しているが、さらに高校訪問等の機会を利用して PR を徹底することにより、出前講座の実施を希望する高校の増加に努める。

平成 19 年度入学者選抜から実施した、一般選抜への大学入試センター試験の導入、国際文化学科の推薦入学（特別）及びその他特別選抜の新設については、本学入学試験委員会を中心として、高等学校からの意見、入試統計等の活用により、受験生の動向を分析するとともに、合否判定資料、入学後の成績等を調査、分析を行い、選抜方法の変更がもたらした影響及び効果について検証していく。また、受験科目等の設定が適正であるかを検証していく。

推薦入学（特別）及びその他特別選抜は、新設の選抜区分であることから、高校訪問のほか、ホームページ、選抜要項等により広く周知し、志願者の増加を図る。特に推薦入学（特別）については、県外の高校に対してもこの制度を広く周知していく必要がある。また、その他の特別選抜については、高校訪問や大学説明会では対象者に対する周知がしにくいので、ホームページを有効に活用するなどの方策を検討する。

推薦入学（一般）は、地域の進学需要への対応と岩手県の明日を担う人材の育成という設立の趣旨に則り、入試説明会、施設見学、高校訪問等のあらゆる機会を通じて県内高等学校に対して本学の教育方針、教育内容の説明を行い、本学を第一志望とする志願者の確保に努める。

受験者に対する説明責任については、今後とも受験生の立場に立って基準の公表を行い、透明性を維持するとともに、口頭開示請求への対応、試験問題、出題意図の公表等によりその責任を果たしていく。

Ⅱ 学生収容定員と在籍学生数の適正化

定員管理及び退学者

【現状】

学生の入学定員及び収容定員は、学則で学科・専攻別に定められている。

平成 19 年 5 月 1 日現在、収容定員 200 名に対して、在籍学生数 224 名で、在籍学生総数／収容定員（以下、「収容定員超過率」という。）は 1.12 であった。学科・専攻別の収容定員超過率を見ると、生活科学専攻が 1.20、食物栄養学専攻が 1.12、国際文化学科が 1.08 となっており、定員割れしている学科・専攻はない。（大学基礎データ表 9 参照）

退学者数は、平成 16 年度 6 名、平成 17 年度 4 名、平成 18 年度 6 名となっており、全学生数に占める割合は平成 18 年度で 2.7%となっている（基礎データ表 12 参照）。

退学を申し出た学生に対しては、学生委員および教務委員の教員が本人（場合によっては保護者）と面談の上、まずは休学し、時間を置いて考えるように指導している。休学期間を経過したうえで、どうしても復学の意志が見込めない時に限り、退学に至っている。

退学理由は、上記の面談の際に聞き取ることによって把握している。具体的な理由としては、他の大学等への進路変更が大部分を占めている。ごく少数だが、本人の結婚や保護者の経済事情の悪化という理由による例もみられる。

【点検・評価】

現状の収容定員と在籍学生数の比率は、本学全体で 1.12 であり、概ね適切である。

現在のところ、志願者数が定員を下回ることがないため、二次募集などを実施することはないが、今後も引き続き志願者を確保していくことが必要である。

退学者数は、在籍学生数の 3%以下に抑えられており、現在のところは問題とはなっていない状況である。

成績不振者への対応については、学生個々の授業出席状況の把握により、学生委員と教務委員が協力しながら、早期改善に向けて面接・相談を行い、適宜、健康サポートセンターおよび学生相談室の利用を案内している。また、各学科専攻とも、小規模なクラスであるため、学生委員、教務委員に限らず、各教員がさまざまな機会を通じて学生に対しきめ細かく対応している。その結果、成績不振からそのまま退学へと至る事例はほとんどなく、今後もこのような指導・対応の体制を維持していくべきと考える。

ただし、本学へ入学してくる学生は、必ずしも本学が第一希望ではなかった者も少なくない。そのような学生に対しても、本学で学ぶにあたっての明確な目標設定を促し、学習意欲の維持、向上が図られるよう、本学として十分に努めているものである。しかしながら、そのような学生が当初希望していた進路へ再挑戦することを止めるわけにはいかず、進路変更による退学者がある程度発生するのはやむを得ないという面もある。このような状況を考えると、本学の各学科専攻の教育目的や内容が、

受験生に対して十分に周知できていないということも、課題として挙げられる。

【改善方策】

学生収容定員の確保のためには、今後とも受験者の動向について把握、分析を行うとともに、大学説明会、高校訪問等の機会を利用して、本学についての広報、周知に努め、志願者の確保に努める。

退学者については、その数が少ないという現状を維持していくことが何よりも重要である。学生に対するきめ細かい指導を継続していくと同時に、入学試験委員会が中心となって、各種の機会を通じて本学の各学科専攻の教育目的や内容を受験生に対して十分に周知し、入学後の進路変更の希望が発生しないように努める。

第5節 学生生活

【目標】

健康サポートセンター機能の充実を図るほか、学生相談などによる生活支援体制を整備するとともに、就学継続が困難な学生に対する個別指導の充実や経済的負担の軽減を図る。また、就職情報の収集・提供、インターンシップなどによる就職支援の充実を図る。

1 心身の健康保持への支援

【現状】

岩手県立大学全体の一環として、平成17年度から従来の健康管理センターと学生生活支援センターの窓口を一本化して健康サポートセンターを設置し、保健師、看護師及び心理相談員が常駐し随時相談を行うことにより、学生の心身の一体的な健康管理を図っている。

健康サポートセンターでは、本学及び岩手県立大学（四年制）の全学生を対象に定期健康診断を実施しており、本学学生の受診率は平成19年4月現在で97.3%となっている。定期健康診断では、法定項目以外でも健康管理上必要と認められる項目について検査を実施しているほか、食生活や生活状況などの調査等も併せて行い、学生の健康について総合的に支援できるような体制を整えている。

このほか、生活習慣病や貧血の予防について重点的に保健指導を実施するとともに、喫煙や睡眠、食生活等生活全般について指導を実施しながら、学生の健康支援の充実を図っている。

学生の健康や心の悩みについては、保健師等が随時相談にのっており、毎週月曜日には医師による相談も行っている。その他、ホームページやリーフレット、ポスターを活用した健康情報の発信を随時行っている。

学生の各種の悩みや不安等の精神的な相談については、常駐する心理相談員（臨床心理士）が受付を行い随時相談に応じるほか、精神科医や臨床心理士、保健師等の資格を持つ8名の教員が相談員として対応している。

また、平成18年度には、多様な相談体制の構築を目指し、学生が相談員となる「ピアカウンセラー」の試行を行い、平成19年度は本格実施に向けた各種研修を実施し、10月から本格実施している。

学内の禁煙化については、平成19年10月からは建物内が全面禁煙となり、平成20年4月からは大学敷地内が全面禁煙となることが決定している。平成17年度からは禁煙サポート事業を開始し、禁煙に取り組む学生も増えてきているなど、敷地内全面禁煙に向けて、取り組みが順調に進んでいる。

平成19年度は全国的に麻疹（はしか）が流行したことから、学外実習がある学生に対し抗体検査を実施するとともに、予防接種が必要な学生に対して個別に連絡して予防接種を呼びかけている。その結果、本学を含めた岩手県立大学全体から感染者は報告されていない。

留年者や成績不振者への対応については、学生個々の授業出席状況の把握により、学生委員と教務委員が協力しながら、早期改善に向けて面接・相談を行い、適宜、健康サポートセンターおよび学生相談室の利用を案内している。また、各学科専攻とも、小規模なクラスであるため、学生委員、教務委員に限らず、各教員がさまざまな機会を通じて学生に対しきめ細かく対応している。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等については、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めており、本学に関してもこのガイドラインにより対策を講じている。また、相談窓口として、岩手県立大学全体から9名の教職員がハラスメント相談員として助言、カウンセリングを行っており、本学の学生も利用することができる。これらの対策については、啓発パンフレットを配布し、ガイダンス等で繰り返し説明を行うとともに、学生便覧、学内ホームページ（Web 学生便覧）へ記載して、学生に周知している。

その他、学生が犯罪等の被害にあわないよう、年度当初に消費生活や犯罪防止についての講義を行い、啓発を行っている。

平成18年度に、新入生を対象とした「新入生アンケート」及び在學生を対象とした「学習と学生生活アンケート」を実施した。「学習と学生生活アンケート」は、学校生活の充実度、学生生活に対する大学側の支援の満足度、ボランティア活用やサークル活動への参加状況など、学生生活全般にわたる項目についてのアンケートである。アンケート結果は、学内のホームページに掲載するなど、学内で共有し活用することとしている。

【点検・評価】

健康サポートセンターには保健師、看護師及び心理相談員が常駐していることから、けがや体調不調時には、健康サポートセンターへ行けば大丈夫という安心感を学生に与えている。

学生相談室への相談件数は年々増加しており需要は高まっている。

健康サポートセンターおよび学生相談室については、施設、人員ともに充実した内容であり、岩手県立大学（四年制）と同じキャンパス内に併設されていることを、最大限にメリットとして活かしている。

留年者や成績不振者については、学生委員、教務委員に限らず、各教員が連携して適切に対応しており、また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等については、ガイドライン等により適切に対応している。

「新入生アンケート」及び「学習と学生生活アンケート」については、初めての全学的なアンケート調査であり評価できる。アンケート結果については、学内で共有し業務を進めるうえでの参考としているが、「新入生アンケート」は2回、「学習と学生生活アンケート」は1回のみの調査であり、結果の詳細な分析はなされていないという課題がある。

【改善方策】

学生の心身の健康保持を支援するため、現在の対策を継続する。

特に、健康サポートセンターと本学教員との連携等により、学生に対し健康診断の必要性、重要性を認識させ、未受診者や診断結果を受け取らない学生を減らしていく。

禁煙サポート事業については、平成20年度からの大学の敷地内が全面禁煙になることを踏まえ、禁

煙率の向上を図るとともに、新たな喫煙者を大学から生み出すことがないよう環境を整えつつ、効果的な事業実施をすすめていく。

麻疹（はしか）の集団感染を防止するため、平成20年度の新入学生を対象として抗体検査を実施する。

学生に対するアンケートについては、今後も継続して実施することとし、経年比較などの詳細な分析を行い、業務運営にあたって有効に活用する。

2 進路選択支援

【現状】

学生の進路選択に関する支援としては、学生向けのガイダンス等の実施と、就職先の開拓が挙げられる。これらは、本学の就職・進学委員会の教員が中心になって実施している。

就職ガイダンス等は、就職支援センターで企画される岩手県立大学全体を対象とするものと、本学独自で企画するものがある。また、編入学支援のガイダンスは本学独自で実施している。平成19年度に実施したこれらのガイダンス等は、下表に示すとおりである。なお、表中で※を付している項目は、編入学支援のものである。

《ガイダンス実施状況（平成 19 年度）》

月	盛岡短期大学部	全学
4	4/6 進路ガイダンス&就職講演会(2 年) 4/中旬以降 進路個別面談(2 年)	4/18 第 1 回キャリアプランニングセミナー 4/25 第 2 回キャリアプランニングセミナー
5	5/9 キャリアデザイン講演会 講師：明川哲也氏(1 年) ※5/ 23 第 1 回編入学講座『志望理由書』(2 年)	5/9 キャリアアップ講座職務適性テスト（無料） 5/16 第 1 回就職ガイダンス及び R-CAP（有料） 5/23 R-CAP 実施（有料） 5/30 キャリアアップ講座職務適性結果説明会（無料） 5/30 第 2 回就職ガイダンス
6	※6/6 第 2 回編入学講座『小論文』(2 年) 6/9 就職・公務員Ⅱ種試験論文講座(2 年) 6/13 インターンシップ体験談報告会(1 年)	6/6 自己分析と企業選択 6/13 R-CAP 結果説明会 6/13 インターンシップ説明会 6/20 第 3 回就職ガイダンス 6/27 第 4 回就職ガイダンス
7		7/11 筆記試験対策 一般常識テスト受験会 7/18 第 5 回就職ガイダンス
8	※8/20-23 第 3 回編入学講座『英語』(2 年) インターンシップ(1 年)	
9	※9/5-6 編入学模擬面接 インターンシップ(1 年)	
10	10/10 第 1 回進路ガイダンス(1 年) (就職の手引き配付、就職進学支援説明) 10/17 職務適性診断テスト career eye 10/31 職務適性診断結果説明会	10/10 第 6 回就職ガイダンス 10/17 業界研究セミナー 10/24 第 7 回就職ガイダンス キャリアプランニングセミナー『人間と職業』
11	11/7 第 2 回進路ガイダンス(1 年) (卒業生に聞く職場と仕事)	11/14 SPI 試験対策 11/21 エントリーシート・履歴書の作成 11/28 ビジネスマナー実践講 公務員講座説明会
12		12/5 第 8 回就職ガイダンス 12/12 第 9 回就職ガイダンス 12/18 コスメ講座 12/19 第 10 回就職ガイダンス 公務員講座
1		公務員講座
2	2/6 第 3 回進路ガイダンス(1 年) (2 年内定者の就職活動体験・※編入合格者の受験体験懇談会)	公務員講座
3		

12/17～2/2 (6 回)
県立大学合同企業説明会

岩手県立大学全体の進路選択に関する支援としては、キャリアプランニングセミナーや就職ガイダンス、各種実践講座等がほぼ毎週実施されている。

本学独自の取組みとして、1 年後期から 2 年初めにかけての 4 回の進路ガイダンス、職務適性テスト、就職講演会を実施している。上記に加えて、平成 19 年度は、1 年前期における職業観を育むキャリア意識形成支援のための事業として、5 月にキャリアデザイン講演会を、6 月に全学のインターンシップ説明会にあわせたインターンシップ体験談報告会を開催した。2 年生に対しては、進級当初

の個別面談で、就職・進学委員が全員の志望進路を把握することに努めており、随時学生の相談に応じ、個々の学生に適した指導を心がけている。

また、内定を得た学生には「企業・施設等就職試験（活動）報告書」を作成、提出するよう指導している。この報告書は就職支援センターで取りまとめて、同センターで全学生が自由に縦覧できるようにしており、後輩へのアドバイスも含めた貴重なデータとして活用されている。

編入学希望者に対する支援としては、正課外教育として、各種の講座を設けている。就職・進学委員会の内部に、各学科専攻の編入学担当者（就職担当者との兼務可）を置き、その担当者と協力教員によって志望理由書対策講座、小論文対策講座、英語（長文読解）講座等の正課外教育を毎年実施している。さらに、国際文化学科では、独自の担任制指導を導入し、専門分野を含めた個別指導を行っている。

また、編入学試験に合格した学生には「編入学に関するアンケート（合格体験記）」を作成、提出するよう指導している。このアンケート結果はファイルにまとめられており、全学生が自由に縦覧できるようにしており、後輩へのアドバイスも含めた貴重なデータとして活用されている。

就職先の開拓については、就職・進学委員会の教員が中心となって、企業訪問を実施している。昨今は、インターネットによる自由エントリーが多く、企業訪問が直接就職先の開拓に結びつくとは限らないが、本学の教育内容、人材育成の方針等を紹介し、本学を企業側に印象づけることは重要と考えられる。

訪問企業数は、平成 16 年度は 26 社、平成 17 年度は 7 社。平成 18 年度は年度当初に計画をたて、31 社（岩手県内 27 社、東京 2 社、秋田 1 社）を訪問した。なお、企業訪問の結果を記した報告書は就職支援センターで集約され、本学の担当者と同センターとで情報を把握できるようにしている。

【点検・評価】

平成 18 年度の就職・進学状況は、生活科学科は 51 名中、就職 36 名、進学 11 名、その他 4 名であり、国際文化学科は 55 名中、就職 33 名、進学 15 名、その他 7 名という状況であった（大学基礎データ表 6 参照）。平成 19 年 3 月末現在の就職率は 95%であり、前年度よりやや高めであった。就職者実数をみると昨年度より 10 名少ないが、全体的に進学希望が増加し、就職希望者が減少したために、結果的にポイントが高くなった。進学希望者は増加傾向にあり、特に生活科学科の編入学希望者の増加が目立っている。平成 18 年度は過去最高の合格者数となった。このような結果から、本学における進路選択に関する支援体制および方法は、適切であると判断できる。

本学学生の編入学試験の結果は、岩手県立大学（四年制）をはじめ他大学の入試でも多くの学生が合格し、編入学希望者に対しても、十分な支援ができていると言える。各種の講座とともに、過去の合格者の体験記をデータとして有効に活用していることも評価できる。ただし、個別担任制指導は、学生指導や模擬面接等のために多くの時間を割くことが必要不可欠であることから、一部の担当教員に過重な負担が集中しているという課題がある。

就職先の開拓については、企業訪問では概ね所期の目的を達成できた。しかし、大手企業では東北地区で一括採用という場合もあり、岩手県内の支店や営業所等を訪問しても目的を果たせないこともあった。また、企業訪問を6月から始めたが、企業の人事担当者から訪問時期が遅いとの指摘もあった。

職業観を育むキャリア意識形成支援については、従来から岩手県立大学全体として実施している「キャリアプランニングセミナー」があるが、開催時期や時間割の面で本学学生の都合と合わないことが多く、本学学生の参加率が低い状況であった。平成19年度に開催したキャリアデザイン講演会とインターンシップ体験談報告会は、その状況を解決するために本学独自に企画した事業であり、1年次前期にキャリア意識形成支援を実施したことは評価できる。

また、早期に内定を得た学生が学習意欲を低下させてしまうような事態は現在のところほとんど見受けられないが、就職活動の早期化がさらに進行するようであれば、内定後の学習意欲を維持・向上させるための履修指導も重要になると考えられる。

【改善方策】

今後も継続して、現在の進路選択に関する支援を実施する。

編入学希望者に対する正課外教育に関して、一部の担当教員に過重な負担が集中しているという課題に対しては、志望理由書や小論文対策講座等を外部講師（編入学予備校の講師等）に依頼する方法もあるが、開講時期や経費負担など困難な点も多く、今後ともさらなる検討が必要である。

就職先の開拓については、新規の採用があった企業への訪問を行うとともに、広域一括採用の企業は、訪問企業のリストから省き、企業訪問の効率化を図る。また、訪問の時期について、業種や地域に合わせて柔軟に対応していく。

就職活動の早期化への対応については、1年次前期に実施しているキャリア意識形成支援を、さらに充実させることが必要である。入学後の早い時期から働く意義を理解し、自己分析を深め、将来の自己実現へつなげていけるよう、平成19年度に実施したインターンシップ体験談報告会を継続して実施するとともに、インターンシップ報告書等を活用して指導内容の充実を図る。また、岩手県立大学全体で実施する各種の講座に積極的に参加するよう、学生への指導を行う。

また、早期に内定を得た学生の内定後の学習状況については、就職・進学委員と教務委員が緊密に連絡をとりながら状況の把握に努め、必要に応じて学習意欲を維持・向上させるための履修指導を行う。

3 経済的支援

【現状】

学生への経済的支援は、次のとおりとなっており、学生便覧への記載や応募時期に応じた掲示により、随時学生に周知を図っている。

項目	区分	名称	備考
奨学金	本学独自で貸与・給付しているもの	学業奨励金	貸与（免除制度あり）
		小林美代先生育英奨学金	給付
	他団体のもの（大学で取次するもの）	日本学生支援機構奨学金	貸与
		その他団体（自治体等）	貸与
授業料	免除するもの	授業料免除	全額免除と半額免除がある
	納期限を変えるもの	納付期限変更・分割納付	どちらかを学生が選択
その他	アルバイト	アルバイトの紹介	大学に来るアルバイト情報を掲示

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構からの貸与が最も多く、平成 18 年度は 108 名の学生が貸与を受けており、在籍学生数の 47%に達している。無利子の貸与である第 1 種奨学金は、採用枠に比べて希望者が多いため、採用とならない学生がいるが、有利子の貸与である第 2 種奨学金については、一部所得等の基準を超える学生を除き、近年は希望する学生全員が採用されている状況である。家計支持者の失業等による家計急変についても、緊急採用制度を紹介して対応を行っている。

また、本学では本県の次代を担う人材の育成などを目的として独自に学業奨励金の貸与を行っており、平成 18 年度は 2 名に月額 30,000 円（一部学生については月額 50,000 円）を貸与している。

本学独自の制度である「盛岡短期大学部小林美代先生育英奨学金」は、本学の前身である盛岡短期大学の名誉教授である故小林美代先生の遺志により創設、運用されているものであり、成績優秀者に対して奨学金を給付することにより人材育成に寄与することを目的として、平成 14 年度から実施されている。給付対象は、学科専攻それぞれにおいて、1 年生については入学試験の総合判定最上位の者、2 年生については 1 年次の成績評価係数が上位 2 位以内の者であり、月額 30,000 円を給付している。

経済的理由により授業料の納付が困難で成績が優秀な学生に対しては、授業料の全額又は半額を免除することが出来ることとしており、平成 18 年度は前期 17 名、後期 18 名で、金額にすると 4,387 千円の授業料を免除している。しかし、免除出来る授業料の総額は授業料収入予定額の 5 %以内としていることから、家計等の基準が免除基準を満たす場合でも免除対象にならない場合があり、基準を満たした学生のうち 39.7%が免除不承認となっている。

《授業料免除の状況（平成 18 年度前・後期延人数）》

学力基準		家計基準		免除		
適合	59 名	免除基準内	58 名	全額免除	10 名	17.2%
				半額免除	25 名	43.1%
				不承認	23 名	39.7%
		基準超過	1 名	不承認	1 名	
不適合	1 名			不承認	1 名	
計	59 名					

また、授業料を分割納付又は納期変更する制度もあり、前期は 22 名、後期は 15 名が承認されており、家計の状況に応じた授業料納入が可能となっている。

このほか、盛岡市内に女子学生のための学寮「ひめかみ寮」がある。寄宿舎料は月額 3,000 円、寮費（食費・維持費）は月額 30,000 円であり、低廉な費用負担で寄宿することが可能である。

【点検・評価】

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構からの貸与が最も多く、平成 18 年度は 108 名の学生が貸与を受けており、在籍学生数の 47%に達しており、その制度について十分周知されている。

また、本学独自の制度である「盛岡短期大学部小林美代先生育英奨学金」は、成績優秀者に対して奨学金を給付しており、経済的支援という面に加え、学生の学習意欲を促進するという意味もあり、本学の歴史と伝統に支えられた優れた制度であるといえる。

授業料の免除については、母子家庭等の経済的に困窮している学生の救済措置として効果的に活用されている。しかし、免除の基準を満たしていても免除にならない申請者が 4 割程度いるという課題がある。

学生寮については、低廉な費用負担で寄宿することが可能であり、入居者にとっては経済的負担が軽減されることから、経済的支援として有効な制度である。

【改善方策】

引き続き、教育・学生支援室と学生委員の協力により、制度を適切に運用するとともに、その内容について学生に周知を徹底する。

授業料免除については、基準を満たす者については出来るだけ免除の対象となるよう、半額免除者を増やすなどの方法により多くの学生を支援出来るよう検討する。

4 課外活動への支援

【現状】

学生の課外活動の中心的存在として岩手県立大学学生会がある。学生会は、岩手県立大学（四年制）の全学生と本学の全学生をもって構成されており、学生の自治を通じ、本学に関わる全ての人の親睦を深め、学生生活ならびに本学の発展に寄与することを目的としている。学生会は総括・予算編成を行う中央委員会を中心としてサークル連合会や大学祭実行委員会など 4 つの専門委員会が置かれ、サークルに対する活動費の助成や大学祭の開催など、各種の活動を行っている。

学生会に対しては、その自主性を尊重しながら、教育・学生支援本部が随時助言等を行っており、その活動費は学生会費のほか、大学後援会から平成18年度は4,350千円の助成が行われている。

岩手県立大学学生会の中で、各学部単位での活動の統括、予算作成を行なっているのが各学部自治会であり、本学においては盛岡短期大学部自治会がこれにあたる。

サークル活動についても、岩手県立大学全体として組織されており、岩手県立大学（四年制）の学

生も本学学生も、同じ条件のもとでサークル活動を行なっている。各サークルでは、岩手県立大学（四年制）または本学の専任教員が顧問となり指導・助言を行っている。各サークルからは毎年継続願の提出を受け、活動状況等の報告を受けている。課外活動で顕著な成績を修めた場合は表彰制度がある。

毎年10月に開催する大学祭では、各サークルのステージ発表や多くの模擬店が出店するほか、郷土芸能の発表やフリーマーケットなど、地域に密着したイベントも開催されている。その他、盛岡さんさ踊りへの参加や七夕祭りなど、多彩な活動が積極的に行われている。

ボランティア活動については、各ボランティアサークルが独自に活動を行っているほか、大学に依頼のあった学生ボランティアの募集については、ボランティア情報サイトにより学生に周知し、学生のボランティア参加への橋渡しを行っている。

【点検・評価】

大学祭、盛岡さんさ踊りへの参加、各種クラブ・サークル活動については、岩手県立大学全体として組織されているため、本学単独での場合よりも幅広く充実した活動ができている。また、これらの課外活動は、授業などでは接点の少ない岩手県立大学（四年制）の学生との交流を深めることにも寄与している。特に、体育系サークルについては、恵まれた施設や用具を岩手県立大学（四年制）と共用することができる。本学の課外活動は、岩手県立大学（四年制）と同じキャンパス内に併設されていることを、最大限にメリットとして活かしている。

その一方で、本学自治会の活動は、それほど活発であるとはいえない状況である。本学は2ヵ年の課程であることから、学生の縦のつながりがなかなか生まれにくく、上級生から下級生への引継ぎがうまくなされていないという課題がある。

ボランティア活動については、各ボランティアサークルが独自に活動を行っている状況であり、ボランティアサークルのネットワークを構築するとともに、ボランティアを行いたい学生と依頼したい地域団体等の窓口を設けるなど、活動を支援する仕組みが必要である。

【改善方策】

大学祭、盛岡さんさ踊りへの参加、各種クラブ・サークル活動については、岩手県立大学全体としての指導、支援に加え、今後も、必要に応じて各教員で個々に指導、支援を行っていく。

また、本学自治会の活動については、学生委員が中心となって、上級生と下級生の交流を促し、適切に引継ぎが行われていくよう、指導、支援を行っていく。

学生のボランティア活動を支援する仕組み作りが必要であることから、学生団体を中心とした「ボランティアセンター」を平成20年4月設置する予定である。

第6節 研究活動と研究環境

【目標】

- 現代社会の緊急課題等を研究テーマとして、多様な専門分野の研究者が学際的・複合的に研究に取り組み、地域社会に有用な優れた研究成果をあげ、その成果を地域社会に積極的に還元する。
- 研究水準の向上を図るため、民間企業等との研究者交流を積極的に行うなど、適切な研究者等の配置に努めるとともに、全学的研究を推進するための研究資金の重点的な配分や地域連携研究センターを中心とした学内外の連携など研究環境の整備に努める。

【目標を達成するための計画】

- 文化・環境に関する地域的課題についての研究に取り組む。
- 地域のニーズと盛岡短期大学部のシーズを結びつけるため、県内自治体、企業及び盛岡短期大学部教員に対する産学公連携に関する調査を実施する。

I 研究活動

1 研究活動

【現状】

本学には2つの学科があり、所属教員の専門分野は人文社会系、自然科学系、体育実技系等と多岐に亘っており、研究活動に占める著書、論文発表、国内外における学会発表等の重みは専門分野により異なる。従って、質的評価を除いた件数のみで教員の研究業績を正確に判断することは困難であるが、全体的な研究活動の現状としてまとめると、専任教員の平成14年4月から平成20年2月までの研究業績(著書、論文等)は、1人あたりの平均で、著書0.4件、論文4.4件であり、発表数は教員により差がある。(教育・研究業績一覧参照)

また、本学所属の教員はそれぞれの専門分野に関わる各種の学会等で活動しており、平成14年4月から平成20年2月までのこれらの活動は、1人あたりの平均で2.5件である。活動の内容は、学会そのものの運営への寄与をはじめ、シンポジウムの主催、学会誌の編集、査読など、多岐にわたっている。

教員は、毎年「教員業績報告書」及び「目標・達成度評価表」を作成することとしている。これらにもとづいて年に2回、学部長、学科長等の面接を受け、研究活動に占める著書、論文発表、国内外における学会発表等について、質や機会(回数)を検討するとともに、研究活動の促進について働きかけている。

また、盛岡短期大学部研究論集(紀要)には、平成17年度以降、任意ではあるが、教員のその年度の研究業績一覧を掲載し、教員の研究活動の状況が把握できるようにしている。

【点検・評価】

限られた教員数の中で、2学科、2専攻を構成している現状から、教育や学生相談、各種の学務な

どに相当の時間が取られ、研究時間が十分確保できないことや、研究に対する評価が十分になされていないという課題がある。

「教員業績報告書」及び「目標・達成度評価表」を作成し、学部長等と面接することは、学部長等が教員の活動状況を把握し、活動を促進するためには有効である。しかし、「教員業績報告書」はこれまで各教員が紙ベースで作成しており、作成の手間がかかるとともに、その内容が学内で共有されていないという課題がある。

盛岡短期大学部研究論集は、査読付き学術論文審査制度の強化により、質の向上が図られた。しかし、「研究業績一覧」の掲載は5割程度の教員のみであり、十分とはいえない状況である。

【改善方策】

研究活動については、質的・量的に十分であったかどうか点検しながら、研究費の配分、研究時間の確保、研究活動の評価について総合的に検討する。また、教員の学会等での研究成果発表活動や学会役員等による諸活動を促進するために、平成18年度に制度化した学会発表促進費の積極的な活用を働きかけるとともに、「教員業績報告書」及び「目標・達成度評価表」に基づく学部長等との面接において、積極的な研究活動を促すアドバイスを行う。

教員の研究活動等の情報については、これまで分散して収集、活用していたが、岩手県立大学全体の取組みとして平成19年10月に研究者情報システムを構築し、これらの情報を一元管理することとし、本学所属の教員に関わる情報も同システム上で管理されることになった。「教員業績報告書」は、このシステムから出力することにより教員の省力化を図るとともに、研究活動に関する情報を学内で共有することを可能とした。研究活動に関する情報の共有化により、学内の教員間の連携等による研究活動の活性化が期待される。

盛岡短期大学部研究論集は、各教員に「研究業績一覧」の提供を呼びかけ、地域社会に貢献できる調査・研究活動を紹介していく。

2 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状】

学内での研究上の連携としては、平成17年度から本学全体として取り組んでいる学部プロジェクト研究がある。平成18年度は以下の4テーマで実施した。

- ① 岩手県における居住者の冬に対する意識と住宅温熱性能との相互関係
- ② 地域性のある食品と健康・文化に関する研究
- ③ 一関・本寺地区の伝統と未来
- ④ 岩手県内市町村の「多文化共生事業」調査

これらの研究成果は「盛岡短期大学部研究論集第9号」の特集として発表するとともに、一部のテーマについては関連する学会等で発表した。

また、岩手県立大学全体として、学部等を横断して取り組む研究を促進するために、全学プロジェクト等研究費を制度化しており、本学においては、10名の教員が5件の研究（地域課題研究2件、地域貢献調査活動研究2件、先端・独創的研究1件）に参画している。

学外の研究組織等との連携状況については、平成15年度～18年度の3年間においては共同研究3件と受託研究3件を実施している（基礎データ表17参照）。また、一部の研究においては本学以外の大学や研究機関の研究者との論文の共著や学会報告、報告書作成を行なっている。

さらに、岩手県立大学全体の取組みとして、平成18年度後半に公募型地域課題研究を立ち上げ、県内の自治体、企業、NPO等から研究テーマを公募し、教員の専門分野などを踏まえて選択したテーマについて、共同研究を行っており、本学においては、4名の教員が1件の共同研究に取り組んでいる。

【点検・評価】

本学の教員は、専門分野が多岐にわたっており、分野が重複する教員が少ないという事情もあり、学内における連携研究の件数は必ずしも多いとはいえない状況である。しかし、平成17年度から全学で地域社会へ貢献できる調査・研究活動等を発信していく手段として、学部プロジェクト研究を立ち上げて継続中であるとともに、岩手県立大学全体として全学プロジェクト等研究費を制度化するなど、共同研究を進める体制を整えている点は評価できる。

学外の研究組織等との連携については、共同研究や受託研究を実施するとともに、公募型地域課題研究を立ち上げ、地域が抱える課題について共同研究する仕組みを整えた点は評価できる。

【改善方策】

平成20年度は、過去3カ年の学部プロジェクト研究の実施で得られた研究成果を基に、反省点を踏まえ、プロジェクト研究に参加可能な教員による新たな研究グループを編成し、地域を取り巻く環境の変化に対応した生活・文化を対象とする研究に取り組む。

また、全学プロジェクト等研究費による共同研究や公募型地域課題研究に積極的に参画するように教員に働きかけ、岩手県立大学他学部の教員、さらには外部研究組織等の共同研究を促進し、研究の質・量ともに向上するよう努める。

Ⅱ 研究環境

1 経常的な研究条件の整備

【現状】

研究費については、岩手県立大学全体として、平成17年度の法人化の際に、「基盤研究費」、「学部プロジェクト等研究費」及び「全学プロジェクト等研究費」の3区分の体系とした。

基盤研究費は、講師以上の職位者では50万円を基本額としている。学部プロジェクト等研究費は、

学部の特徴ある研究活動のために、本学を含めた各学部に配分されるものであり、本学では4テーマを研究課題としている。全学プロジェクト等研究費は、岩手県立大学全体の重点課題として位置づけられた5つのテーマに学部横断的なプロジェクト体制により取り組むものと、多様な種目により構成するメニュー研究があり、このメニュー研究には岩手県立大学の教員であれば、誰でも申請できる。いずれの研究費も教員が研究費計画書を学部長に提出し、学部長が交付申請書を研究・地域連携本部長に進達し、基盤研究費は研究・地域連携本部長が、学部プロジェクト等研究費と全学プロジェクト等研究費は学長が交付決定している。

本学では、専任教員及び助手には、机、椅子、書架、などが整備されている個人研究室が100%確保されている。各研究室には据え置きのパソコンとプリンター各1機が付設されている。冷暖房の空調設備も整っている。(基礎データ表20参照)

個人研究室の1室当たりの平均面積は28.9m²で、教員が研究室内で調査・実験結果の整理・分析、執筆活動などの研究活動をおこなう十分なスペースが確保されている。共同研究室が生活科学科と国際文化学科にそれぞれ2室準備されている。また、生活科学科には教員実験室が1室あり、自然科学系の研究(実験)を行うためのスペースとなっている。

本学の専任教員は教育、研究活動、学生指導、大学の管理・運営、大学の公開講座の講師や学外の各種委員会委員就任による地域貢献等に携わっているが、その時間配分は各教員により異なる。平成19年度前期における専任教員の平均担当授業時間数(併設大学の担当授業を含む)は、生活科学科の教授が7.7時間、准教授が11.0時間、講師が10.0時間、国際文化学科の教授が4.9時間、准教授が7.6時間、講師が6.3時間である。実験・実習系の多い生活科学科教員で総体的に授業時間数が多い等、教員間で担当時間数のばらつきが大きい。(基礎データ表25-2参照)

研究活動に必要な研修機会の確保については、平成18年度に制度化した学会発表促進費により、教員の学会等での研究成果発表活動等の諸活動を促進している。

なお、本学においては、研究支援のためのスタッフは配置されていない。

【点検・評価】

本学の研究費の体系は、教員個人及び学部、全学的な重点プロジェクト研究やメニュー研究から構成されており、教員個人に配分する基盤研究費及び学部に配分される学部プロジェクト等研究費は、それぞれ定額で毎年経常的に配分される仕組みとなっていることは、教員なり学部の継続的な研究を行ううえで安定的に見込める財源となることから、一定の評価ができる。

この研究費は、研究分野・内容や学部の特性などに関わらず一定額としており、職位者別や学部均衡などの考えを加味されているものであるが、この金額が適切であるかの評価は難しい。

専任教員及び助手全員に、基本的な設備の整った教員研究室が確保されており、施設面での研究体制に支障はなく評価できる。

教員間で担当授業時間数にばらつきが大きいのは、本学独自のカリキュラムや履修科目の構成によ

るものと考えられ、さらに、委員会会議等の学務が多い等、教員間で差があり、定期的な研修日は取れていない教員が多く、十分な研究時間を確保するのが難しいという課題がある。

岩手県立大学全体で学会発表促進費を制度化して、学会参加による研修機会の確保を促進していることは評価される。

研究支援のためのスタッフは配置されていないが、その条件のなかで、各教員が工夫しながら研究活動を行っている状況である。

【改善方策】

基盤研究費や学部プロジェクト等研究費の経常的経費は、予算の確保に努めるとともに、その金額の満足度や使いやすさなどを全学的に調査し、検証していくこととする。

今後とも研究室等の施設面での研究環境を維持することとし、必要に応じて、実験室、実習室、演習室などの共用スペースの見直しを検討する。

授業科目の専門性等から担当授業時間を平均的に均すことは困難である。教員一人当たりの担当時間数の上限を検討するとともに、授業時間数の多い教員の大学運営等にかかわる負担を減らす工夫等について検討する。

また、研修機会の確保のため、学会発表促進費の積極的な活用を進めていく。

2 研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状】

教員の研究成果を活発に公表する手段の1つとして、盛岡短期大学部研究論集（紀要）の充実に努めている。学術論文等の掲載のほかに教員業績一覧の積極的掲載を働きかけている。

質の向上については、刊行当初から査読制度を導入しており、平成17年度には学外の専門家への査読依頼等の強化を図った。

公表機会の拡大については国立情報研究所の電子化公開に参加するとともに、400ヶ所以上の各種研究機関や図書館等に対して、研究論集配布を実施している。

また、教員の研究活動については、教育研究者総覧として岩手県立大学全体の学外向けホームページ上で公開している。教育研究者総覧については、平成19年10月に稼動を開始した研究者情報システムと連動しており、同システムのデータ更新が随時反映され、最新の情報をホームページに公開するシステムとなっている。

さらに、平成18年度に学会発表促進費を制度化し、教員が学会等に参加して研究成果を発表するとともに、情報収集する活動について支援している。

【点検・評価】

盛岡短期大学部研究論集は、査読付き学術論文審査制度の強化により質の向上が図られており、研

究成果を発表する手段として有効に機能している。

また、研究者情報システムと連動したシステムにより、最新の情報を学外向けのホームページに公開するシステムを整備したことは評価できる。しかし、各教員が同システムのデータを随時更新していない場合もあるという課題がある。

学会等への参加により、研究成果を発表・受信を促進するために、学会発表促進費を制度化していることについては評価できる。

【改善方策】

盛岡短期大学部研究論集は、更に質の向上を図りながら、発行を継続する。

研究者情報システムについては、教員個人が自らの活動を整理するデータベースとしても活用するなど、より有効な活用方法について周知を図り、教員が随時データを更新することにより、常に最新の研究活動に関する情報が発信できるよう取り組んでいく。

3 競争的な研究環境創出のための措置

【現状】

平成 18 年度における科学研究費補助金の採択状況については、教員 27 名中 4 名が新規申請を行い（申請率 14.8%）、1 件が採択された（採択率 25.0%）。（基礎データ表 19 参照）。

また、平成 18 年度の実績は、科学研究費補助金 3 件（継続 2 件を含む）のほかに、奨学寄附金 1 件、受託研究費 1 件、共同研究費 2 件である。

研究・地域連携本部には、科学研究費補助金をはじめとする学外の競争的研究費の申請と獲得の努力を促すため、科学研究費補助金申請やその他の外部資金申請のためのコーディネーターが配置されており、本学所属の教員も利用することができる。また、同本部では、毎年、科学研究費申請実践講座や申請書類作成セミナーを実施しており、本学の教員も参加している。

【点検・評価】

競争的な研究資金の確保については、研究費獲得の有効な手段といえるが、申請件数、採択状況は高いとはいえない状況である。

申請件数、採択状況が高くない理由として、ひとつには専門分野が多岐にわたっており、教員間で連携した研究費の申請が難しいということが挙げられる。また、授業や学務などの負担が大きく、研究に費やす時間も限られることから申請に至らない場合も少なくない。

また、外部資金申請のコーディネーター、科学研究費申請実践講座や申請書類作成セミナーとも、本学教員による利用はあまり多いとは言えない状況である。

【改善方策】

外部資金申請のコーディネーターを積極的に活用するとともに、科学研究費申請実践講座や申請書類作成セミナーに積極的に参加するよう促す。また、各種の財団等が行っている研究助成についての情報提供を行うことで教員への周知を図り、競争的な研究資金を積極的に申請するための環境を整える。

4 倫理面からの研究条件の整備

【現状】

本学では人或いは動物を対象にした研究を実施している教員が少なくないので、岩手県立大学全体としての倫理規定の設置を働きかけてきたところであり、平成 19 年 7 月に、本学を含めた岩手県立大学各学部等から選出された教員によりワーキンググループを設置し、基礎的規程案の検討を行った。

ワーキンググループでの検討を経て、平成 19 年 11 月に「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」等の諸規程を制定したところである。

【点検・評価】

倫理に関する規定を整備するうえで教員の意見集約を図り、倫理委員会へ意見を反映させている点は評価される。

研究倫理に関する諸規程については、現在は制定したばかりの段階であり、今後は、規定を運用しながら、随時検証していく必要がある。

【改善方策】

制定された倫理に関する諸規程に基づいて研究・実験等を行う。今後は、必要に応じて、規定の改定等のシステム整備をさらに進めていく。

第7節 社会貢献

【目標】

- 「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学を目指すため、岩手県立大学アイーナキャンパスを活用した社会人教育や県民学習支援などを積極的に展開するほか、遠隔教育による看護職、福祉職等の専門職業教育の充実を図る。

地域のニーズに対応した研究とその成果を地域に積極的に還元するため、知的財産の管理・活用等を図る仕組みを検討するほか、地域連携研究センターによる産学公の連携研究機能の強化、行政機関等との連携による地域課題への政策提言などシンクタンク機能の強化などを図る。

- 国際交流協定を締結している海外の大学との交流を一層密にし、交換留学や共同研究など国際交流事業を計画的、効果的に推進するとともに、国際交流事業を教育・研究に活かす取組みを積極的に展開する。

1 社会への貢献

【現状】

岩手県立大学全体として、開学以来、全学的な公開講座を実施してきているほか、本学を含めた各学部等においても、それぞれの専門領域に関する公開講座、講習会、セミナー等を実施している。

岩手県立大学全体として行う公開講座は、本校を会場として実施するほか、地域に出かけて講座を開設する地区講座も実施している。本校において実施する講座は、学長等が講演する特別講座、本学を含めた学部教員による教養講座及び大学院教員による大学院特別講座で構成しており、本学からも毎年1～2名の教員が講師として参加している。（基礎データ表 21 参照）

本学独自の取組みとして、平成 18 年度からは盛岡駅西口に位置するアイーナキャンパスを会場として、公開講座「地域のくらしと文化を見つめる」を実施している。平成 18 年度は下記の6テーマの講座を開講し、1 講座 90 分×計 29 回実施した。

- ① 外国語・日本語－旅行用英会話（基礎編）（6 回）
- ② イギリス詩を味わい、歌う（4 回）
- ③ 住まいの基礎知識（12 回）
- ④ 高齢社会を健やかに 食物とのかかわり（2 回）
- ⑤ 上手な衣生活管理 衣服管理とボタン付ノウハウ（2 回）
- ⑥ 歴史のなかの宗教と文学（3 回）

また、平成 19 年度は下記の4テーマの講座（計 23 回）を開講した。

- ① 外国語・日本語－旅行用英会話（基礎編）（4 回）
- ② 住まいの基礎知識（10 回）
- ③ 食品講座（2 回）
- ④ 異文化講座（7 回）

県民を対象にした教育システムとして、生活科学科食物栄養学専攻では、平成 18 年度から栄養士のリカレント教育を実施している。本事業は、栄養士就業者の専門基礎分野の知識向上に役立てることを目的とし、栄養士の上位資格である管理栄養士取得のための国家試験受験に向けての対策講座を開講している。講師は、主に本学の食物栄養学専攻教員がその専門性を生かしながら担当するが、必要に応じて外部講師も招請している。受講者については、本学卒業生の栄養士就業者を優先して対象としている。開講は年 6～7 回程度である。平成 18 年度、19 年度とも、参加者は 15 名であった。

国際文化学科においては、平成 18 年度に採択された特色 GP の補助事業として、平成 19 年 12 月 8 日（土）に「多文化共生社会において大学が果たすべき役割」をテーマとする「特色 GP フォーラム」を開催した。

このフォーラムでは、「グローバル化時代の大学の役割—多文化共生社会の育成に向けて—」と題する谷口誠岩手県立大学学長（本学学長を兼務）の基調講演を大きな枠組みとして、多文化共生社会において大学が果たすべき役割についてパネルディスカッションを実施した。

フォーラム当日は、定員 200 人に対して県内外の市民や学生など約 130 人（うち、大学関係者 12 人、一般約 60 人、学生 57 人）の参加があり盛会であった。

【点検・評価】

公開講座については、講座を担当した各教員の教育研究上の成果を還元し、地域市民の生涯学習に寄与していると評価できる。ただし、講座によっては受講生数がかかなり少ないものがあり、広報が不十分であったという課題がある。

栄養士のリカレント教育については、アイーナキャンパスを活用した社会人教育の実施、専門領域における卒業後継続した専門性の伸長、さらに資格取得へのカリキュラムの充実などを掲げた本学の中期計画の一助となっている点は評価できる。原則的に受講者は本学卒業生の栄養士就業者を優先している。なお、本学卒業生以外からの受講希望があった場合は、受講者数との兼ね合いで判断している。

「特色 GP フォーラム」については、参加者へのアンケート結果や地元メディアの報道から、岩手県特有の地域ニーズに対応して、参加者の多文化共生に関する理解を深めることができたと評価できる。また、このフォーラムでは「多文化共生は外国人だけの問題ではなく、障害やジェンダー、格差といった社会の問題を視点に入れて考えることも大切である」という結論が得られた。その一方で、本学における多文化共生に対する教育上の取組みが未だ十分でないとの課題も見えてきた。

【改善方策】

今後も引き続き、公開講座を中心として社会との連携、交流等を推進していく。

公開講座については、より多くの県民に対して周知できるよう、広報体制の改善を行う。広報資料

は講座担当者や広報委員会担当者が準備するが、各部署への配布は、研究・地域連携本部のアイーナキャンパス担当者に依頼して進行中である。また、一部の講座については、内容の満足度や受講者のニーズ等を把握するために、受講者に対してアンケート調査を実施する予定である。

栄養士のリカレント教育については、今後とも継続して実施する。今後、受講者数に余裕がある限り、本学卒業生以外でも管理栄養士国家試験受験を希望するものを広く対象としていく予定である。さらに、平成 20 年度からは、二級建築士国家試験受験のためのリカレント教育も、同様に開始する予定で準備を進めている。

国際文化学科では、「特色 GP フォーラム」により見えてきた課題を踏まえて、平成 20 年度のカリキュラムの中に「多文化共生論」と「国際協力論」を新たに設置し、より地域に根ざした国際理解教育を実施する予定である。

2 自治体や企業との連携

【現状】

自治体や企業等との教育上の連携については、専門の分野において、自治体や企業等の職員を、本学の授業における非常勤講師やゲストスピーカーとして任用している。また、必要に応じて、学外の研究機関における実験や、工場等の見学を実施しているほか、「給食管理実習」などの学外実習の実習先として協力してもらっている。

研究上の連携については、本学の教員が学外の教育研究機関、自治体、企業・団体および地域と連携して、次のようなテーマに取り組んでいる。

① 介護予防食品プロジェクト

岩手県の夢県土補助金を受けて、企業、研究機関等と介護予防食品の研究開発を実施中
(H18～H20)

② 公募型地域課題研究

企業からの提案を受けて岩手県立大学ソフトウェア情報学部教員と協力して地元食材の機能性・食味特性を生かす料理情報提供システムの構築に向けて共同研究中。なお、その成果の一部は、岩手県立大学全体のホームページで「いわて食マップ」として公開されている。

③ 共同研究

- ・NPO法人、岩手県、岩手県立大学総合政策学部教員と「新規定住を促進するための課題と方策に関する調査」を実施中。
- ・民間の研究所と「北東北の住宅性能と住環境形成・エネルギー消費の関連性等に関する共同研究」実施中（H18～）

④ 奨学寄附金

企業から「建築材料からの表面湿流計測に関する研究」に関して奨学寄附金を受けて研究実施中

なお、岩手県立大学の付属機関である地域連携研究センターでは、本学の教員の研究シーズを記載した「知的資産ガイドブック」（添付資料参照）を作成しており、企業等を訪問した際に配布するなどして、企業等に対する情報提供のためのツールとして利用されている。

また、多くの教員が国・自治体や各種団体における審議会等の委員に就任しており、学識経験者として貴重な意見・提言を行なっている。

【点検・評価】

教育上の連携については、効果的に実施されていると評価できる。

非常勤講師やゲストスピーカーによる講義は、各専門分野で実際に活動している講師による講義であり、学生の関心も高く、高い効果が得られている。

また、学外の研究機関における実験、工場等の見学、学外実習のいずれについても、学内にはない設備が利用できたり、学内での実習だけでは得られない経験ができ、効果的な授業が行われている。

研究上の連携については、学外の教育研究機関、自治体、企業などの各種の機関との幅広い連携がなされており、評価できる。

【改善方策】

教育上の連携、研究上の連携とも、今後も引き続き推進し、社会との交流をより積極的に促進させていく。

国際文化学科において平成 20 年度から実施する新カリキュラムでは、「国際協力論」を新設し、JICA 職員を非常勤講師として任用し、国際機関で実際に活動している実践者による授業をより積極的に実施する。

研究上の連携については、「知的資産ガイドブック」等を有効に活用し、より幅の広い、多面的な連携を目指し、研究の質・量ともに向上するよう努める。

第8節 教員組織

【目標】

- 教養教育の一層の充実を図るため、効果的な実施体制を整備するほか、「知の創造・交流拠点」として民間企業など学外専門家の積極的な活用を図るとともに、学部と短期大学部間の教員の相互交流を一層促進する。
- 効率的、効果的な大学経営と教育・研究水準の一層の向上を図るため、専門性の高い人材の確保・養成、全学的な観点からの柔軟な教職員の配置、任期制など多様な任用制度の導入、実績に対する適切な評価などにより、人材の確保・育成、組織の活性化を図る。

I 教員組織

1 教員組織

【現状】

本学の学生数は、入学定員が生活科学科生活科学専攻 25 名、同食物栄養学専攻 25 名、国際文化学科 50 名の計 100 名であり、2 学年合わせての収容定員は 200 名となっている。平成 19 年度における専任教員数は 25 名で、内訳は教授 7 名（28%）、准教授 12 名（48%）、講師 6 名（24%）となっている。

教員の職制については、学校教育法第 58 条の改正に伴い、法の趣旨に則り、組織規則を改正のうえ、従前の職制から次のとおり変更し、平成 19 年度から適用している。

区分	平成 18 年度まで	平成 19 年度以降	
	職	職	職 務
専任教員	教授	教授	左に掲げる職に応じ、学校教育法第 58 条にそれぞれ規定する職務に従事する。
	助教授	准教授	
	講師	講師	
		助教	
その他	助手	助手	

職制の変更にあたっては、岩手県立大学全体として、旧職制と新職制の比較検討を行うとともに、従来からの職の任命状況を勘案し、昇任を除き、従来の教授を新職制の教授に、同様に助教授は准教授に、講師は新職制の講師に移行することとしたほか、専任教員として新たに「助教」の職を新設した。

専任教員の年齢構成は、31～40 歳 24.0%、41～50 歳 28.0%、51～60 歳 44.0%、61 歳以上 4.0% となっており、性別構成は、男性 12 名（48%）、女性 13 名（52%）である。外国人教員は、国際文化学科に 2 名配置しており、英語表現等の科目を担当している。また、民間企業、国、地方公共団体等で実務を経験した教員を 5 名配置している。（基礎データ表 23・24 参照）

主要な授業科目への専任教員の配置状況及び専任・兼任の比率については、平成19年度前期における専任教員担当科目数は、専門科目92科目中65.5科目（専兼比率71%）、教養科目50科目中21科目（専

兼比率42%)である。

教員間の連絡調整は、主に学科会議、専攻会議の場で行われている。

生活科学科では、不定期ではあるが、平均すると月に1回程度のペースで学科会議を開催している。また、生活科学専攻、食物栄養学専攻とも、同程度のペースで専攻会議を開催している。国際文化学科では、月に1回の定例の学科会議を開催している。これらの会議では、助手を含む専任教員全員が構成員となっており、各委員会の教育研究上における問題点や方向性を報告、確認し、学科、専攻ごとに情報の共有を図っている。

【点検・評価】

本学の、専任教員1人あたりの在籍学生数は9.0名であり、第1節に示した本学の理念・目的・教育目標を達成するために適切な体制が確保できていると言える。

教員数については、両学科ともに、短期大学設置基準上必要とされる専任教員数を上回っており、専兼比率も低いものとはいえないと考えられる。特に専門科目では約7割の科目について専任教員が担当しており、責任を持った配置であるといえる。

年齢構成については、51～60歳の割合が44.0%と高いが、61歳以上の割合は4.0%と低く、30～40歳代と50～60歳代として比較するとほぼ同じ割合となり、バランスがとれた構成となっている。性別構成についても、バランスがとれており問題はない。

教員間の連絡調整については、現状の学科会議、専攻会議において、十分な意見交換と審議を通して、各学科専攻の教員間の共通認識が確保されている状況である。

【改善方策】

限られた教員数の中で、2学科、2専攻を構成している現状から、現在の教員組織を維持することを基本に組織運営をしていくものである。

また、教員間の連絡調整についても、今後とも現状の体制を維持しながら継続していく。

2 教育研究支援職員及び併設大学との関係

【現状】

教育研究支援職員として、生活科学科食物栄養学専攻に3名の助手を配置している。この助手については、栄養士養成施設の指定を受けている本学において、栄養士免許の取得に必要な専門科目のうち、実験及び実習の補助を担当している。

国際文化学科では特色GP事業専用スタッフとしてTA1名を週2日配置している。また、これとは別に、情報処理関連の演習科目においてもTAを利用している。

併設大学との関係としては、岩手県立大学（四年制）とお互いに不足する分野について、非常勤講師の人的交流を行っている。本学から岩手県立大学（四年制）へ7名の教員が、岩手県立大学（四年

制) から本学へ 19 名の教員がそれぞれ非常勤講師として講義を担当している。

【点検・評価】

生活科学科食物栄養学専攻において行われる実験及び実習については、担当教員の指示のもと、助手が補助となって運営している。教員との連携・協力関係については、担当教員との間で緊密に連携を図りながら実習等を実施していることから問題はないと判断できる。

国際文化学科の特色 GP 専用 TA は、特色 GP 事業の展開に関して大きく貢献しており、特に本学独自の英語関連の正課外教育である「リーディング・マラソン」「リスニング・マラソン」においては顕著な成果を挙げている。具体的には、平成 18 年度まで「リーディング・マラソン」の 1 年間における実施継続者は 1 学年あたり 50～60%に留まっていたが、平成 19 度は TA の積極的な広報や資料整理、教材の効果的提示によって、1 年生全員が積極的に取り組み、多くの学生が昨年を上回る冊数の洋書や CD を借りて利用した。TA は学生の生活や学習全般に関する相談にも対応し、学生の学習意欲向上に寄与した。TA に対する学生の信頼は厚く、迅速かつ正確な仕事と誠実な人柄から教員からも高く評価されている。また、TA が学生と教員をつなぐ存在としての役目も担ったことから、教員の学生指導もより一層学生のニーズに合致し、「英語表現 B」や進路指導が効果的に展開できた。

また、情報処理関連の演習科目は学科のほぼ全員の学生が受講するが、TA の活用により、きめ細かい指導が実現できている。

本学教員が非常勤講師として併設大学である岩手県立大学（四年制）の講義を担当することは、本学の運営上の支障やカリキュラム上の支障のない範囲で積極的に行われている。このことにより法人内の 1 大学 2 短大の一体感の醸成に繋がることであり評価できる。

【改善方策】

生活科学科食物栄養学専攻に配置している助手 3 名については、栄養士養成施設の指定要件のひとつとなっているものであり、今後とも維持することとする。

国際文化学科の特色 GP 専用 TA に関しては、学生の学習効果が著しく向上し、特色 GP 運営会議においても TA 登用による効果が確認できた。これらのことから、平成 20 年度も特色 GP 事業による授業改善の継続のため、専用 TA を 1 名引き続き任用する予定である。

また、公立大学法人岩手県立大学内に設置されている 1 大学 2 短大の一体的な発展のため、非常勤講師の人的交流などの、これまでの取り組みを一層推進し、短期大学教育・大学教育を充実させる。

II 教員の任免、昇任等と身分保障

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状】

教員の任免、昇格、給与、服務等については、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大

学就業規則」の規定により運用している。さらに教員の採用については、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」及び「教員選考手続内規」を制定し、その下に本学において「教員選考基準（内規扱）」を規定し、教員選考における基準及び手続きのルールとして運用している。

教員の採用に当たっては、採用の必要性が生じた都度、短期大学部長から学長に対し採用実施の内申を行い、学長はその可否について決定し、短期大学部長に通知することとしている。

学長からの通知を受け、短期大学部長は学部内に選考委員会を設置し、その選考委員会が募集手続きや選考に係る手続きを行うこととなる。

応募者に対する審査は選考委員会が行い、その結果を短期大学部長に報告した後、教授会の意見を聞いたうえで、短期大学部長は採用候補者を学長に対し報告する。学長は、必要に応じ採用候補者と面談等を行い、採用候補者を決定することとしている。

昇任については、教員採用の手続きに準じて行うこととしている。

教員の募集については、原則として公募によることとしており、採用実施に係る学長への内申の際に、公募条件等についても付記することとしているほか、かかる手続きは学部内に設置される選考委員会が行っている。

また、「公立大学法人岩手県立大学人事等審査委員会規程」による人事等審査委員会を設置し、教職員の採用・昇任・転任・降任、表彰及び懲戒に関する事項を審議することとしている。

教員の適切な流動化を促進する方策として、併設大学である岩手県立大学（四年制）においては、研究業務に従事する教員に対し、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第3号により任期制を導入しているが、本学においては導入に至っていない。

本学教員の処遇については、公立大学法人化前の県立大学であった当時の処遇を引き継ぎ、旧教育職給料表(1)に基づく給与体系を「公立大学法人岩手県立大学職員給与規程」に規定し、処遇してきているものである。

【点検・評価】

教員採用及び昇任については、「公立大学法人岩手県立大学就業規則」「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」「教員選考手続内規」「教員選考基準（内規扱）」に沿って行われており、適正・公正な手続きとすることができる。

岩手県立大学（四年制）に導入している任期制は、研究業務に専念する教員に対し適用する内容となっており、教育活動及び研究活動を展開する本学教員に導入することを想定していないものである。

給与面の処遇については、県立大学であった当時の処遇を引き継いでおり、法人化による変更等は生じていないものの、年功型の給与体系のままとなっていることも事実であり、能力向上及び業績等を反映した処遇の仕組みとは言い難い状況である。

こうした処遇面の現状を検証しつつ、再任制の導入や処遇のあり方について検討する必要がある。

【改善方策】

現在運用している、「公立大学法人岩手県立大学就業規則」「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」「教員選考手続内規」「教員選考基準（内規扱）」について、今後とも適正に運用し、公正性、透明性、客観性を確保されるようにする。

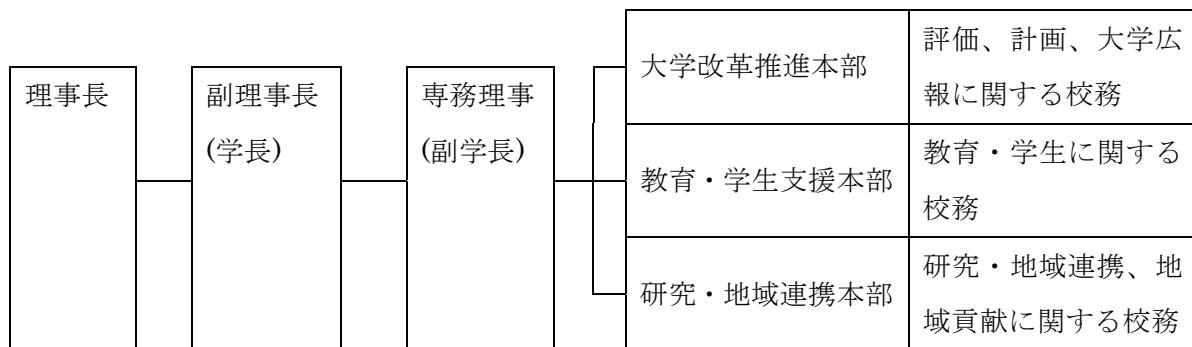
処遇面については、その現状を検証しつつ、再任制の導入や処遇のあり方について検討し、教員の質的向上及び教育研究活動の活性化につなげるため、平成 18 年 12 月に岩手県立大学全体として「人事制度改革本部」を設置し、人事制度全般について検討をスタートさせたところである。人事制度改革本部において、現状分析や将来像を示しながら、本学に適した人事制度の構築を目指し検討を進める。

Ⅲ 教員の教育研究活動の評価

教育研究活動の評価

【現状】

教育研究活動の評価は、岩手県立大学全体で行っており、大学改革推進本部、教育・学生支援本部、研究地域連携本部の 3 本部で対応している。



教員の教育研究活動については、モチベーションの向上という観点から、平成 17 年度から全教員を対象とした目標管理システムを導入している。従来の所掌は、岩手県立大学自己点検評価委員会であったが、平成 19 年度からは、大学改革推進本部となっている。このシステムの概要を説明すると以下のとおりである。

学部長等が 4 月に各学部等の運営方針を発表する。それに対し、各学部等所属教員は、教員業績報告書（教育活動、研究活動、大学運営活動、社会貢献活動の 4 分野について過去 5 年間分を記載）と目標達成度評価表（教員業績報告書同様に 4 分野について記載。各教員自らが当該年度の各分野別目標をまず設定し、あわせてその達成基準を具体的に記載。）を 5 月末までに学部長等に提出する。6 月には、学部長等と評価対象教員との面接が行われ、学部等の運営方針や当該教員の教員業績報告書に基づき、当該目標設定が妥当であるかどうかを話し合い、目標は学部長等との合意を得て、確定することとしている。年度末には、目標が達成されたかどうか、学部長等との面談が行われ、問題点・改善方策の話し合いを行い、次の目標設定に活かすこととしている。この目標管理システムでは、評価される教員と学部長等に、評価上の問題点・課題、さらにはこのシステムの改善を図るために、大学

改革推進本部がアンケートを実施し、随時改善に努めている。この目標管理システムでは、モチベーション向上とともに学部長等とのコミュニケーションを図る意味でも効果があるといえる。

教育活動については、前述の目標管理システムと同時に、各教員の教育改善のために、学生による授業評価制度を導入している。授業評価は岩手県立大学全体としての取組みであり、専任教員だけでなく、非常勤講師も対象としており、教育・学生支援本部が所掌している。授業評価は、前期末・後期末の年2回実施している。授業評価結果については、学部等ごとの集計結果が岩手県立大学ホームページに掲載され、学外に公表される。また、各教員の個別授業評価結果および問題点・改善策は、学内ホームページに掲載される。これにより、学生には、授業の改善がどのようになされているか、把握できるシステムとなっている。

研究活動については、研究・地域連携本部が所掌し、各教員に対する基盤研究費とは別に、全学的・横断的に研究活動を活発化させ、さらに地域貢献を図るため、全学プロジェクト等研究費という仕組みを構築している。当該研究費の採択審査にあたっては、研究・地域連携本部での内部審査とともに第三者による外部評価を導入し、公正な評価に努めている。

【点検・評価】

現在、教員業績報告書は、各教員が年度末に作成しているが、年度途中の状況については書き加えなしの状況である。随時、研究論文や口頭発表など記載し、現時点の状況がわかるシステムの構築が必要といえる。また、目標達成度評価表については、教員と学部長等のコミュニケーションを図り、モチベーション向上に一定の役割を果たしているとのアンケート回答が教員の半数以上あるが、現状のままで、モチベーションの向上にならないとか、評価する側の評価も必要だという意見もある。

学生による授業評価については、教員の授業改善にどのように活かされているか明確でない点もある。

【改善方策】

平成19年10月に稼動したら研究者情報システムに各教員がデータを入力し、システムから抜粋したデータは教育研究者総覧として学内外に公開され、随時、研究論文、口頭発表等も追加できるシステムとした。

教員業績評価については、評価結果を教員の処遇に反映させる制度の構築について、人事制度全般についての検討とあわせて、平成20年度から検討を進める。

学生による授業評価では、各教員の授業改善が、どのようになされているか検証するため、教育改善・FD推進会議で検討され、具体的には教員相互の評価を行うため、第1段階として、教員に公開される授業を各学部で推薦し、その範囲を逐次拡大して行く、あるいは授業公開を各教員の了解をとりながら、例えば1週間授業公開とするなど、授業公開の枠を拡大して行く方向で検討する。

第9節 事務組織

【目標】

効率的、効果的な事務処理を行うため、事務組織の機能編成の見直しを行うとともに、事務処理の電子化、業務の外部委託化（アウトソーシング）を進める。

1 事務組織の整備・役割及び教学組織との関係

【現状】

公立大学法人岩手県立大学の事務組織は、法人内の1大学2短期大学共通の組織として、事務局長のもと、経営企画室、総務財務室、教育・学生支援室、研究・地域連携室の4室体制で、教育研究活動の事務支援を行っている。現在の事務局体制は、平成17年度の法人化の際に、それまでの3課体制を再編し、現在の4室体制としているものである。

経営企画室は、大学運営の機能強化を目的に旧企画課から分離・独立させたものであり、総務財務室は、旧総務課の業務を移行させたものとなっている。教育・学生支援室は、旧企画課の学部運営企画部門と旧学生課を統合させたものである。研究・地域連携室は、旧企画課の国際交流及び情報システム分野と岩手県地域連携研究センター及び(財)岩手県学術研究振興財団（平成17年3月解散）の業務を引き継ぐかたちで設置された。

以上の事務組織は、いずれも教学組織の事務支援組織として位置付けられている。

大学の経営面の支援については、大学改革推進本部の事務支援組織である経営企画室が担っており、大学運営に係る審議機関である教育研究会議の運営等の事務を行っている。

また、教育企画部門は学部主導の中で教育・学生支援室教務グループが支援し、入試部門は教育・学生支援本部の入試連絡調整会議を主体とした運営を教育・学生支援室入試グループが支援する一方、産学及び地域との連携、公開講座の開催、国際交流の推進及び全学的な研究費体系や情報システムの構築など、全学的な枠組みの構築や運用とともに個別案件を含め研究・地域連携室が支援するなど、事務局の各部門がそれぞれの分掌に従い、教学組織を支援している。

なお、人事等の管理部門についての事務支援を総務財務室が担っており、学長による採用候補者の決定等に係る事務を行っている。

さらに、盛岡短期大学部棟に事務局職員が常駐する学部事務室を設置し、学部の事務支援を行う体制としている。

事務局職員については、設置団体である岩手県からの派遣職員、公立大学法人において採用した職員（任期付職員、非常勤職員）により構成されているほか、事務補助として人材派遣会社からの派遣スタッフを配置し、事務局業務にあたっている。

公立大学法人において採用した職員のうち任期付職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

非常勤職員については、専門業務（看護師、相談員等）について配置しており、採用にあたってはその業務の専門性に対する適性について審査し採用している。

任期付職員の任免及び昇任については、公立大学法人岩手県立大学任期付職員就業規則、非常勤職員の任免については、公立大学法人岩手県立大学非常勤職員就業規則に規定しており、この規定により適切に運用している。

【点検・評価】

事務組織については、法人内の 1 大学 2 短期大学を一体的に運営することを前提として設置され、総合的な事務支援を行っており、効率的に機能していると評価できる。しかし、事務局組織再編後 3 年を経過しようとしている中で、学部運営企画に関する部分が不十分であることや、研究・地域連携室の更なる充実が必要であるなど、事務局組織の充実が求められているという課題がある。

盛岡短期大学部棟に設置した学部事務室については、国立大学で設置されているそれとは性格が異なり、各種事務について学部と事務局をつなぐ経由地点としての性格が濃いものとなっている。教員の事務支援を学部事務室が行い、その事務は事務局の担当部門において処理・完結する仕組みとなっており、学問領域の独自性は維持しつつも、限られた人員の中で各種業務を効率的に、また、大学として統一的全体的に処理する体制となっている。

岩手県からの派遣職員は、県の人事異動により 3 年程度の派遣期間となっており、大学事務についてのノウハウ等の蓄積が進まないという課題がある。

【改善方策】

事務組織について、概ね効率的な運営がなされているが、引き続き、事務局内のみならず全学的な見地から検証し、組織の強み・弱みを洗い出し、体制の見直しを行なう。

また、学部運営企画の強化のため、事務支援機能に止まらず、教員と一体になって、企画及び運営をしていく仕組みについて検討するとともに、各学部事務室の体制を段階的に強化し、教員の事務支援を充実させる。

さらに、大学事務のノウハウの蓄積等のため、任期付職員の採用を計画的に進め、大学固有事務に精通した職員の養成を進める。

2 事務組織と設置者との関係の適切性

【現状】

法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が 1 大学 2 短期大学を経営するところとなった。法人の業務の範囲は、定款及び公立大学法人岩手県立大学組織規則により、次のとおり定められている。

- ① 県立大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当している。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事2名、理事5名及び監事2名であり、理事長と学長とは別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と短期大学を含む大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者2名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人としての最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月1回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。

なお、事務局体制については、法人経営に係る業務を専ら行う法人独自の事務局は設置しておらず、大学に設置される事務局がその業務を併せて行っている状況である。

【点検・評価】

法人と大学が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に大学に伝達され、また、大学の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与していると評価できる。

法人と大学との間の役割分担については、諸規定により明確化されているものの、法人化後2年を経過した現時点では、十分に徹底されている状況とは言い難く、役割分担について疑義の生じた都度、検討のうえ対応せざるを得ないという課題がある。

【改善方策】

法人経営に関する業務と大学運営に関する業務の整理を行い、法人と大学の事務組織のあるべき姿を創造しながら、現状の事務組織の再編を踏まえ、法人と大学双方に機能的かつ効率的な事務組織の編成に向けた検討を行う。

3 事務組織の機能強化のための取り組み

【現状】

公立大学法人岩手県立大学の事務組織は、設置団体である岩手県からの派遣職員48名、公立大学法人において採用した職員26名（任期付等20名、非常勤6名）の計74名で構成されている。この

ほか、事務補助として、人材派遣会社からの派遣スタッフを配置し、事務局業務にあたっている。

県からの派遣職員は、主に事務局の基幹業務を担当し、大学運営及び教育・研究活動の展開に深く関与している。法人採用の職員については、学部事務室、メディアセンターなどの大学固有事務を担当している。

研修機会の確保については、派遣元の県が実施する県職員研修の受講、外部機関が実施する各種研修・セミナーの受講を奨励しているほか、法人新採用職員を対象とした研修を実施し、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

県職員研修は、職員に共通する職務の遂行に必要な能力を修得することを目的とし、外部機関が実施する各種研修・セミナーは、担当業務に応じて、SD 活動、学生募集、広報、就職支援等の専門的な能力の修得を目的としている。

法人が新たに採用した任期付職員及び非常勤職員を対象とした研修は、文書作成やビジネスマナーといった、業務を遂行するうえで必要な基礎的な能力の修得を目的としている。

事務の効率化については、財務会計システム、旅費システム、人事給与システム等の事務処理の電子化を推進するとともに、継続的に業務フローの見直し及びシステムの改善を行っている。また、平成 17 年度から事務のプロセス改善を目的とした、県大版 IMS（いわてマネジメントシステム）を導入しており、平成 19 年度は県大版 IMS を進化させた「IPU 事務局経営品質向上運動」により、顧客満足の視点からの業務の改革・改善に取り組んでいる。

【点検・評価】

大学間競争が激しさを増す中で、入試対策、大学教育の満足度向上、就職対策などの分野を強化し、本学の存在感を確かなものとする必要があるが、事務局においても当該業務に対する専門性を高めていくことが求められている。

現在の事務局において、県からの派遣職員は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づいて派遣されており、同法第 3 条第 1 項の規定によりその派遣期間は原則として 3 年を超えることができないため、3 年程度の周期で人事異動により入れ替わることから、入試・就職支援などの大学固有の業務に精通しているとは言えず、またノウハウの蓄積も十分とは言えないという課題がある。

業務の効率化については、各種事務処理の電子化により効率化を図るとともに、業務フローやシステムを継続的な見直しを行っていることは評価できる。また、業務の改善については、平成 17 年度から組織的に取り組んでおり、その活動は職員に浸透してきていると考えられるが、より実効性のある取組みとするよう、実施方法等について改善する必要がある。

【改善方策】

大学業務に対する専門性を高めていくため、大学職員にとって必要なスキルが何なのか、そのスキ

ルアップのためにいかに研修を企画・実施するかについて、ワーキンググループを設置し検討を進めているところであり、今後、この検討をベースにして本学事務局職員の研修体系を構築する。

岩手県からの派遣職員については、全庁的な定数削減の流れの中で、今後、派遣職員数の減少が見込まれており、このままでは事務局が機能低下に陥るおそれ強い状況である。そこで、この機会を好機と捉え、県からの派遣職員の減少に対応して、大学固有事務を担う職員の採用を進め、専門性の向上、そのノウハウの蓄積を図る。

業務改善の取組みについては、その効果を検証するとともに、実施方法を見直しながら継続して実施する。

第 10 節 施設・設備等

【目標】

- 良好な教育・研究環境を確保するため、適切な施設設備の管理に努めるとともに、学内施設設備の有効活用を図る。
- 教育・研究活動等における安全と健康を確保するために全学的な体制を整備するとともに、学生及び教職員等の安全確保のため、適切な防災・防犯対策を講じる。

1 施設・設備等の整備

【現状】

本学は、県庁所在地である盛岡市の北に接する滝沢村に立地し、356,327 m²の校地に岩手県立大学と併設した校舎を有している。

岩手県立大学を含めた全体の校舎面積は 80,042 m²であり、本部棟、共通講義棟、各学部棟、メディアセンター棟、学生ホール棟、体育棟等を配している。

このうち、本学専用の短期大学部棟の面積は 5,203 m²であり、講義室 3 室、演習室 5 室、学生自習室 1 室、実習室 5 室、実験室 4 室のほか、図書資料室、研究室などを有している。

このほか、本部棟、共通講義棟、メディアセンター棟、学生ホール棟、体育館等の施設は、岩手県立大学（四年制）と共用している。

本学専用及び主な共用施設の状況は次のとおりである。

棟 区 分	面積m ²	主な施設	備考
短期大学部棟	5,203	講義室 3、演習室 5、学生自習室 1、実習室 5、実験室 4、研究室 29 等	本学専用
本部棟	3,198	学長室、会議室、事務室、健康サポートセンター 等	岩手県立大学と共用
共通講義棟	7,893	講堂、講義室、事務室 等	
メディアセンター棟	8,286	実験・実習室、学生自習室、事務室、会議室 等	
学生ホール棟	3,749	学生食堂、売店、ATM コーナー、テラス 等	
体育館棟	4,852	アリーナ、サブアリーナ、プール、トレーニングルーム、クラブ室 等	

また、校地内に整備した、陸上競技場、サッカーグラウンド、野球場、弓道場、テニスコート（フルコート 8 面、ハーフコート 4 面）などの運動施設を岩手県立大学（四年制）と共用しており、体育実技の授業のほか、クラブ・サークル活動に利用している。

地域社会への窓口としている地域連携研究センターの施設も設置しており、事務室、会議室のほか、テラヘルツ分光装置といった高度先端的な設備や JGN II のアクセスポイントとしての設備を置くとともに、プロジェクト研究や大学と企業との共同研究を行う研究室を配備しており、主として岩手県立大学ソフトウェア情報学部の教員とその関係企業等が活用している。

また、盛岡駅西口に位置するアイーナキャンパスには、講義室、事務室、会議室のほか、図書室、

自習室を置き、本学が開催する公開講座等の用に供している。

さらに、盛岡市内に本学の女子学生のための学寮「ひめかみ寮」を整備するとともに、岩手県立大学全体の教職員のための宿舍を2ヶ所計8棟整備している。

アイーナキャンパスを含めた全ての講義室には、AV 機器を装備しており、視聴覚教材を利用した講義を行うことができる。特に、講堂及び大講義室には、遠隔授業設備を整備しているほか、必要に応じて遠隔授業用設備のキットを搬入することにより、全ての講義室で双方向の遠隔授業を行うことができるようにしている。

岩手県立大学（四年制）と共用しているメディアセンターには、コンピュータ演習室、語学学習室のほか、AV ホールとして、12 面マルチスクリーンを利用し、様々な視聴覚コンテンツの再生やプレゼンテーションを行うことができる教室を整備している。ここでは、カメラによる授業風景の撮影、ハイビジョン放送等の視聴、学内中継、国内外の他大学等との遠隔授業なども可能となっている。また、ソフトウェア情報学部棟に設置しているマルチメディアラボには、マルチメディアパソコンのほか、モーションキャプチャシステム、CG 編集システム等を整備しており、ソフトウェア情報学部における教育研究はもちろん、本学の学生も利用可能である。

これらの情報処理機器等の活用にあたって基盤となるのが学内情報システムである。学内情報システムは、10GBps の高速回線を基幹としてメディアセンターと本部をつなぐとともに、100M～1 GBps の回線で本学を含む岩手県立大学各学部やアイーナキャンパスとのネットワークを敷設し、広域 LAN 回線により SINET を通じてインターネットに接続している。学内に整備している情報端末は全てこのネットワークにつながっており、ネットワークを通じて、電子メールやインターネット、個人用保存領域や共有保存領域等のサービスを受けることができる。

また、各室に情報コンセントを設置しているほか、無線 LAN 設備も整備しており、情報端末を持ち込んでインターネットを利用できる。図書システムでは、OPACC システムを導入しており、県内外の図書館による相互協力によって、蔵書検索ができ、有料であるがこれによる図書の貸出・文献複写サービスも実施している。学内の利用者は、各情報端末を通じてサービスを受けることができるようになっている。

本学では、教職員はもとより、学生に対しても全て自動的にアカウントを発行しており、全員が情報システムを利用できるようになっている。情報端末は、上述したコンピュータ演習室や語学学習室等のほか、学生自習室等にも整備しており、全学の総端末数としては、学生を含めて概ね1人1台程度となっている。

こうした施設・設備は、一部を除いて基本的に開学当初から整備しており、情報処理教育施設や設備については、技術の進展と機器の経年劣化から、情報システム全般として既に1度大規模な更新を行っているが、他の施設等については、開学10年の段階で、まだ大規模な改修等を要する状況ではなく、不具合の生じた施設設備を補修修繕しながら、現在に至っている状況である。

【点検・評価】

本学は、岩手県立大学（四年制）と同一キャンパスにあり、全体の校地面積は 356,327 m²と、本学における設置基準上必要な校地面積は 2,000 m²を大きく上回っている。また、設置基準上必要な校舎面積は 3,000 m²であり、本学専用の短期大学部棟の面積は 5,203 m²と基準を上回っている。さらに本部棟、共通講義棟、メディアセンター棟、学生ホール棟、体育館等の約 28,000 m²については、岩手県立大学と共用するなど、本学の教育目的や目標を実現するための施設設備として、講義室、実習室、研究室、図書館、運動場といった施設や、本学の特性に応じた実習設備等、教育の用に供する情報処理機器なども十分整備していると評価できる。

校舎は、岩手県立大学の学部等ごとに棟を形成しているが、各棟がそれぞれ共通棟で結ばれており、寒冷地における立地に対応しながら、学生や教職員の移動に配慮している。

本学の施設・設備では、高度情報化社会の中にあって、時代に即応した教育研究を行っていくため整備した情報インフラが大きな特徴である。上述したとおり、高速回線によるネットワークを敷設し、全教職員と学生に対して、メールサービス、インターネットサービス、ファイルサービスといった一般的なサービスから、AV ホールやマルチメディアラボ等に整備した先進的な設備、並列コンピュータや統計処理のための SAS システム等の高度な機器の利用まで可能となっており、本学の教育研究に利用されている。平成 18 年度に実施した在学生アンケートにおいては、大学の情報化への対応に対する満足度の肯定割合は 78%程度となっている。

反面、技術の進歩が著しい中、この情報インフラの優位性を維持し、本学の教育研究の特徴として有効に機能させていくためには、新しい技術に対応した設備に更新していくことが必要である一方で、その維持運用にも相当の経費を要している。既に平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、大規模なシステムの更新を行っているが、その中では、技術の進展により安価で高性能な情報機器への置き換えや、利用状況の調査による利用率の低いシステムや機器の廃止などによって経費削減を図っているが、今後の財源の確保と合わせて、システム更新を図っていくことが課題となっている。

また、情報インフラ以外の諸設備についても、その更新整備の必要性と財源の確保が課題であり、将来的な建物の大規模改修と合わせて検討していかなければならない状況である。

【改善方策】

本学の施設は、岩手県立大学開学時に十分な時間をとって計画されたものであり、十分な広さと機能を有している。各施設も比較的新しく、当面、大規模な改修を行う予定がないことから、継続的に必要な補修修繕を行っていくこととしているが、時間の経過とともに、将来的には改修等が必要となる一方で、その財源の手当てを検討しておくことは必要であることから、次期中期計画の策定に向け、改修の必要性等について調査を行う。

また、設備面の更新整備については、予算編成の検討の中で議論もされていることから、教育経費と研究費等の配分自体とそれぞれが対象とする経費の明確化を図りながら、更新整備が必要な設備の

調査を行い、更新整備の計画を検討する。

一方、情報インフラについては、平成 18 年度から次期更新計画の策定作業に入り、学内各層に対するヒアリングを実施し、技術の進展状況を勘案しながら、維持運用経費を縮減していく方策と合わせて検討しており、平成 20 年度から更新整備を行っていく計画である。

2 キャンパス・アメニティと利用上の配慮

【現状】

現在の施設は、その計画段階から、機能面はもとより、景観や立地についても十分に検討のうえ整備しており、正門に向かって左手に岩手山、右手に姫神山を望む自然豊かな地に、緑あふれる広大なキャンパスを形成している。県庁所在地である盛岡市の北に接する滝沢村に所在し、新幹線のターミナルである JR 盛岡駅からはいわて銀河鉄道（IGR）で結ばれているほか、岩手県交通と岩手県北バスによる路線バスが乗り入れている。

多くの学生は鉄道や路線バスを利用して通学しており、鉄道利用者は、盛岡駅から IGR 滝沢駅まで 10 分程度、IGR 滝沢駅から徒歩 15 分程度で大学に到着し、バス利用者は、盛岡駅から本部棟前のバス停留所まで 40 分程度で到着する。バスについては、授業時間に合わせた運行などの配慮をいただいている。

また、校舎の外周を巡る周回道路に沿って駐車場を整備しており、教職員や学生のほか、来客の利用に供している。大学周辺には住宅地が形成されてきており、学生の居住するアパートも立地している。

キャンパスは周辺地域に対して開かれたものとしており、植栽に気を配るなど景観の確保についても留意している。時には、近隣道路の清掃や除雪活動が学生を中心とするボランティアにより行われる。その一方では、学生による私道の通行や落葉等で苦情が寄せられることがあり、学生への注意喚起等の対応をしている。

校舎は、中庭を囲んで各棟がならんでいるが、それぞれ共通棟で結ばれ、教職員や学生の移動等に配慮している。学生ホール棟に 800 席を有する学生食堂と売店、体育館やグラウンドなど各種の運動施設を設けるとともに、体育館の中にクラブ室を設置するなど福利厚生施設を配置している。

学生は、こうした福利厚生施設を利用するほか、学生自習室やメディアセンター棟のコンピュータ教室などで学習等を行っている。

キャンパスは、大学が委託している施設管理と警備の下、基本的に 24 時間利用できる。ただし、メディアセンターはその管理上、利用時間を定めており、図書館の開館時間は原則として、平日が午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日が午前 9 時から午後 5 時までとし、日曜日は休館している。コンピュータ教室は、平日午前 9 時から午後 9 時まで、土日は午前 9 時から午後 5 時までとし、授業で使用する時間以外は開放している。

また、学生相談等の窓口となる教育・学生支援本部では、通常午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分ま

でとなっている職員の勤務シフトを調整し、本部の窓口は、午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分までとしているほか、就職支援センターは午後 7 時まで利用できるように配慮している。

なお、アイーナキャンパスは、大学としての管理のほか、キャンパスが設置されている複合ビルとしての管理があり、本校と同じとまではいかないが、24 時間利用できるよう配慮した運用を行っている。

本学は、もとより障害者対応施設として整備されているが、近年のバリアフリーに対する意識の一層の高まりから、平成 17 年度にユニバーサルデザインに対応した環境整備に関する年次計画を策定し、順次自動ドアの設置や障害者対応多目的トイレの設置等を進めている。

このような施設整備のほか、学内の web 上に学生提案箱を設置するとともに、大学幹部が学生と懇談等を行い、学生の意見や要望を聴取している。教育・学生支援本部では学生支援連絡会議を開催し、本学を含めた岩手県立大学の各学部等の学生委員会と連携協力しながら、施設設備の運用や利用等に関しても支援や対応を検討する体制としている。こうした取組みの中から、施設の開放時間の延長や受動喫煙防止対策等が行われるようになっている。

本学の所在する滝沢村には岩手県立大学の他に私立の 2 大学があることから、滝沢村では隔年で 3 大学との連絡会を開催し、大学の要望等について協議調整する機会となっている。日常的には、こうした際に結ばれるチャンネルを通じて、村との連携を図りながら、環境整備に努めている。

【点検・評価】

本学のキャンパスは、都心から離れた立地となっており、自然環境豊かな中でレベルの高い植栽によりキャンパス自体の緑地環境を維持し、近隣住民の散策やジョギングのコースとしても活用されている。交通の便は万全というわけではないが、鉄道、バス路線が利用でき、駐車場も完備しているなど、学生や来学者への配慮としては十分なレベルにあると評価できる。

校舎は、学内の移動導線を確保するなど、寒冷地に所在する大学として配慮している。学生食堂やテラス、体育館やグラウンド等の運動場、クラブ・サークルの拠点となるクラブ室といった福利厚生施設を充実するとともに、メディアセンターの開放や各学部における学生自習室など、学生生活をおくるうえで必要な施設設備は整備されており、学生の意見や要望を取り入れながら、ユニバーサルデザイン対応の環境整備を図るとともに、利用時間も午後 5 時 50 分に終了する授業時間に配慮して設定するなど、学生生活の実態に沿って改善しながら整備と運用を進めている。

その一方で、学生は、学生食堂等の施設に集中する傾向がある。クラブ・サークル活動のほかは、戸外での活動があまり活発ではなく、IGR 滝沢駅からの導線を含む大学周辺地域に、商業施設等学生が利用できる施設も多くないことから、キャンパス及びその周辺としてにぎわいに乏しい感がある。

また、学生のクラブ・サークル活動は比較的活性化してきているが、その活動の拠点となるクラブ室が不足しているという課題がある。

【改善方策】

ユニバーサルデザイン化に対応したキャンパス環境整備については、平成 17 年度に策定した年次整備計画に従い、整備を進めており、当面、引き続き現中期期間中の整備を進める。

岩手県立大学は平成 20 年度に開学 10 周年を迎え、記念事業を展開することを計画している。その中で、学生の居場所の確保の観点から、クラブ室等への対応については、他の大学の事例の調査等を始めている段階であり、クラブ・サークル活動の状況に応じ、既存施設の有効利用も含めて検討する。

特に、地域貢献を柱としている岩手県立大学の特徴として、ボランティア活動に関するサークルが多いが、地域社会からの要請が多様化している中で、それぞれの独立した活動では対応できない状況もあることから、これに的確に対応していくために組織化を図る動きがあり、大学では、既存施設の中にボランティアセンターとしての施設整備を図ることにより、施設の有効活用を図りながら、学生の居場所としても活用するため、平成 20 年 4 月に学生ボランティアセンターを設置する予定である。

また、大学周辺地域の環境については、大学としてはいかんともしがたいところであるが、上記の課題への対応も含めて学生のアクティビティを活性化していくため、中期計画の具体的な実行計画と位置づけられる平成 20 年度計画では、学生満足度の向上を重点的に取り組む事項の一つに掲げ、計画を策定していくこととしている。

3 組織・管理体制

【現状】

本学を含めた岩手県立大学全体の施設の管理については、岩手県立大学施設管理規程（以下「管理規程」という。）を定めて対応している。規程により、本学の施設管理者は事務局長であり、施設の管理及び使用事務を総括するとともに、校舎の棟等ごとに学部長等を施設担当者として置き、管理事務に当たらせる責任体制を構築している。施設担当者は、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生その他施設の良好な維持保全に努めることとなっている。

一方、事務局長が行う施設管理の総括は、組織規則及び代決専決規程に基づき、総務財務室が実際の事務を行っている。総務財務室は、施設の維持管理、警備、清掃、環境整備をそれぞれの業者に委託し、これを統括することによって一括的な管理を実施する。特に、キャンパス内に中央監視室を設置し、管理業務に必要な資格を有する委託業者を常駐させて、24 時間体制で施設設備の維持管理を行っている。委託業者は、教職員等の通報に応じて現場に急行し、対策を行う体制としている。

附属施設等のうち、図書館については岩手県立大学メディアセンター管理規程、学内情報システムについては岩手県立大学学内情報システム運用規程、健康サポートセンターについては岩手県立大学健康サポートセンター運営規程をそれぞれ定め、その特性に応じ、当該施設の運営を所管する部局において、日常的な管理運営を行っている。

施設・設備における安全・衛生環境については、警備業務や清掃、植栽を業者に委託しているほか、公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程を定め、職員の安全及び健康の確保と快適な職場環

境形成を促進することにより、その確保を図っている。当該規程に基づく職員衛生委員会では、AEDの設置や平成 20 年度からの敷地内全面禁煙を目標として受動喫煙対策を進めるなど、実質的な活動を行っている。

警備業務においては、施設内に設置している監視モニターにより委託業者が常時監視しているほか、情報端末等の整備においては、デスクトップパソコンを基本としながら、ノート型パソコンについては盗難防止措置を施すなどの防犯対策をとっている。

また、地元の消防署と連携して、毎年度の実施場所を定め、消防訓練・避難訓練を実施しているほか、危機管理対応指針を策定し、それに基づく情報伝達訓練も実施している。

さらに、学内には、教育研究活動による必要に応じて毒物・劇物が保管されていることから、公立大学法人岩手県立大学毒物及び劇物管理規程を定め、管理責任者、補助管理責任者及び使用責任者を配置するとともに、保管・管理の報告や検査を規定するなど、厳正な管理に努めている。

【点検・評価】

施設管理の責任体制は、管理規程に基づき構築されている。実際の施設の管理面においては、総務財務室による統括の下で業務委託を行うことにより、警備や施設設備の維持保全に関しては 24 時間体制で監視し、対応する体制となっており、不審者や施設設備の異常等に迅速かつ的確に対応しているなど、実質的に機能している。また、施設管理、警備、清掃等複数の業務をそれぞれ委託しているが、総務財務室において定例的に打合せ会議等を開催するなど、委託業者間の連携強化を図りながら、包括的な管理が実現されており評価できる。

安全管理に関しては、労働安全衛生法等関係法令を踏まえた安全衛生管理体制の充実を図る、化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行う、災害発生時等に対応する危機管理マニュアルを作成するなど危機管理体制を整備する、学生に対する安全教育の徹底、安全意識の向上のための対応を充実することとしており、それぞれ、規程の整備と規程に基づく運用を図るとともに、学生に対しても、オリエンテーションにおいて啓蒙するほか、交通安全講習会を開催するなど、着実に進めている。

【改善方策】

これまでの施設管理の責任体制、安全管理対策を着実に進めてきており、引き続き必要に応じて見直ししながら、適切な管理体制を運用していく。

なお、平成 19 年度においては、メンタルヘルスの保持増進のための啓蒙普及と予防活動、薬品管理状況等の点検、総合政策学部棟及び地域連携研究センターにおける消防訓練並びに全学的な情報伝達訓練、交通安全講習及び学生を対象とする安全の手引き等の作成を計画している。

第 11 節 図書館および図書・電子媒体等

【目標】

個々のメディアを充実させるとともに、先駆的な学内情報システムを駆使し、マルチメディア化の促進を図る。

それにより、各種情報の収集及び教育研究成果の一元的な蓄積、管理、提供を図り、本県における情報発信拠点として地域に対し貢献を果たすとともに、学内情報システムを総合的に管理し、もって本学の教育及び研究の推進に寄与する。

1 図書、図書館の整備及び専門職員の配置

【現状】

本学の図書館は、岩手県立大学全体のメディアセンターとして設置している。

資料の体系としては、学科、専攻に対応した専門書を中心とした所蔵構成になっている。

現在、購読新聞 24 種（和 15 種、洋 9 種）、購読雑誌 645 種（和 415 種、洋 230 種）、オンラインジャーナル 6 種、ビデオ等 2,343 点を整備している。

図書の蔵書計画については、学部ごとに学部選出の図書委員と図書専門員が購入希望を取りまとめ、適宜購入をしている。購読新聞のうち、和（15 種）については、公立大学ということから岩手県内で発行しているものは勿論、東北六県の主要紙を優先的に購入している。

床面積は全体で、6,425 m²あり、資料検索端末 6 台、ビデオ等視聴覚ブース 6 台、インターネット用端末 8 台、CD-ROM 専用機 2 台、マイクロリーダー 1 台を配備している。

閲覧座席数 247 席あり、開館時間等については、次のとおりとなっている。

開館時間（平日）9：00～21：00

（土曜）9：00～17：00

日曜・祝日は休館

館内パソコンはインターネット環境に対応しており、1 台のみ学内ネットワークにも対応している。学内対応パソコン以外は館内利用者の利用制限は無い。

職員体制は、メディアセンター長（兼務）1 名、本部長補佐（メディアセンター担当：兼務）1 名、教育学生支援室長 1 名、主査（グループリーダー）1 名、図書専門員 6 名となっており、図書専門員については、全員図書司書の資格を有している。

【点検・評価】

限られた予算の中で、授業や研究のニーズに即した蔵書構成を維持していくことが難しいという課題がある。特に、学術雑誌（特に洋雑誌）については、毎年度、異常な値上がり状況にある。

視聴覚機器類について、全体の配置スペースからこれ以上の配備（増設）は難しいが、ネット環境に即したパソコン機能及び DVD 等のソフトの充実を図っていく必要がある。

閲覧座席数は 247 席であり、本学及び同一キャンパスにある岩手県立大学（四年制）を合わせた収

容定員 2,279 名の 10.8%の座席数を確保している。

平日は 21 時まで開館しており、最終授業終了後においても学生が図書館を利用する時間を十分確保していることは評価できる。また、土曜日も開館しており、学生の利用に配慮している。

職員体制については、平成 18 年度から図書司書資格を有する図書専門員を配置し、専門的な知識を活かして、全体的な蔵書計画や資産の管理を行っており評価できる。

【改善の方策】

授業や研究のニーズに即した蔵書構成を維持していくため、新聞や学術雑誌の購読については、料金の情報をできる限り早い時期に入手し、学部図書代表者連絡会議を通じて学部等の意見を勘案し、購読（購入）計画に反映させていくこととする。

また、ネット環境の即したパソコン機能の充実を図り、メディア機器の適時適切な更新ができるよう関係機関との緊密な連携を図る。

職員体制については、図書専門員（図書司書）の配置は既に完了していることから、図書専門員を効率的・効果的に活用ができ、かつ図書館経営のマネジメントに精通した人材を確保する。

2 学術情報へのアクセス及び図書館の地域開放

【現状】

メディアセンターでは、学生及び教員への学術情報検索支援を行っている。また、メディアセンターホームページでは、館内蔵書は無論、他館の蔵書についても蔵書検索システム「OPAC」により検索することが出来る。加えて、新着の図書や雑誌の紹介や学外文献複写依頼、図書の貸借依頼、貸出予約も行っている。

情報検索では、国立情報学研究所の学術コンテンツポータル（GiNii）をはじめ各種のデータベースの利用ができる。

他大学との相互協力については、岩手県立図書館が実施している「県内図書館横断検索システム」に県内の大学等とともに加盟し、当館の蔵書情報を提供している。また、県内 5 大学との連携では「いわて 5 大学学長会議・附属図書館長等会議」において、相互利用についての申し合わせにより、簡易な手続きにより相互利用が出来るようになっている。

このほか、学外文献複写や図書の相互貸借については、NACSIS-ILL 加盟館と相互協力を実施しており、オンラインでの依頼や、料金の相殺制度を行っている。

地域への開放については、広く一般県民をはじめとする学外者への利用開放を実施しており、図書の貸出し（1 人 5 冊まで：期限 2 週間）も行っている。学外者の利便を図るため、平成 14 年度からは土曜日開館を実施している。学外利用者数は、平成 17 年度 12,802 名、平成 18 年度 9,982 名であり、学外者への図書貸出数は、平成 17 年度は 3,568 冊（1,320 名）、平成 18 年度 2,961 冊（1,325 名）である。

【点検・評価】

学術情報検索については、各種データベースで網羅的に対応していることから、同規模の公立大学図書館と比べて遜色のない整備状況である。

他大学との相互利用については、地理的な要件から、当館利用者よりも他館を利用する数が多い。

学外文献複写や図書の相互貸借も利用者が年々増加傾向にあるが、当館の利用料金が他館に比べて安価であったことから、適正金額への改定を行った。

地域開放については、図書の貸出しを行うとともに、土曜日にも開館するなど利便を図っていることは評価できる。図書館の利用に対する理解を深めてもらうため、今後もあらゆる機会を通じて更にPR する必要がある。

【改善の方策】

現在契約しているオンラインデータベースについて、利用にかかる実数を把握し、利用の適正化について検証するとともに、導入していない他のデータベース等の情報を入手し比較検討する。

また、あわせて電子ジャーナルについても積極的な導入を図っていく。

地域開放については、これまで大学祭開催日は休館日としていたが、多くの学外者が来訪する機会に開館し、積極的にPR することにより、当館の利用に対する理解を深め、学外利用者の利用促進を図ることとする。

第 12 節 管理運営

【目標】

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長が相互に連携して全学的な運営体制を構築しつつ、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

また、組織・体制を継続的に見直しながら大学を取り巻く新たな課題などに戦略的かつ弾力的に対応する。

1 教授会

【現状】

公立大学法人岩手県立大学組織規則第 25 条により教授会が置かれている。教授会の所掌事項については、岩手県立大学等教授会規程第 3 条第 1 項により、以下の事項について審議することとされている。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項並びに表彰及び懲戒に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
- ④ 教育又は研究に関する重要事項

教育課程の編成については、教授会の下に教務委員会が組織されており、当該教務委員会が主体となりカリキュラム編成作業を行い、教授会の議を経ることとなっている。

また、教員採用及び昇任人事については、教員選考手続内規により、採用実施の学長あての内申及び採用候補者の学長あての報告の際、短期大学部長は教授会の意見を聞くことと定められており、教授会の意向が反映される仕組みとなっている。

本学の教授会は、基本的に毎月第 3 水曜日の午後に定例的に開催するほか、早急に審議すべき事項が生じた場合等には、随時開催している。

また、学内に入学試験、学生、教務、就職・進学等に関する委員会を組織しており、本部が所管する全学の連絡調整会議等と連携しながら、本学の学務に関する企画運用にあたっている。教授会では、前述の審議事項のほか、各委員会からの提案の検討や報告等も行うことから、提出する案件を調整するため、学部長、学科長及び学部内各委員長等による学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営を図っている。

短期大学部長の権限については公立大学法人岩手県立大学代決専決規程第 8 条により、学生の休学等の許可及び科目等履修生等の入学の許可等となっており、教授会と短期大学部長の間で権限が分担されている。

また、地方独立行政法人法第 77 条第 3 項に規定する教育研究審議機関である教育研究会議における審議事項は、公立大学法人岩手県立大学教育研究会議規程により次のように定めている。

- ① 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

- ② 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- ③ 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ④ 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（公立大学法人岩手県立大学定款第 14 条第 1 項第 6 号に係るものを除く。）
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他教育研究に関する重要事項

教育課程の編成に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項等、教授会における審議事項と重複している事項については、教授会での審議を経た後、教育研究会議において審議する形となっている。

【点検・評価】

本学の教授会は、いわゆる旧来型の全学的事項に関する学部の決議機関としての教授会ではなく、全学的事項に関しては審議機関という位置づけで設置してきている。特に、法人化に伴い、教員人事等についても学長に対して内申を行う際に意見を述べるものとするなど、学長等トップのリーダーシップによる大学運営を行っていくため、教授会の権限については制限しているものである。しかし、全学的事項は大学トップの意向だけで決定されるものではなく、教授会の審議等を踏まえて、本学と全学的事項の執行機関である各本部との調整や学部長等会議、教育研究会議による議論を経て、意思形成していく仕組みとしており、本学教授会の意向が大学運営にも十分反映されるよう配慮している。

教授会の審議については、教授会規程等に基づき適切に行っているが、学部長等会議に関する報告や、学部内の各委員会からの提案・報告についての議論等も行われており、時として非常に長時間にわたることがある。特に、報告事項が多くなっており、教授会運営の効率化が課題となっている。

【改善方策】

中期計画においては、短期大学部長はそれぞれの教育分野の特性に配慮した、機動的、戦略的な運営体制を構築することとしている。教授会については、法人化当初、その権限を巡って多少の混乱が生じた面があったことは否めないが、2年を経過し、現行の体制が浸透してきている。基本的には、今後も、継続的に試行錯誤しながら、その権限と円滑な運営について検証し、見直しを図っていくものである。

特に、教授会運営の効率化については、学部長等会議において、副学長が各学部長に要請するなど

しており、報告案件の整理等を行い、議論の実質化を図ることを検討していく。

2 学長、短期大学部長の役割と選任手続

【現状】

学長の選任手続については、定款及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において選考手続き、任期等について定め、実際の学長選考についても行うこととしている。ただし、法人化後の初代の学長については、定款附則の規定により任期4年とし、学長選考会議の選考によらず理事長が任命した。

定款、組織規則及び代決専決規程により、学長は、校務について全ての権限を有しているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、短期大学部長、本部長又は事務局長等に委譲するなど、学長を補佐する体制を整備し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。

特に、法人化を契機に、教員人事に関する権限も学長に集約するなど、それまでの教授会及び大学評議会の権限を学長に移し、短期大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

短期大学部長の選任手続きについて定めているものは特になく、学長の指名により理事長が任命することとされている。しかし、短期大学部の運営の要となる短期大学部長であるため、選任の過程では、学長が教授会に対し選任の方針等について説明し、意見を聞く機会を持って、公正な選任手続を担保してきている。

短期大学部長の役割としては、教授会を招集し、その議長となるなど、学部運営の指揮をする立場になっているほか、学部教員の所属長として、兼業の許可などの服務管理を行っている。

教育研究審議機関である教育研究会議との関係については、学長が会議を招集し、議長を務めることとしており、短期大学部長及び学科長は委員として、本学の教育研究に係る重要事項の審議に参画している。

学科長については、短期大学部長の推薦を受けて学長が指名することとしており、その役割は、組織規則により、短期大学部長を補佐し当該学科に関する事項を処理することとしている。

【点検・評価】

本学の学長は、大学ごとに設置される学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命することとしている。

法人化後、直ちに会議の設置を行うべきであったが、管理運営体制の構築に優先的に取り組んできたこと等から、設置が遅れ、現学長の任期が1年余りとなった平成19年12月に設置された。現在、同会議において、学長の任期、選考・解任手続き等の審議を行っている。

学長の権限については、法人化により強化され、大学の意思決定を学長が行う仕組みを構築し、教学運営の最高責任者として学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

短期大学部長の選任手続については、教授会が学長に対し意見を述べる機会が担保されていることにより、短期大学部の意向が反映される仕組みとなっており、短期大学部の意向を踏まえつつ学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとなっている。

教授会構成員の意思を尊重しながら、短期学部長の権限のあり方、教授会との役割分担等を整理し、短期大学部運営の執行者の立場にふさわしい権限とする必要がある。

教育研究会議との関係は、大学の教育研究に関する重要事項については、教育研究会議の審議を経たうえで学長が意思決定する仕組みとしており、短期大学部長及び学科長の意見が反映されるよう配慮している。

【改善方策】

法人化後初代の学長の任期は平成 21 年 3 月末までとなっていることから、学長選考会議による議論を進め、早期に次期学長の選考がスタートできるよう取り組んでいく。具体的には、平成 20 年 3 月までに、任期や選考手続き等を検討し、平成 20 年度の早い時期に次期学長の選考を行う予定としている。

学長の意思決定を支援する組織について、現状の組織体制の検証を行い、リーダーシップがより一層効果的に発揮できる体制づくりを検討する。

短期大学部長の権限事項と教授会審議事項を整理することにより、学部運営の合理化・効率化を図る。

3 教学組織と公立大学法人との関係

【現状】

法人の業務の範囲は、定款及び公立大学法人岩手県立大学組織規則により、次のとおり定められている。

- ① 県立大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当する。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事 2 名、理事 5 名及び監事 2 名であり、理事長と学長とは別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と短期

大学を含む大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者2名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人としての最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月1回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

なお、特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定している。

【点検・評価】

法人と教学組織が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に教学組織に伝達され、また、教学組織の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与している。

一方で、法人と教学組織の役割分担は、諸規定により明確に定められているものの、実際には、法人業務と大学の運営業務に明確な線引きは困難であり、法人化して2年を経過した現時点では、試行錯誤的に運営しながら、演繹的にそれぞれの役割と権限を明確化していかざるを得ない状況にある。

なお、特に、教育研究会議、経営会議、役員会議については、それぞれその役割が諸規定により明確に定められているものであるが、計画や実績とその自己評価など議題としてはほぼ同じ内容になることもあり、会議の性格や位置づけを一層明確にすることが必要となっている。

【改善方策】

法人と教学組織の役割分担をより明確なものとして、業務の効果的・効率的な運営を行うことが必要であるが、当面、役員会議・経営会議と本部長会議・学部長等会議・教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしており、その中で、法人と大学の役割と権限をより明確化していく。

4 意思決定

【現状】

組織規則及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程により、本学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。

学長は、校務について全ての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、本学の運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、短期大学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、業務の円滑な執行を図っている。

このため、学長が最終的な意思決定を行うほか、全学的事項については各本部や事務局など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

このうち全学的事項については、本部間、他の学部等との間の調整を図るため、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長で構成する「本部長会議」、本部長会議に各学部長、研究科長及び短期大学部長を加えた「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議検討している。

全学的事項の中でも特に重要な事項については、本部長会議において方針等を協議検討のうえ、学部長等会議に提案し、全学的な協議検討を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られるほか、文書による通知、グループウェアへの掲示等により職員に周知され、施行する。

原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第2・第4水曜日の午後に開催し、円滑に全学的な協議検討を行う体制を敷いている。本学については、一つの短期大学として運営する観点から、短期大学部長は毎月第2・第4水曜日の本部長会議に出席し、大学全体に関する重要事項の方針等に関する協議検討に加わり、本学の運営に資する。

なお、特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく教育研究審議機関として設置した岩手県立大学盛岡短期大学部教育研究会議を随時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。この教育研究会議については、学長、副学長、本部長のほか、学外委員も同様であることから、岩手県立大学教育研究会議及び岩手県立大学宮古短期大学部教育研究会議との合同会議として開催している。

【点検・評価】

平成17年度の法人化以前は、全学的事項について、各種の全学的委員会が本学教授会の意見を調整して企画立案を行うとともに、本学、岩手県立大学（四年制）各学部、附属機関が合議する場として月1回開催する「部局長会議」の決議を経て意思決定していたため、議論が複雑化し、意思決定に相当の時間を要していたところである。これに対し、現在の意思決定の体制は、法人化に伴い、分野ごとの管理責任者（本部長）を設置し、業務の責任・権限を明確にすることによって、学長の企画立案機能を向上させるとともに、そのリーダーシップによる大学運営を迅速に行うため構築したものである。すなわち、各種の全学委員会を廃して全学的事項を担当する本部を設置し、本部が全学的事項に関する企画立案を行い、必要に応じて本部長会議や学部長等会議の協議検討を経て、意思決定する体制である。これにより、各種の全学的案件について、迅速かつ円滑な意思決定が行われるようになり、学長のリーダーシップが発揮しやすいプロセスとなったといえる。

この意思決定プロセスについては、より効果的、効率的、民主的な運営を行うため、次のとおり体制の整備を行いながら2年を経過し、学内に浸透してきている。

- ① 当初「学部長等連絡会議」であったのを「学部長等会議」に変更し、基本的に「連絡調整」を行う場から「協議検討」を行う場とした。
- ② 教育研究会議の学外委員の構成を見直し、1名増員するなど、幅広い提言を得ることとした。

一方では、いつ、どこで、何が決定しているか見えにくい、会議の頻度が高く、学長はじめ幹部の負担が大きい、等の批判もある。

また、意思決定プロセス構築の中で、本部制を敷き、本部長会議を設置して大学の幹部による協議検討の場を設置したことにより、法人化以前に較べて、戦略志向的なトップマネジメントが可能となり、大学改革や業務改善に着手しているが、まだ端緒についたばかりである。

【改善方策】

この意思決定プロセスは、全学的な運営体制を構築しつつ、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化を図るという目標を一定程度達成しているものと評価できる。今後も、この意思決定プロセスを基本としつつ、より民主的・効果的なプロセスとして運用するための修正を加えながら、運用していく。

当面は、大学としての意思決定に資する本部長会議、学部長等会議及び教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしている。

また、この意思決定プロセスにより構築した体制において、戦略志向的なトップマネジメントを機能させ、開学 10 周年記念事業、本学の四年制移行を含む将来構想、人事制度改革などの課題への取り組みを推し進めていく。

5 管理運営への学外有識者の関与

【現状】

本学の運営に関し、直接的に学外有識者が関与する仕組みとして、教育研究会議に学外委員を選任している。当該委員は、年 2～3 回程度開催する会議において本学の教育研究に関する重要事項の審議に参画し、意見・提言を述べる。教育研究会議における意見・提言については、各担当部署において対応を検討し、本部長会議、学部長等会議による協議検討を経て、計画や業務に取り入れられている。

間接的には、法人の組織である役員会議と経営会議に、学外の有識者が非常勤理事あるいは学外委員として参画している。経営会議の学外委員は、教育研究会議の学外委員と同様に、会議において意見・提言を述べ、非常勤理事は、法人の理事として、役員会議において発言するほか、必要に応じて教学の組織に協力して業務の執行に寄与するなど、より積極的に経営に参画することによって、法人と一体的に運営している本学部の運営に関与している。

【点検・評価】

法人に非常勤理事を配置するとともに、経営会議及び教育研究会議に学外委員を選任し、幅広く学外有識者の意見・提言を運営に取入れる体制としていることは、公立短期大学として開かれた大学運

営の確立に寄与しているものといえる。

ただし、法人化して2年を経過した現時点では、学外有識者の意見・提言を真摯に受け止め、運営に反映する体制の構築は著についたばかりであり、十分とはいえない。

特に、非常勤理事は学外有識者とはいえ、法人の役員であることから、一層積極的な運営への関与が求められる。

【改善方策】

非常勤理事2名については、平成18年度中の役員会議において、主として担当する業務を定めただころであるが、今後は、学内の担当部署が非常勤理事との密接な連携のもとに推進することとしている。

また、経営会議、教育研究会議における意見・提言については、各担当部署における業務に対する参考意見として消化するばかりでなく、意見・提言に対する考え方や今後の対応を明確な形で示すことを検討してきたが、今後は、運営への反映状況としてとりまとめ、学内外に公表することを計画している。

第 13 節 財務

【目標】

- 学内における研究を活性化し、多様な専門分野の研究者が相互に連携することによって、積極的に外部研究資金の増加に努める。
- 教育・研究の機能強化を図りつつ、恒常的な業務の見直し、改善・効率化により、運営経費の抑制に努める。
- 資産管理の体制を整備し、適切な資産管理を行う。

1 教育研究と財政

【現状】

本学は、設置者である岩手県の機関として、県内部における予算要求手続きを経て予算の配分を受けて大学を運営してきていたが、法人化に伴い、公立大学法人として県から大学運営に係る資産を承継するとともに、地方独立行政法人法に基づき、法人として独自に予算を編成し、執行することとなっている。県から毎年度運営費交付金の交付を受けているが、いわば法人の自前の資産と資金調達により大学運営を行っているものである。

なお、本法人は、本学のほか、岩手県立大学（四年制）、宮古短期大学部を含めて 3 大学を運営しているものであるが、これを一体的に運営し、効率的な業務運営と経費の縮減を図っていくため、各大学に共通する業務を本部や事務局が一括して行う体制としている関係上、各大学に運営費を配分するなどにより経費を明確に区分しているわけではなく、また實際上困難であることから、以下は法人が行う 3 大学の運営に関する財務として記述する。

法人の資金調達は、主として、県からの運営費交付金のほか、授業料・入学検定料・入学料、職員宿舍料及び受託研究等事業収入等で構成されており、平成 18 年度における調達状況は次のとおりとなっている。

【平成 18 年度収入決算額】

（単位：千円）

区 分		予算額	決 算		摘 要
			決算額	構成割合	
運営費交付金		4,561,197	4,561,197	72.6%	岩手県
諸補助金		15,500	24,017	0.4%	文部科学省 G P 等
自己収入		1,555,195	1,582,727	25.2%	
再 掲	学生納付金収入	1,443,668	1,470,279	(23.4%)	授業料・入学検定料・入学料
	その他収入	111,527	112,448	(1.8%)	職員宿舍料その他
受託研究等事業収入		125,540	106,630	1.7%	受託研究・共同研究
寄附金収入		0	8,314	0.1%	
計		6,257,432	6,282,885	100.0%	

このうち、県からの運営費交付金は、平成 17 年度の交付額を基準として、現在の中期計画期間で

ある平成 22 年度まで、毎年度 1.5%を削減していくことが、県との間で合意されている。平成 22 年度の交付金は、平成 17 年度と比べると約 10%縮減される予定であり、法人としては業務の効率化等による経費の抑制等に対応することとしている。

なお、科学研究費補助金については、教員の個人研究費として別途管理していることから、諸補助金及び受託研究等事業収入には含まれていない。

こうした法人の資金調達の下、大学の教育研究等に配分し、大学を運営しているものであるが、県における厳しい財政状況の中で、平成 23 年度以降の運営費交付金が未定であるほか、教員の退職金の手当てや建築後 10 年を経過した施設設備の補修更新に要する経費等、現在の交付金の中で決着していない部分もあるなど変動要素が大きいことから、現中期計画期間中における収支のシミュレーションについては、法人として議論検討しているものの、中長期的な財政計画は策定し得ない状況にある。

当初の運営費交付金が法人化前の予算の状況を基礎として算定された経緯があることから、平成 17 年度以降の予算については、従前の執行状況をベースとして配分しており、平成 19 年 9 月時点における今後の収支見通しは、次のとおりである。

《収支シミュレーション》

(単位：百万円)

区 分			17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
支 出	人件費	教員人件費	2,485	2,444	2,516	2,516	2,516	2,516
		退職金	118	247	78	86	109	108
		派遣職員人件費	563	518	495	495	495	495
		その他人件費	100	140	154	154	154	153
	教育費	教育費	137	159	154	154	154	154
		研究費	512	384	513	513	513	513
		その他教育研究費	175	160	168	168	168	168
	連携交流費		23	29	60	60	60	60
	一般管理費	大学費	229	187	269	269	269	269
		施設管理費	351	330	465	673	673	673
情報システム費		1,114	1,042	1,035	1,018	1,177	1,202	
その他一般管理費		40	16	51	49	49	49	
その他		157	162	243	243	243	243	
小 計		6,004	5,818	6,201	6,398	6,580	6,603	
収 入	運営費交付金		4,655	4,561	4,466	4,371	4,283	4,194
	自己収入	授業料等	1,240	1,244	1,220	1,220	1,220	1,220
		その他自己収入	340	338	326	324	321	320
	外部資金	研究費、補助金等	198	139	189	189	189	189
	小 計		6,433	6,282	6,201	6,104	6,013	5,923
収支差額			429	464	0	△294	△567	△680
繰越収支差額			429	893	893	599	32	△648

注) 運営費交付金は毎年度 1.5%削減、自己収入は収容定員から固定とし、退職金は定年による予定額を計上、施設管

理費及び情報システム費には修繕費及び更新経費を見込み、その他の経費は固定を原則としたものである。

この収支シミュレーションでは、経費を固定的にしている関係から、運営費交付金の削減により、平成 20 年度から収支の均衡を失い、平成 22 年度には、当初の剰余金を充当してもなお財源が不足することとなるが、今後一層の経費の縮減を図りながら、教育研究の目的や目標の実現を図ることとしている。

【点検・評価】

本法人の財政は、法人独自の資産と資金調達によるものであるが、実質的には、収入の 7 割強を占める県からの運営費交付金に依存している。反面、運営費交付金の措置は、地方独立行政法人法制上の枠組みであり、この意味では安定的な財政基盤が確保されていると言える。

この財政基盤の下で、大学の教育研究等の活動経費は、法人化後 2 ヶ年でそれぞれ剰余金が生じていることから、十分な資金が確保されているものと考えているが、法人化以前の執行状況を基礎として配分しているため、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討する必要性があるという課題がある。

この観点からも、将来的な財政計画の検討が必要であるが、上述のとおり現状では変動要素が多く、策定し得ない状況であることから、今後必要となる経費について詳細を検討するとともに、県と運営費交付金やそれと関連する経費の措置等について、協議していくことが必要である。

また、県からの運営費交付金は、当面毎年度削減されていく計画であることから、これを補填する財源を確保していくためには、補助金収入や受託研究等事業収入といった外部資金の増加を図ることが不可欠である。

なお、収支シミュレーションでは、平成 22 年度に累積欠損が生じるが、これは現在想定される増減を除き、収入や経費を固定的に見た場合のシミュレーションであり、実際の財政運営では、資金調達の範囲内で、教育研究の目的や目標を実現することを優先して、執行していくものである。

【改善方策】

法人として、教育・研究等への経費の配分を見直しながら、将来的に必要な経費を精査するとともに、本学の財政基盤の中核をなす県の運営費交付金について、その詳細の運用と次期中期計画に向けた将来にわたる交付金措置の考え方を協議していく中で、法人の安定的な財政基盤を築く計画を検討する。

具体的な財務の改善に関しては、外部資金を増加するため、研究成果を広く外部に提供し、受託研究など外部からの研究資金を導入するとともに、学内の多様で先進的な研究活動を推進し、競争的外部資金の獲得を目指す。また、競争的資金獲得のための申請方法研修会や学内審査会の開催、助成制度の紹介など支援体制を整備する。

さらに、地域社会の要求に対応した専門分野の有料の講習・研修制度など、収入を伴う事業を実施

する。

経費面については、適正な職員数を確保するとともに、アウトソーシングの積極的な導入などにより人件費の抑制を図るとともに、業務の徹底した合理化・簡素化により、経費の抑制を図る。また、委託業務内容を見直すとともに、複数年契約の導入などにより設備維持管理費の節約を図る。

資産の運営管理については、経営基盤の安定を図るため、資金管理、資産運用を適切に行うとともに、大学施設等の有効活用を進める。

2 外部資金等

【現状】

本学では、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、積極的に外部資金の増加を図っており、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、民間企業等からの受託研究、共同研究、奨学寄附金の受け入れを推進している。

その取組みとして、研究・地域連携本部が中心となって、中期計画に従って各種の施策を行って外部資金の導入に努めた結果、岩手県立大学全体としての過去3年間の受入状況は次のとおりとなっている。

《外部資金の受入状況》

(単位：件、千円)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	42	56,600	44	54,200	37	35,900
その他の競争的研究資金	4	39,029	8	75,980	9	68,230
受託研究費	12	27,931	11	51,072	11	26,365
共同研究費	7	7,655	4	3,465	9	10,800
奨学寄附金	1	450	1	299	7	4,133
計	66	131,665	68	185,016	73	145,428

このうち、科学研究費補助金については、研究・地域連携本部が学内で制度の説明と申請書の記載方法等の研修を行うとともに、必要に応じてブラッシュアップする等の支援を行っている。その他の競争的研究資金については、学内研究費（メニュー研究の一部）への申請にあたって、外部研究資金（科研費含む）応募を要件とする枠組みを構築するとともに、公募状況の学内 web 上での制度紹介や、必要に応じてとりまとめるなどの支援を行っている。民間企業等からの受託研究及び共同研究については、本部の運営する地域連携研究センターが受入の窓口として、企業等からの相談を受け、コーディネートを実施していることが受託研究・共同研究の増加等につながっている。

さらに、平成 18 年度には、外部研究資金獲得のインセンティブとして、獲得した研究費の一定割合を研究費として学部や研究者に配分する外部研究費獲得促進費制度を創設するなど、外部研究資金への応募促進に努めている。

【点検・評価】

外部資金の増加を図るため、研究・地域連携本部が中心となって、その枠組みを構築し、取り組んでおり、法人化以前に比べて、外部研究資金は増加しているなど、一定の成果があがっていると評価できる。しかし、本学の財政的な基盤となっている県からの運営費交付金が漸減していく中で、学内研究費への配分もシーリングの対象として減少させてきていることもあって、外部研究資金の獲得は、研究活動の成果として評価される一方、本学における研究財源の補完につながり、ますます重要性が高まっていることから、一層の増加を図っていく必要がある。

そのためには、着実な研究の推進と同時に、外部研究資金への積極的な応募が重要であるが、平成 18 年度における科学研究費補助金応募率（応募件数／応募可能者数）は 23.1%と、岩手県立大学全体 35.9%を下回っており、対策の強化が必要である。

【改善方策】

外部研究資金導入のための枠組みについては、法人化に伴って構築を始めてまだ間もないことから、当面円滑な運用を図りながら、必要な改善を行っていく。

特に、外部研究資金への積極的な応募の促進については、平成 18 年度からインセンティブを付与する制度を創設するとともに、応募書類の作成支援などを実施した結果、平成 19 年度における応募率は 25.9%とわずかではあるが上昇していることから、促進策を継続する一方、応募の少ない要因等の分析を進め、教員への支援策として検討する。

3 予算の配分と執行、財務監査

【現状】

本法人の予算は、公立大学法人岩手県立大学会計規則、公立大学法人岩手県立大学予算規程その他関係規程に基づき、3 大学分を合わせて編成し、配分、執行している。

予算編成は、各部局の予算要求を事務局においてとりまとめのうえ、事務局長調整、理事長調整を経て、常勤する法人の役員で構成する予算調整会議で調整して予算案を作成する。予算案は、学外から登用している非常勤理事や監事を含めた役員会議において検討して成案とし、地方独立行政法人法に規定する経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、最終的に理事長が決定する手続きとなっている。

予算編成にあたっては、予め役員会議で検討した予算編成方針として、当該年度における重点的な取り組みや留意事項を全学に提示するとともに、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制とともに、新規に取り組む活動に関する経費の捻出に努めている。

本学に係る予算要求については、教育に係る経費については教育・学生支援本部がとりまとめる一方、研究等に係る経費については、研究・地域連携本部が学内研究費体系に基づき全学的観点で積算し、必要に応じて岩手県立大学全体で調整を行ったうえで、岩手県立大学全体の経費として要求する

仕組みとしている。

予算の全体的な配分は、法人化した平成 17 年度において、法人化前の執行状況を基礎として配分した各経費について、シーリングをかけている状況であるが、毎年度の予算要求に応じて調整を行うことにより、当該年度の特種な要因や新規事業にも配慮して決定している。

予算として配分された経費は、原則として、各本部が本学を含めた各学部等に配分するとともに、本学の求めに応じて、各本部が財務会計システムを通じて執行手続きを行う仕組みである。ただし、研究費については、その執行権限を各教員に付与しており、各教員は財務会計システムを通じて直接執行手続きを行う。執行が手続きされた経費に係る金銭の収受は、経理責任者及び出納責任者として事務局総務財務室長が行うこととなっており、執行上疑義が生じた場合は、総務財務室と各本部が連携して、これにあたっている。

こうした仕組みにより執行された予算については、地方独立行政法人法に基づき、法人の監事 2 名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されるとともに、設置者である県が選任した監査法人による会計監査を受けている。監事による監査、監査法人による会計監査は、毎事業年度を通じて実施されており、その指導助言を受けて改善を図るとともに、最終的には財務諸表を作成のうえ、監査を受検し決算している。

このほか、事務局内部において、会計経理の実務面の執行チェックを中心とする内部考査を実施しており、適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や制度の改善等につなげている。

財務諸表については、県に届け出、その承認を受ける手続きとなっており、承認を受けた際には、県報において公告するほか、閲覧に供するため帳簿として備え付けるとともに、本学のホームページに掲載し、公表している。

【点検・評価】

本法人の予算については、公立大学法人の諸規程に基づき編成するとともに、配分し、執行しており、監査の報告に証明されるとおり、適正に行われている。予算編成にあたっては、各本部が本学を含めた岩手県立大学全体の状況を勘案して要求するとともに、予算調整会議においても必要に応じて各部局からの説明を求めるなど、教育・研究に関する経費の実情に柔軟に対応している。法人の役員会議や経営会議といった機関の協議・審議を経て編成しており、透明性も確保できている。また、予算の執行は、財務会計システム等を通じて行うことによって、システム上配分予算の執行状況や手続きの進行状況等が明確となっており、適正な執行につながっている。

ただし、予算編成及び配分については、法人化以前の執行状況を基礎として行ってきたことにより、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討する必要がある。

一方、研究費については、教員個人に配分し、執行権限を付与することにより、効率的な執行と弾

力的な運用を図っており、教員にとっては、自らの判断で必要なときに物品の購入や出張等を行うことができる仕組みとなっている。その反面、研究費に関する説明会の開催や研究費マニュアルを作成配布などにより理解の促進に努めているものの、なお経費に対する理解の不足や手続きの遅れなどによって、執行に疑義が生じるケースも見られることから、より適正な執行を確保する観点から、相応の管理体制を整備する必要がある。

また、事務局内で内部考査を実施するとともに、法人監事や監査法人により年度を通して助言指導を得る体制を構築する中で、誠実に情報を開示したうえで適正な決算処理を行い、県の承認を得たうえで公表するなど、アカウンタビリティの確保にも配慮しているが、これらの監査機能は、会計経理を執行する総務財務室が所管しており、公正な監査の実施を図る観点からは検討が必要である。

【改善方策】

予算編成及び配分については、法人としての安定的な財政基盤構築と密接に関連することから、県と運営費交付金について協議を進めながら、大学の目的・目標の実現のために必要な経費として精査し、適切な教育・研究等への経費の配分を検討する。

個人研究費については、マニュアルの改善等により制度の周知徹底、内部考査によるチェック体制の強化を図るとともに、科学研究費補助金等外部研究資金の確保と呼応させて研究費の執行に係る支援体制の充実を図る。

また、監査の実施体制については、相互牽制体制の確保の面から、執行機能との分離を検討する。

第 14 節 自己点検・評価

【目標】

教員の「自己点検評価」を恒常的に実施し、教員と教育・研究の質の向上を図るとともに、各部局等の取組計画と実績及び成果について評価を行い、結果を公表して運営の改善・充実を図る。

また、全学の組織・運営、教育・研究活動等について、外部評価・第三者評価を定期的の実施し、その改善に反映させる。

1 自己点検・評価

【現状】

平成 10 年 4 月、岩手県立大学の全学的な組織として自己評価委員会を設置し、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行う体制を整備した。

その後、平成 17 年 4 月の法人化に伴い大学全体の組織改編を行い、法人及び大学の評価に関する特定事項を審議する組織として、大学評価委員会を設置したところである。

大学評価委員会の委員長は理事長が指名する者とし、法人理事兼大学改革推進本部長（教員兼務）を指名している。また、委員は部局長の意見を聴いて理事長が指名する職員 10 名以内で組織することとしており、主に各部局における自己点検・評価を担当する教職員 10 名を指名している。

大学評価委員会は、部局が行う自己点検評価を基に、次に掲げる事項を担当している。

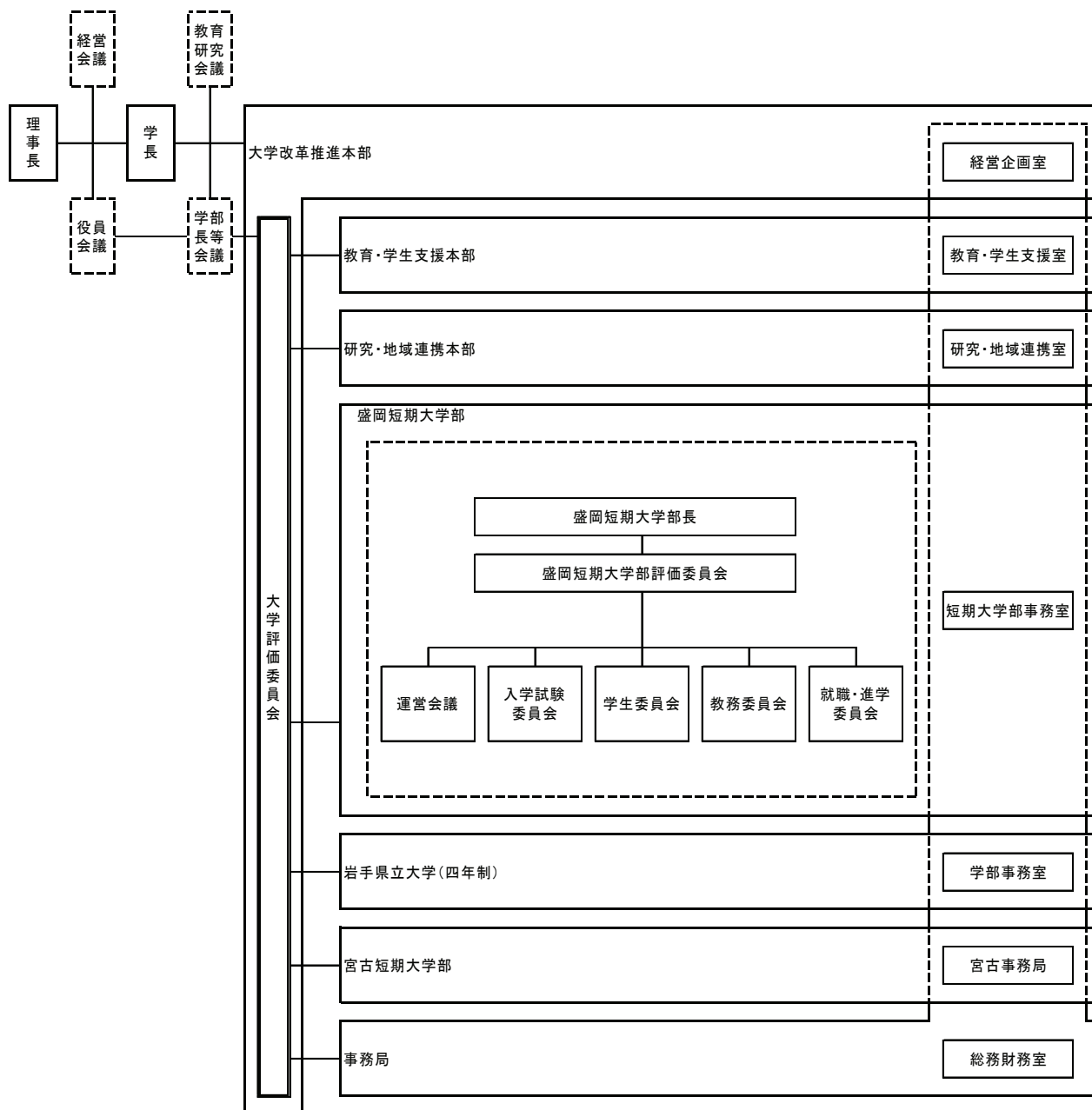
- ① 全学を対象とした自己点検評価の実施に関すること
- ② 認証評価の受審に関すること
- ③ 岩手県独立行政法人評価委員会の評価を受ける各事業年度における業務の実績の集約に関すること
- ④ 知事に提出する中期目標に係る事業報告の集約に関すること
- ⑤ 教員業績評価に関すること
- ⑥ その他評価に関する重要事項

また、平成 19 年度からは、大学の評価、計画等に関する校務を処理するために、新たに大学改革推進本部を設置した。大学改革推進本部は、法人理事（教員兼務）を本部長とし、教員 3 名が本部長補佐を兼務しており、事務局経営企画室が業務に係る事務を処理する組織となっている。

大学改革推進本部の設置により、計画と評価を核とした全学的な改革・改善を推進する体制を構築し、自己点検・評価については、部局が行う自己点検・評価を基にして、大学評価委員会と大学改革推進本部が連携して取り組む体制となっている。具体的には、全学の自己点検・評価に関する事項については、大学改革推進本部でその原案を作成し、大学評価委員会で審議のうえ決定する。大学評価委員会で審議・決定した事項については、各部局で実施するという流れになっている。

以上の組織の関係については次の図に示すとおりである。

《自己点検・評価体制図》



本学においては、短期大学部長の直下に盛岡短期大学部評価委員会を置き、運営会議、入学試験、学生、教務、就職・進学等の委員会が自己点検・評価する体制を構築しており、学内の各種委員会を通じて全教員が自己点検・評価に参画する仕組みとしている。本部及び事務局においては、その職制に基づく自己点検・評価実施体制が構築されており、本部長及び本部長補佐等の教員のほか、全職員が事務分担の範囲に関する自己点検・評価を行う仕組みとしている。

【点検・評価】

大学評価委員会の委員は、事務局を含めた各部局において主に自己点検・評価を担当する教職員を指名するとともに、大学改革推進本部については、経営企画室が業務に係る事務を処理する組織とな

っており、教学組織と事務組織が一体となって全学で取り組む体制となっている点は評価できる。

本学においては、岩手県立大学全体の体制とは別に、盛岡短期大学部評価委員会を設置し、他の委員会等と連携しながら、自己点検・評価を行う体制を整えているが、自己点検・評価が組織的に行われず、一部の担当者のみが関わっているという課題がある。

【改善方策】

これまでの自己点検・評価は、年度計画の進捗状況に係る「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめが主であり、その対象が限定的であったが、今回の認証評価に係る自己点検・評価においては、その項目が多岐にわたっていることから、より全学的な取り組みが求められたところである。

大学改革推進本部の設置により体制を強化するとともに、より多くの教職員が自己点検・評価に関わる契機になったと考えられるが、今後、恒常的に自己点検・評価を実施し、その結果を有効に活用していくためには、本学における自己点検・評価体制を強化する必要があり、全教職員が一体となって取り組む体制の整備について検討する。

2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状】

平成 13 年度に自己評価委員会、各部局自己評価実施委員会等が中心となり、平成 10 年度以降の活動内容について自己点検・評価を行い、その結果について「岩手県立大学自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、平成 14 年 3 月に発行した。

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後の経過を振り返るため、全学的な点検及び評価を行ったものであり、その結果、建学の理念の実践に多くの成果が確認されるとともに、なお一層取り組むべき課題が指摘された。各部局において、この結果を踏まえた改善計画を策定し、平成 15 年度及び 16 年度の計画に対する実績についての報告を求めたところである。

平成 15 年 11 月に大学改革実行計画として策定した「県立大学アクションプラン」は、大学を取り巻く環境が急激に変化している中で、今後の県立大学の果たすべき役割と、改革の方向及びその具体的方策を明らかにするために策定したものである。策定にあたっては、教職員がそれまでの経験や「岩手県立大学自己点検・評価報告書」の内容を踏まえ、将来に向けた大学の展開について広く議論を重ねたところである。なお、「県立大学アクションプラン」の内容の一部については、法人化に際して策定した「公立大学法人岩手県立大学中期計画」（平成 17 年 8 月県知事認可）に反映されているものである。

平成 17 年 4 月の法人化後は、各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について各部局で点検・評価を行い、その内容を全学でとりまとめて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成している。「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は毎年度 6 月末までに岩手県地方独

立行政法人評価委員会に提出し、評価を受けているものである。評価結果については、学部長等連絡会議等を通じて学内に周知を図り、次年度の取組みの強化につなげるとともに、次期の年度計画策定にあたって反映させている。

学校教育法第 69 条の 3 に定める第三者評価（認証評価）については、平成 20 年度に大学基準協会による評価を受けることを平成 17 年 12 月に決定した。

大学評価委員会においては、平成 20 年度の認証評価受審に向けた全学的取組みスケジュールを作成し、学内共有を図るとともに、各部局における自己点検・評価の取組みの促進を図った。また、評価委員会と各部局との打合せを適宜実施し、進捗状況と全体的な課題の把握に努めるとともに、全学一体的なものとして推進するため、全教職員を対象とした「認証評価セミナー」を 2 回開催し、認証評価の理解と自己点検・評価の意識付けを図ったところである。

今回の認証評価については、平成 20 年度末に改善を要する事項について指摘を受けることとなる。

また、現在の中期目標期間（平成 17 年度～平成 22 年度）が終了する平成 23 年度には、設立団体である岩手県から評価を受けることとなる。

これらの評価結果については、役員会議、学部長等連絡会議等の学内の会議で周知し、対応を協議するとともに、経営会議及び教育研究会議といった外部委員を含めた機関で審議し、理事長、学長から改善の方策等について示され、それにより改善を進めていくこととなる。

【点検・評価】

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後初めての取組みであり、各学部における評価項目が統一されていないなど、その評価対象や評価方法等に反省すべき点もあるが、開学以来の活動状況を分析し、将来のあり方を考えるという点で意義があったものと評価できる。

認証評価、年度計画実績、中期目標期間の業績等についての自己点検・評価を効率的に行い、評価結果を有効に活用するためには、それぞれの自己点検・評価を別個のものとして対応するのではなく、相互に関連付け、一連の自己点検・評価として取り組む必要がある。

【改善方策】

評価結果を受けて、それに対する改善方策を円滑に遂行するためには、全教職員が一体となって取り組む必要があり、岩手県立大学全体及び本学における自己点検・評価体制の中で、自己点検・評価の実施と併せて、その結果をフィードバックして改善につなげていく仕組みについて検討を進める。

また、中期計画等を策定する場合に、認証評価に係る評価項目を取り入れるなど、評価項目を相互に関連付けることにより、評価を受ける度に、その評価にあわせて自己点検・評価を実施するのではなく、恒常的な自己点検・評価の積み重ねが、結果として各種の評価に対応できるものとなる仕組みについても検討する。

3 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状】

地方独立行政法人法に規定する審議機関として経営会議及び教育研究会議を設置しており、経営会議は、委員 8 名のうち 4 名、教育研究会議は委員 12 名のうち 3 名は学外の委員である。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめにあたっては、経営会議及び教育研究会議での審議を経ることとしており、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させることとしている。

また、「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、岩手県が設置している岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。

認証評価については、評価委員会が認証評価機関及び受審の時期について比較検討した結果を理事長に提言し、その提言を受けて、平成 17 年 12 月に決定したものである。

また、今回の認証評価に係る自己点検・評価報告書については、経営会議及び教育研究会議において審議し、学外者を含めた委員の意見を反映させたものである。

【点検・評価】

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させるとともに、さらに自己点検・評価結果を第三者機関である岩手県地方独立行政法人評価委員会が評価していることから、評価結果の客観性、妥当性は確保されている。また、認証評価に係る自己点検・評価報告書についても、学外者を含めた審議機関の委員の意見を反映させており、評価結果の客観性、妥当性は確保されている。

認証評価機関の選定にあたっては、大学評価委員会において、各認証評価機関における評価の内容を比較し、本学部が目指す目的、目標の達成に資すると考えられる認証評価機関を選定し、その提言を受けて決定したものであり、その選任手続きは適切であった。

【改善方策】

これまで行ってきた「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の評価に加え、今後は、認証評価機関による評価を受けることとなり、さらに自己点検・評価結果の客観性・妥当性が確保されるものである。

4 短期大学に対する指摘事項および勧告等への対応

【現状】

国際文化学科設置認可時（平成 9 年 12 月 19 日）に留意事項として指摘された点は、次のとおりである。

- ・保育学科及び法経学科第二部については、平成 10 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること。

上記の留意事項に対しては、保育学科及び法経学科第二部は平成 10 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、保育学科は平成 11 年 3 月 31 日、法経学科第二部は平成 12 年 3 月 31 日にそれぞれ廃止した。

【点検・評価】

国際文化学科設置認可時における留意事項については、適切に対応しているものである。

【改善方策】

今後、大学基準協会からの勧告などの事項があった場合には、本学評価委員会を通じて、各委員会等に評価結果をフィードバックし、速やかに改善につなげていくための仕組みづくりについて検討する。

第 15 節 情報公開・説明責任

【目標】

教育・研究の成果及び運営状況について、情報公開を積極的に行い、大学の教育・研究活動に対する県民の理解が得られるように努める。

1 財政公開

【現状】

本法人は、地方独立行政法人法により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書といった財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 ヶ月以内に岩手県知事に提出し、その承認を受けることとされている。

平成 18 事業年度分にあつては、平成 19 年 6 月 29 日に岩手県知事に提出したところであり、当日、県庁教育記者クラブにおいて、法人の決算概要として記者発表した。記者クラブ加盟 17 社中 9 社の参加があり、全県をカバーする地元紙に記事が掲載された。

財務諸表について岩手県知事の承認を得た後は、地方独立行政法人法及び定款に基づき、岩手県報において公告するとともに、一般の閲覧に供するため、岩手県立大学及び宮古短期大学部の事務室に財務諸表及び監事の意見を記載した書類を帳簿として備え付けたほか、本学のホームページに、帳簿として備え付けた書類と同様の内容を掲載し、公表したところである。

ホームページについては、学外ホームページの「情報公開」欄に掲載しているが、トップページの「最新情報」にも、掲載した旨を表示している。ホームページへのアクセス数は、平成 17 年度財務諸表については、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの 12 ヶ月間で 963 件（月平均 80 件）、平成 18 年度財務諸表については、平成 19 年 7 月から平成 19 年 8 月までに 2 ヶ月間で 590 件（月平均 295 件）と、アクセス数は増加してきている。

【点検・評価】

記者発表は、新聞等に掲載されることにより、全県的な周知が図られることになり、特に全県をカバーしている地元紙に掲載されたことは、多くの県民に周知し、理解を得る観点から高く評価できる。ただし、新聞等には決算の状況すべてが掲載されるわけではないことから、法人の財政状況の詳細について説明責任を十全に果たしているとはいえない。

一方、ホームページへの掲載は、パソコンとインターネット環境があれば誰でも閲覧可能であり、県民が閲覧しやすい状態で公表しており評価できる。アクセス数が増加していることから、徐々に周知されてきていると評価できるが、ホームページへの掲載についてより多くの方に周知するとともに、掲載する内容を工夫し、わかりやすい財政状況の周知手法を検討する必要がある。

【改善方策】

公立大学法人として財政状況について説明責任を果たしていくためには、資料の所在を周知するこ

とが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していることを周知する。また、わかりやすい内容とするよう、概要版等による情報公開について検討する。

2 自己点検・評価

【現状】

各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について、自己点検・評価を行った「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出することとされており、平成18事業年度分にあつては、平成19年6月29日に提出した。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出した後、財務諸表等の公表と合わせて県庁教育記者クラブにおいて記者発表している。記者発表の概要については、財務諸表の公表と同様である。

また、学内向け及び学外向け双方のホームページにおいて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を本学の活動に関する自己点検・評価として公開している。学外向けホームページへのアクセス状況は、「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、平成18年9月から平成19年8月までの12ヶ月間で1,924件（月平均160件）、「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、平成19年7月から平成19年8月までに2ヶ月間で755件（月平均378件）と、アクセス数は増加してきている。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」提出後、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受審しており、その評価結果についても、学内外双方のホームページに掲載し、公表しているほか、学内においては、本部長会議、学部長等会議、役員会議で報告するとともに、評価結果及び評価結果への対応等について議論検討している。また、教育研究会議及び経営会議においても公表している。

【点検・評価】

「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は計画事項が332項目と多岐にわたっていることから、数値データも含めた概要版を作成するなど、分かりやすく説明する取組みを進めていることは評価できる。

一方、記者発表やホームページによる公表方法等については、財政公開の項と同様であり、ホームページへの掲載についてより多くに周知するとともに、掲載する内容のさらなる工夫により、わかりやすく説明する手法を検討する必要がある。

【改善方策】

公立大学法人として自己点検・評価結果について説明責任を果たすためには、資料の所在を周知す

ることが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していることを周知する。

また、公表にあたっては、よりわかりやすく説明していくため、ビジュアルを重視した概要版の作成等について検討する。

3 個人情報保護

【現状】

本法人は、岩手県個人情報保護条例により同条例の実施機関と定められおり、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程」、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護事務取扱要領」、「公立大学法人岩手県立大学情報保護事務登録事務処理要領」を県に準拠して定め、対応している。

個人情報保護に関する所管は経営企画室であるが、個人情報を取り扱う事務については、「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、事務を所管する部局において、諸規定にしたがって個人情報を取り扱っている。

個人情報の開示については、経営企画室が公開窓口となって対応している。

個人情報開示に関する相談があった場合は、相談の内容が条例に基づく個人情報の開示請求として対応すべきものかどうかを確認し、個人情報の開示請求が必要なものについては、開示請求書の提出を求める。相談の内容によっては、個人情報の開示請求によらなくとも情報提供ができるものや他の制度の利用によるべきものがあるので、適宜助言している。開示請求に至ったときは、開示請求に係る個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するかどうかを検討し、開示決定等の判断を行う。また、請求のあった文書に、第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該第三者に意見書を提出する機会を与える。開示は原則として閲覧に供するものである。なお、写し等の交付をする場合には、あらかじめ定められた金額を徴収することとされており、本法人においては、県とは別に金額を計算して徴収している。

平成 18 年度における、本学に係る個人情報の開示請求は 13 件であり、すべて入学試験の成績に関するものであった。

【点検・評価】

本法人は、平成 17 年度の法人化後も、引続き岩手県個人情報保護条例の実施機関とされたものであるが、県とは別組織となったことから、独自に個人情報保護の手続き等に関する諸規程等を整備したものである。

個人情報開示の請求に係る請求者負担額は、法人独自に設定しているが、当該金額の算定は、複写機の契約単価、コピー用紙の契約単価及び従事する職員の報酬額に基づいており、適正なものと考えている。

個人情報開示請求については、諸規程等に従って適切に処理している。

しかし、本法人が個人情報保護条例の実施機関であること及び個人情報保護に関する諸規定をホー

ムページで掲載していないなど、制度の周知が不十分であるという課題がある。

【改善方策】

引き続き、個人情報保護に関する諸規定により制度を運用していく。

個人情報保護に関する諸規定、手続きなどを県民に分かりやすい方法で周知するため、大学ホームページに個人情報保護に関する諸規定及び公開窓口等を掲載し周知を図る。

第 16 節 特色ある取り組み

1 学部プロジェクト（生活科学科・国際文化学科）

【現状】

本学では、大学の中期目標「現代社会の緊急課題等を研究テーマとして、多様な専門分野の研究者が学際的・複合的に研究に取り組み、地域社会に有用な優れた研究成果をあげ、その成果を地域社会に積極的に還元する」に対して、本学独自で重点的に取り組む中期計画として「文化・環境に関する地域的課題についての研究」を挙げた。

本学には、現在、文化、言語、歴史、民俗、被服、建築、食物、健康など広汎な専門分野の教員が在籍している。教育面では、その特徴を十分に発揮し、研究面では、各自の特定分野を中心にした研究活動を主に続けてきたため、異分野の研究者が共存する研究環境の特性を十分に活かしていない実情があった。

そこで、研究を通じて地域に貢献する本学の方策として、異分野の研究者が共存している研究環境を活用することを考え「地域の生活環境に関する文化的観点からの総合研究」（研究期間 3 年）を平成 17 年度から開始した。これは、教員全員が研究メンバーとして参画した、文化と環境の視点から地域的な課題を発掘して、その解決に向けての糸口を掴み、それを地域に発信するプロジェクト研究である。

学部プロジェクトの研究テーマは次のとおりである。

- ① 岩手県における居住者の冬に対する意識と住宅温熱性能との相互関係
- ② 地域性のある食品と健康・文化に関する研究
- ③ 岩手県内市町村の「多文化共生事業」調査
- ④ 一関・本寺地区の伝統と未来

まず、専門性などから全教員を「住宅環境」、「健康」、「国際交流」（後に「多文化共生」と変更）、「文化の継承」の 4 つのグループに分け、それぞれを研究の実行単位とした。そして、「地域」と関連し「地域文化」あるいは「生活環境」の側面を持つ、各教員のこれまでの研究シーズの調査を行い、それらを素材にして、生活環境や地域文化に関して地域社会が抱えている課題、あるいは、それに対するアプローチの可能性をグループ毎に整理し、それを基盤にして課題設定に向けた調査・研究に入った。その結果、次のような具体的な研究の方向性を見出し、平成 18 年度の研究へと結びつけている。

① 冬の暮らしの捉え方と住宅性能（住宅環境グループ）

盛岡市近郊の戸建住宅を対象に実施した「居住環境評価に関するアンケート調査」および「室内温熱環境実測」の結果を詳細に分析して調査方法を確立するとともに、調査範囲を県内全域に拡げ、冬に対する意識構造の形成と住宅性能・住まい方との関連性、および地域特性の違いについて検討を重ねている。

② 地域における地産地消の影響（健康グループ）

県内の食品販売店に対する地場製品の販売調査結果（調査済み）と市町村特産品との関連性を検討するとともに、消費者に対する地産地消の意識調査と食品入手状況調査を実施し、地域食品の健康や食文化との関わりなどを考察して、地域における地産地消の健康への影響について検討している。

③ 多文化共生を円滑にするためには（多文化共生グループ）

県内に在住する外国人の日本文化や制度に関する意識調査と、地域住民の外国人住民に対する意識調査を実施し、外国人住民を支援するための人材育成に関して必要なマニュアルを作成するための基本データを収集するとともに、その分析を行っている。

④ 文化的景観を生かした地域づくり（文化の継承グループ）

文化遺産の歴史的な性格を文化的景観の視座から捉え直すこと、食文化と地域おこしを農家起業の観点から調査研究すること、また自然農法に関するNPOや情報ネットワークの問題点を研究すること、などといった各研究課題を展開しながら、研究課題の有機的総合化を図った。

生活科学科においては、平成 17 年度に行った二級建築士の模擬試験の結果を踏まえ、資格取得のために開設した住居系科目の授業内容を改善し、各種資格取得へのカリキュラムを充実し、専門職としての実力を身につけさせている。

こうした取組みを踏まえて、本学科では、「衣食住を中心とした地域活性化プログラム」というテーマで、平成 19 年度文部科学省・現代的教育ニーズ取組支援プログラムに申請した。概要は、テーマを生活そのものに限定し、地域における取組みを学生が援助していく内容で、大きく変化している現代の生活を、衣食住の観点から見直すことと、それらの共通部分が生活の質を高め、ひいては健康で快適な生活を目指すという、本来の地域の生活のあり方に対して学生が支援する。広がりを持たせる目的を持ち、大学における基礎領域での養成、地域的課題に対する具体的な支援と還元などを通じて、地域活性化に寄与するというものである。

【点検・評価】

学部プロジェクトはこれまでの成果を踏まえての研究を推進し、その中間結果を論文・報告書等の形式で公開している。

生活科学科における学部プロジェクトの 1 つは、「岩手県における居住者の冬に対する意識と住宅温熱性能との相互関係」であり、他方は、「地域性のある食品と健康・文化に関する研究」で、両研究プロジェクトとも日常生活の衣・食・住を基盤とした地域社会貢献型の研究成果を挙げており、評価に値する。

国際文化学科における「文化の継承グループ」は一定の成果を挙げたので発展的解散を行い、研究結果は「地域文化理解演習」に活用されている。研究内容は学生との実地研修へと移行された。「多文

化共生グループ」は、岩手県における在住外国人理解と支援を基盤とした地域社会貢献型の研究成果を挙げており、特色 GP の核となる部分を構築したことは評価に値する。今後、岩手県でも在住外国人の増加に伴い多文化共生社会事業が課題となっていくことから、教育機関として自文化理解に基づく異文化理解の教育や、県内それぞれの地域のもつ多文化共生事業の課題の発見と、外国人住民との共生に資する人材の育成がますます必要となる。

【改善方策】

学部プロジェクトの最終結果を学術論文・報告書の形にして公表する。今後さらに地域社会貢献のために研究成果を生かす方策を検討し実施する。

生活科学科の「岩手県における居住者の冬に対する意識と住宅温熱性能との相互関係」では住宅の省エネルギー問題に伴う不確実性を取り上げ、新築住宅の施工主の省エネルギー性能に対する考え方とその判断に「冬に対する意識」がどの程度関与するか、「冬に対する意識」はどのように形成されるのかを明らかにしていく。

「地域性のある食品と健康・文化に関する研究」では地域における食材の生産状況の把握と県内食品店舗における消費動向調査結果に続き、地産地消に関する意識調査と食品の利用に関する実態調査を通して、消費者を対象とした地域食品の家庭での消費状況を把握する。これらにより、地域における食品の生産・流通・消費の全体像を明らかにしていく。

国際文化学科の「多文化共生グループ」では、グローバル化、少子化等にもなう、外国人住民の増加を受け、彼らを「地域社会を支える主体」として認識し、日本人住民との共生を円滑にして、多文化共生の地域づくりを支援できる人材を育成するためのマニュアルを開発する。この研究により、地域の国際化を推進していく。

2 特色 GP の取組み（国際文化学科）

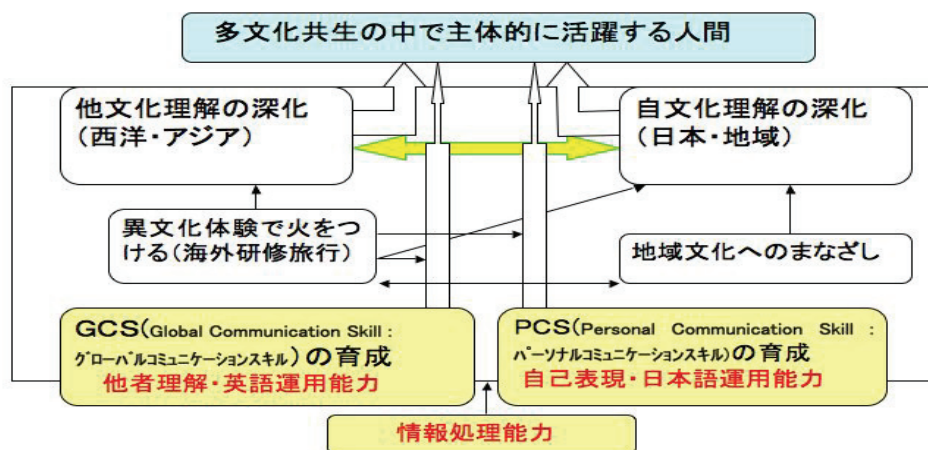
【現状】

国際文化学科では、文部科学省の平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム」（特色 GP）の短期大学士課程区分「教育課程の工夫改善を主とする取り組み」に申請した。当該部門応募 64 件の中から、本学科の「自他の文化理解を柱とした国際文化教育」が採択された。

この取組みは、多文化共生が進む国際社会にあって異文化体験によって学生の学習に対する確かな動機づけを行うとともに、いくつかの文化領域（西洋・アジア・日本）を同時連携的に学ぶことにより、自文化理解（自己理解）を基盤とした深い他文化理解（他者理解）とプレゼンテーション能力とを身につけた豊かな国際感覚を有する人材を育成しようとするものである。また同時に、その基盤として、文章や会話を正しく理解し、自らの言葉で思考し積極的に表現できる日本語運用を中心とした能力（パーソナル・コミュニケーション・スキル＝PCS）と、英語運用能力や情報処理能力（グローバル・コミュニケーション・スキル＝GCS）を身につけさせ、自らの言葉や生き方に立脚して積極的

に他者の文化を理解しようとする総合的プログラムによる国際文化教育を施すものである。（下図参照）

取組の基本的考え方



【点検・評価】

国際文化学科が採択された平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム」の選定理由は、次のとおりである。

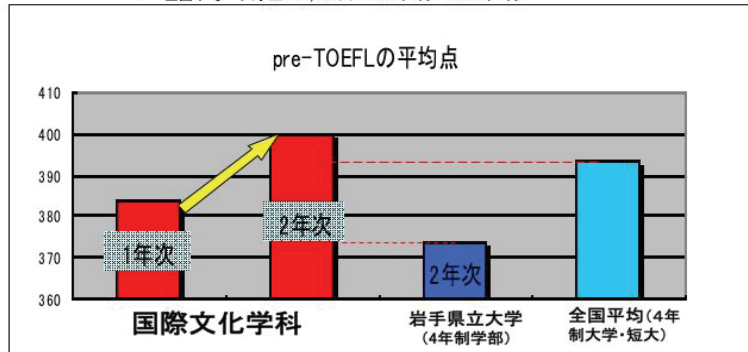
『この取組みは、地元自治体の期待を踏まえて、岩手県立大学盛岡短期大学部が掲げている「豊かな教養と国際感覚を身につけることにより、地域の国際化に貢献する人材を育成する」という教育目的を達成するため始められたものである。開学当初からの教育実践の中で明らかにされたことは、豊かな国際感覚を培うためには英語運用能力だけでなく、日本語の文章を正確に理解し、自分自身の言葉で考え、表現できる日本語運用能力が基盤になることであった。この考え方を基本に平成 16 年度から取り組みを始めたということでまだ実績は浅いのだが、現代の社会に求められている「多文化共生社会の中で主体的に活躍する人間」の教育に着実な成果をあげている。その特色は、中核に海外研修旅行による異文化体験を据え、そこから日本語運用能力や英語運用能力および情報処理能力を高める学習意欲を引き出すことによって、学生が主体的に自他の文化理解を深める点にある。学生自身の体験を通してそこから総合的な学習を目指すことは、現代の学生にとって最も有効な方法の 1 つと考えられる。』（大学基準協会ホームページ参照）

本取組みの有効性について顕著なものとしては、第一に高い英語運用能力の修得である。GCS が入学時に比べて向上しており、その水準は全国四年制大学の平均を凌いでいる。（下図参照）

取組の有効性 高い英語運用能力を修得

・4年制大学を上回る英語運用能力 (IPU比較)

－ 国際文化学科テスト2004年4月(1年次生) 2005年12月(2年次生)
－ 全国平均 大学生 12,114人 2003年4月—2004年3月



第二に、PCS の成果として日本語運用能力が向上し、地元新聞に 22 名が投稿し 9 名が採択された。地元紙である岩手日報の「論壇」に採択された学生の問題提起は注目され、地域活性化へつながる効果があった。

進路については、カタール航空や国際観光を業務とする地元企業に就職を果たすだけでなく、海外留学を経験した後に地元企業で活躍し、企業から海外の大学に留学する学生も出た。

また、PCS による自己表現力を活かし、就職活動でも検討し、2006 年 3 月には 94% の就職率を達成した。進学についても四年制大学への編入学合格者が 15 名を超えるようになった。在学中から国際協力に関する活動に携わる学生が増え、卒業後も JICA など国際機関に勤務する卒業生も輩出しており、まだ実績は少ないが、着実に PCS と GCS の効果を検証することができる。

【改善方策】

国際文化学科の取組みにおいては、8 割の学生が海外研修旅行による異文化体験をしているが、残り 2 割の学生をどうするかという課題が残されている。経済的なことが関係するので困難を伴うが、次の 5 つの改善策によって、全員が早期異文化体験をできるように教育改善を行う。

- ① 海外研修旅行による早期異文化体験プログラムの充実と報告会の開催
- ② PCS 養成のための授業展開と改善の取組み
- ③ GCS 養成のための授業展開と改善の取組み
- ④ 自他の文化理解深化のための授業展開と改善の取組み
- ⑤ 各事業についての情報発信

終 章

第1節 理念・目的・教育目標

本学は、『「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学を目指すこと』を建学の理念とした岩手県立大学の併設短期大学部として、教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与することを目的としている。

本学の卒業生は県内外の企業等で活躍しており、本学における人材育成は、岩手県立大学の建学の理念、そして本学の目的に即したものと見える。しかし、近年の大学全入の社会動向や多様な受験生ニーズへの的確な対応を推し進めることが必要であり、平成 18 年度から岩手県立大学全体の課題として、本学の存廃、四年制移行をも視野に入れた将来構想の検討に入っている。

第2節 教育研究組織

本学は、生活科学科と国際文化学科の2学科によって構成されている。生活科学科は、家政科として本学発足以来の歴史を持ち、現在は生活科学専攻と食物栄養学専攻の2つの専攻で構成されている。国際文化学科は、平成 10 年の岩手県立大学設置に伴う本学の学科再編により新たに開設された学科である。

本学の教育研究組織は、学則第1条に掲げる本学の目的に合致しており、適切に機能していると評価できる。しかし、近年の高学歴志向等の社会的要請への対応、岩手県立大学全体の機能強化などという面からも、学科・専攻の構成などを含めて、本学のあり方について検討を進める必要があり、平成 18 年度から岩手県立大学全体の課題として、本学の存廃、四年制移行をも視野に入れた将来構想の検討に入っている。

第3節 学科・専攻科の教育内容・方法等

生活科学科では、「生活科学」を人間の生活を科学的に研究し、生活の質的な向上を目指す教育研究とし、社会人として専門性と幅広い応用能力を持ち、グローバルに考え地域レベルで活躍できる人材の育成を目標としている。生活科学専攻では、平成 16 年度から、二級建築士受験資格（要実務経験）を付与できるカリキュラムを編成しており、毎年約 1/3 の学生がこの資格を得て卒業している。食物栄養学専攻では栄養士免許を取得できるカリキュラムを編成しており、毎年ほぼ全員の学生がこの免許を得て卒業している。今後も、これらの資格付与を継続するとともに、その条件下でより効果的な教育を実践していく。

国際文化学科は、豊かな国際性を備え、地域の国際化に貢献できる人材の育成を目標としている。

特に、早期の異文化体験を目的として、海外研修を柱とした演習科目を設けており、異文化理解能力の向上に大きな効果を挙げている。平成 18 年度には、本学科におけるコミュニケーションスキルを育成しながらの「自他の文化理解を柱とした国際文化教育」が特色 GP に採択された。今後も、この特色 GP 事業で推進した教育プログラムをより磨き上げながら実施していく。

また、いずれの学科においても、講義、演習、実験等の各種の授業において、少人数クラスによるきめ細かい教育を実施しており、今後ともこの特長を活かした教育を継続していく。

第 4 節 学生の受け入れ

本学における入学者選抜方法には、一般選抜と特別選抜がある。一般選抜は、平成 19 年度入学者選抜から大学入試センター試験と本学独自の学力検査を併用する方式で実施している。特別選抜は、両学科で推薦入学（一般）を実施しており、加えて、国際文化学科では、推薦入学（特別）および帰国子女、社会人等を対象とした特別選抜を実施している。

本学の入学者選抜は例年問題なく実施されており、実施体制は適切と判断できる。また、学生募集方法や入学者選抜方法は、ホームページや各種の資料等で広く公表されている。試験問題、出題意図についてもホームページで公開しているほか、全ての選抜区分で個人成績の口頭開示請求に対応しており、受験生への説明責任を果たしている。

平成 19 年度には明文化されたアドミッションポリシーを作成した。平成 21 年度入学者選抜から募集要項等に明記し、入試説明会等の機会を通じて広く周知する。また、随時、このアドミッションポリシーに基づく選抜方法であるかを検証し、必要に応じて見直しを加えていく。

現状の収容定員と在籍学生数の比率は 1.12、退学者数は在籍学生数の 3 % 以下であり、定員管理は概ね適切になされている。現在のところ、志願者数が定員を下回ることはないが、今後も引き続き志願者の確保をしていくことが必要である。

第 5 節 学生生活

本学は岩手県立大学（四年制）と同じキャンパス内に併設されており、学生の心身の健康保持への支援、進路選択支援、経済的支援、課外活動への支援とも、岩手県立大学全体と同様の恵まれた仕組みが備えられている。それに加えて、特に就職、編入学指導に関しては、本学独自の多様な取組みを実施し、きめ細かい支援を行っている。

これらの支援については、今後も継続して実施していく。

第 6 節 研究活動と研究環境

本学所属の各教員は、それぞれの専門分野において、論文等の発表、学会等での活動を行なっている。

学内での連携として、平成 17 年度から本学全体として取り組んでいる「学部プロジェクト研究」

がある。平成 20 年度は、過去 3 ヶ年の成果を基に、新たな研究グループを編成しなおし、地域を取り巻く環境の変化に対応した生活・文化を対象とする研究に取り組む。

また、岩手県立大学全体として、学部横断的な研究を促進するために「全学プロジェクト等研究費」を制度化しており、本学教員も同制度による研究に参画しているほか、学外の研究組織等と連携した研究も実施している。今後とも、岩手県立大学他学部や外部研究組織等との共同研究を促進し、研究の質・量ともに向上するよう努める。

研究上の成果は、開学以来毎年発刊している盛岡短期大学部研究論集と、平成 19 年度に構築された「研究者情報システム」等によって公表している。これらについては、更に質の向上を図りながら継続して運用し、常に最新の研究活動に関する情報発信を行う。

第 7 節 社会貢献

社会への貢献として、岩手県立大学全体で実施している公開講座への参加に加えて、本学独自の取り組みとして、一般市民向けの公開講座、栄養士就業者のためのリカレント講座等を実施している。

自治体や企業等との教育上の連携については、各分野の専門家を非常勤講師等として任用しているほか、学外実習の実習先として協力してもらっており、高い効果が得られている。研究上の連携については、本学の教員が学外の教育研究機関、自治体、企業・団体および地域と幅広く連携して、数多くのテーマに取り組んでいる。

これらの取り組みについては、今後も引き続き推進し、社会との交流をより積極的に促進させていく。

第 8 節 教員組織

本学の専任教員数は、短期大学設置基準に定める必要専任教員数を上回っており、専門科目の約 7 割は専任教員が担当するなど、本学の理念・目的・教育目標を達成するために適切な体制を確保している。今後も、現在の教員組織を維持することを基本として、組織運営を行っていく。

教育研究支援職員については、国際文化学科に配置した TA が、英語関連の正課外教育において顕著な成果を上げており、今後も引き続いて任用する予定である。

教員の任免、昇任等については、就業規則、教員選考基準等に沿って運用しており、今後も、これらの規程に基づいて、公正性、透明性、客観性を確保する。教員の処遇面については、教員の質的向上及び教育研究活動の活性化につなげるために、人事制度全般についての検討を始めたところであり、本学に適した人事制度の構築を目指して検討を進める。

第 9 節 事務組織

本学の事務職員は、その大部分が岩手県からの派遣職員であり、県の人事異動により 3 年程度で異動するため、大学事務についてのノウハウの蓄積が進まないという課題があるが、任期付職員を計画的に採用して大学事務に精通した職員を養成するとともに、研修体系を構築し、職員のスキルアップ

を図っていく。

第10節 施設・設備等

本学の施設・設備等は、豊かな自然環境の中に、ゆとりあるキャンパスと高い水準の設備を有する校舎が配置されている。とりわけ、学生と教職員の「一人一台パソコン」の環境を支える学内情報システムは、学生及び教員の教育研究の推進に大きく寄与している。

また、体育館や屋外の体育施設等が充実しており、岩手県立大学（四年制）と同じキャンパス内にあることを最大限にメリットとして活かしている。

これらの恵まれた環境を、本学の発展につなげ続けていくためには、施設・設備ともに、常に利用する側の視点に立った最適な維持・管理に努めていくことが求められている。

利用者である学生や教職員が、教育研究に際しての高い利便性を感じつつ、また、自らの学び舎として喜びや誇りを持てる視点に立って、施設・設備の整備を進めていく。

第11節 図書館および図書・電子媒体等

本学の図書館は、岩手県立大学全体のメディアセンターとして設置している。常時運営に当たっている6名の図書専門員は、全員が図書司書の資格を有しており、図書館の機能を発揮できる体制としている。

本学の学科に対応した専門書をはじめ、併設する岩手県立大学（四年制）の各学部に対応した多岐にわたる分野の専門書を所蔵しており、また、図書館の規模、機器の整備状況等、岩手県立大学（四年制）と同じキャンパス内にあることにより、きわめて恵まれた環境にある。

今後とも、図書専門員の専門的な知識を活かして、全体的な蔵書計画や資産の管理を行うとともに、本学を含めた各学部等の意見を踏まえながら、オンラインジャーナル化の推進など予算の効果的、効率的な活用を図る。

第12節 管理運営

本学は法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が運営するところとなっており、定款をはじめ、組織規程、代決専決規程等を改めて整備し、適切な管理運営に努めている。また、法人化に伴い、学長の企画立案・執行機能を補佐する本部制を整備するなど、一層の機能強化を図った。

本部は、大学幹部である教員と事務組織が一体となって、本学を含めた岩手県立大学の各学部等に共通する校務に関する企画立案を担うことにより、各学部等や教員の活動を導きかつ支援するが、本部長会議や学部長等会議により意思形成を行い、必要に応じて教授会における検討や教育研究会議における審議を経て、意思決定し、適切かつ公正な管理運営を行う体制を構築している。

一方、法人は、大学幹部が理事を兼ねており、大学と一体的に法人を経営する体制としているが、法人経営と大学運営の実質的な線引きが判然とせず、意思形成するための会議も多くなったことによ

り、意思形成過程がわかりにくい面が生じていることは否定できない。

このため、短期大学部長のリーダーシップによる運営を基盤として、学長のリーダーシップと短期大学部長の参画による全学運営を明確な形で行うことが必要であり、今後、管理運営体制について継続的に検証しながら、弾力的に見直していく中で、権限と意思形成過程の明確化を図らなければならない。

第13節 財務

本法人の財務状況は、収入・支出規模が概ね年額 65 億円程度で推移する中、平成 17 年度からの法人化以降、平成 18 年度の決算時点で 8 億円を超える積立金を有するなど、本中期計画期間でみれば良好と言っていい状況にある。

しかしながら、収入の 7 割程度を占める設置団体からの運営費交付金については、厳しい財政状況を受けて一定の減額がルール化されており、長期的にみれば、むしろ極めて厳しいと認識すべき状況にある。

収入のほとんどを設置団体からの交付金と学生納付金で構成されていることがその要因であることから、今後の対応策はそれ以外の自己収入の確保にあることが導かれる。すなわち、研究資金をはじめとする外部資金の獲得である。本学が持続的に発展を続けていくために、法人化後日が浅い大学であるハンディ意識を早期に払拭し、大学組織全体として外部資金の獲得を強化する仕組みづくりを進めていく。

第14節 自己点検・評価

平成 10 年 4 月以降、岩手県立大学の全学的な自己評価委員会を組織して、不断に自己点検・評価を行うとともに、法人化に伴う中期目標・中期計画の枠組みの中で点検・評価を実施してきたところであるが、その多くは部局単位の取組みにとどまってきたことは否めず、今回の認証評価の受審にあたり、改めて大学改革推進本部を設置して取り組んだことにより、初めて、広範な活動に関して全学的な視点からの調整を経た自己点検・評価報告書を取りまとめることができたものである。

この取組みは、今後も継続して行うべきものであるが、法人化と認証評価の取組みが別なものとして始まった経過もあることから、中期目標・中期計画において目指すべき方向と認証評価における方向性との整合を図り、スパイラルな関係性をもった自己点検・評価と、自己点検・評価に基づく改善・改革の活動を実践していくことが必要となっている。

このため、大学改革推進本部を核としながら、本部と大学評価委員会、本学を含めた岩手県立大学の各部局における自己点検・評価実施体制の位置づけを整理し、実質的な自己点検・評価の体制と仕組みを構築していかなければならない。

第 15 節 情報公開・説明責任

本学は、県立の大学として、その財政状況はもとより、教育研究活動の実施状況や地域に対する貢献の実績など、さまざまな視点において地域社会から注目されている。

このため、県の条例に基づく情報公開や個人情報保護に関する規定の整備、地方独立行政法人法に基づく財政状況や自己点検・評価に関する情報公開はもちろんのこと、学生や教員の活動、地域課題に関する本学の取組み、入試や就職等の情報など、積極的な広報活動により説明責任を果たし、理解を得るよう努めている。

今後、県民の理解を一層深め、変わらず本学を支援し続けていただくため、財政状況や計画・予算、自己点検・評価や第三者評価について、よりわかりやすく伝えるとともに、県民の知りたいニーズに、より広範に、より容易に、より詳細に応えるべく、戦略的な広報活動を展開していくことが必要である。

本報告書作成の過程においては、理念・目的・教育目標をはじめとして、教育、学生の受け入れ、学生生活、研究活動、社会貢献、さらには事務組織や施設、管理運営等にいたるまで、総合的・網羅的に自己点検・評価を実施した。また、基本的には平成 17 年度の法人化以降の事項についての点検・評価が中心であるが、項目によっては平成 10 年の岩手県立大学設立から現在までの期間全てについても点検・評価を行った。このことは、本学の設立以来初めてのことであり、きわめて意義の大きいことであると考えられる。

この過程で明らかになった本学の問題点をしっかりと把握し、今後は、改善方策に示した事項を一つ一つ着実に実行していくことが何よりも大切なのは言うまでもない。